参考 1-1

石川県地域防災計画（地震災害対策編）修正　新旧対照表

現　　行	修　正　案
石川県地域防災計画 地震災害対策編 （令和７年９月修正）	石川県地域防災計画 地震災害対策編 （令和８年５月修正） ※この表に掲げるもののほか、本文中の「危機対策課」は「防災対策課」に、「医療対策課」は「医療支援課」に、「庶務課」は「教育政策課」に、「警察本部警備課」は「警察本部災害対策課」に、それぞれ改めた。

第１章　総則 第２節　性格及び基本理念 １（略） ２　基本理念等 （１）用語 （略） イ　指定地方行政機関 （略） 中部管区警察局、（追加）北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区気象台（金沢地方気象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）（追加） ウ　指定公共機関 （略） 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（北陸支店）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、 （略）	第１章　総則 第２節　性格及び基本理念 １（略） ２　基本理念等 （１）用語 （略） イ　指定地方行政機関 （略） 中部管区警察局、中部管区行政評価局（石川行政評価事務所）、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区気象台（金沢地方気象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）、近畿中部防衛局 ウ　指定公共機関 （略） 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、ＮＴＴ西日本株式会社（北陸支店）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、ＮＴＴドコモビジネス株式会社（北陸支社）、 （略）

第３節　県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る地震防災に寄与すべきものである。それぞれが地震防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
県		・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。 ・国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。
市町		・当該市町の地域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。 ・市町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・住民等に対する防災対策の指導に関すること。
指	中部管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・情報の収集及び連絡に関すること。

（略）

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
行政機関 指定地方	国土地理院（北陸地方測量部）	・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 ・災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。

（略）

第３節　県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る地震防災に寄与すべきものである。それぞれが地震防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
県		・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。 ・国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。
市町		・当該市町の地域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。 ・市町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・住民等に対する防災対策の指導に関すること。
指	中部管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・情報の収集及び連絡に関すること。
	中部管区行政評価局（石川行政評価事務所）	・被災者への生活支援情報の提供に関すること。 ・専用電話を備えた行政相談窓口の開設に関すること。 ・特別行政相談所の開設に関すること。

（略）

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	国土地理院（北陸地方測量部）	・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 ・災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。
	近畿中部防衛局	・在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 ・自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する石川県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

（略）

第４節　本県の特質と既往の地震災害 １（略） ２　地質及び地盤等の特性と地震の発生状況 （１）～（２）（略） （３）石川県及びその周辺での地震の発生状況 （略） 　また、最近の被害地震としては、１９９３年（平成５年）の能登半島沖地震（Ｍ６．６）、２００７年（平成１９年）の能登半島地震（Ｍ６．９）がある。 （略）	第４節　本県の特質と既往の地震災害 １（略） ２　地質及び地盤等の特性と地震の発生状況 （１）～（２）（略） （３）石川県及びその周辺での地震の発生状況 （略） 　また、最近の被害地震としては、２００７年（平成１９年）の能登半島地震（Ｍ６．９）、２０２４年（令和６年）の能登半島地震（Ｍ７．６）がある。 （略）

第２章　地震災害予防計画	第２章　地震災害予防計画
【地震災害予防計画の体系】 　地震から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき、必要な地震予防対策を、一丸となって講じる。 　また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 　なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。 （略） 第１節　防災知識の普及 １～５（略） ６　災害教訓の伝承 （１）（略） （２）住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。 第２節　県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２　県民のとるべき措置 ＜平時の心得＞ （略） ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 （略） ３～４（略） 第３節（略）	【地震災害予防計画の体系】 　地震から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき、必要な地震予防対策を、一丸となって講じる。 　また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 　なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする<u>ほか、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする</u>。 （略） 第１節　防災知識の普及 １～５（略） ６　災害教訓の伝承 （１）（略） （２）住民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、</u>自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。 第２節　県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２　県民のとるべき措置 ＜平時の心得＞ （略） ○ペット動物との同行避難や避難所<u>等</u>での飼養について準備する。 （略） ３～４（略） 第３節（略）

第４節　防災ボランティアの活動環境の整備 １　基本方針 （１）地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 　このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。 　特に、災害支援ＮＰＯ等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。 　また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 （２）～（３）（略） ２（略） ３　防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） （４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等 　市町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。 ４（略） 第５節（略） 第６節　防災体制の整備 １　基本方針 　地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活	第４節　防災ボランティアの活動環境の整備 １　基本方針 （１）地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 　このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。 　特に、災害支援ＮＰＯ等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。 　また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 　さらに、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、ボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。 （２）～（３）（略） ２（略） ３　防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） （４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等 　市町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。 ４（略） 第５節（略） 第６節　防災体制の整備 １　基本方針 　地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活

動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 　また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。 　さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和２年における新型コロナウイルス感染症対策の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。	動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 　また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。 　さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和２年における新型コロナウイルス感染症対策の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 　加えて、県及び市町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。
２　県の活動体制 （１）～（５）（略） （６）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 　ア　県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 　イ～エ（略） （新設） （７）～（９）（略）	２　県の活動体制 （１）～（５）（略） （６）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 　ア　県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとする。特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 　イ～エ（略） 　オ　県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。 （７）～（９）（略）

（10）受援計画の策定等 ア～カ（略） （新設） （新設） （11）～（18）（略） （19）災害廃棄物の処理体制の整備 県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、市町等へ周知を図るとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。 また、県は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、中部ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 （20）（略） （21）システムの整備・利活用 県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、国とともに、研修や訓練の実施に努めるものとする。 ３　市町の活動体制 （１）～（８）（略） （９）罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。 ア～イ（略） ウ　自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。 エ～カ（略） （10）災害廃棄物の仮置場の確保等 市町は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。 また、市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大	（10）受援計画の策定等 ア～カ（略） キ　県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。 ク　県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。 （11）～（18）（略） （19）災害廃棄物の処理体制の整備 県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、市町等へ周知を図るとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。 また、県は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、中部ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 さらに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、石川県災害廃棄物処理方針の見直しを行い、市町が作成する災害廃棄物処理計画の実効性の向上に努めるものとする。 （20）（略） （21）システムの整備・利活用 ア　県は、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。 イ　県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、国とともに、研修や訓練の実施に努めるものとする。 ３　市町の活動体制 （１）～（８）（略） （９）罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。 ア～イ（略） ウ　他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めること。 エ～カ（略） （10）災害廃棄物の仮置場の確保等 市町は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。 また、市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大

きさの仮置場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。	きさの仮置場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。 　さらに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い計画の実効性の向上に努めるものとする。
（11）～（18）（略） ４～５（略） （新設）	（11）～（18）（略） ４～５（略） ６　地域防災力の向上 　県及び市町は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。
第７節　通信及び放送施設災害予防 １（略） ２　通信用施設設備の整備 （１）（略） （２）市町の整備 ア　市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（ＪＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 　また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 　さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。 （３）～（６）（略）	第７節　通信及び放送施設災害予防 １（略） ２　市町の整備 （１）（略） （２）市町の整備 ア　市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（ＪＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 　また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 　さらに、孤立化が懸念される山間地集落等で地上回線が途絶した場合に備え、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努め、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。 （３）～（６）（略）

３　石川県総合防災情報システム

（略）

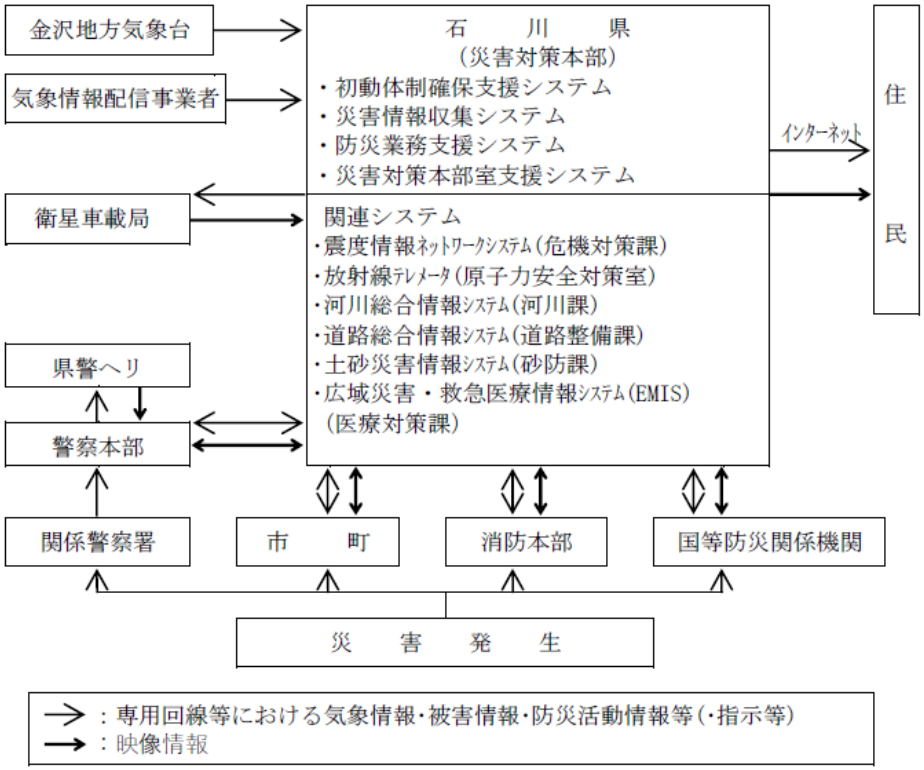

（略）

第８節～第９節（略）

３　石川県総合防災情報システム

（略）

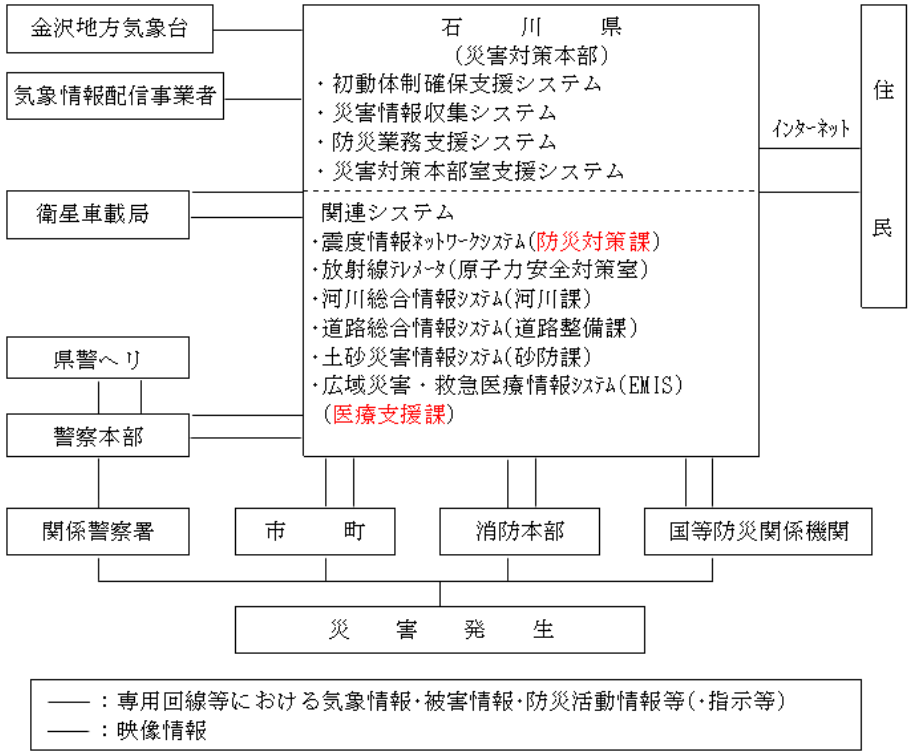

（略）

第８節～第９節（略）

第１０節　避難体制の整備

（略）

２　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

（略）

ト　県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。

（追加）

第１０節　避難体制の整備

（略）

２　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

（略）

ト　県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。

災害時におけるキッチンカーによる食事提供の実施等に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）地域活性化プロジェクト縁GIN	R7.5.9	06-4397-7452	－
	（一社）日本キッチンカー経営審議会	R7.7.2	03－6820－9398	－

災害時における入浴等支援及び送風機の貸与に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（特非）Ｖネット	R7.12.25	090-8862-7999	050-3174-5038

災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	WOTA(株)	R8.3.16	050-1732-8508	03-5843-6906

第１１節　要配慮者対策 １（略） ２　在宅の要配慮者への配慮 （１）（略） （２）避難行動要支援者の避難支援計画の策定 ア～オ（略） カ　県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。 （３）～（８）（略） ３～５（略） 第１２節　緊急輸送体制の整備 （略） ４　港湾・漁港の整備 （１）港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。 また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。 （２）港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行う。 ５（略）	第１１節　要配慮者対策 １（略） ２　在宅の要配慮者への配慮 （１）（略） （２）避難行動要支援者の避難支援計画の策定 県及び市町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。 ア～オ（略） カ　県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。 （３）～（８）（略） ３～５（略） 第１２節　緊急輸送体制の整備 （略） ４　港湾・漁港の整備 （１）国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の防災拠点機能を確保するものとする。 （２）港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。 また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。 （３）港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行う。 ５（略）

第１３節　医療体制の整備 １（略） ２　医療救護体制の整備 （１）～（６）（略） （７）災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン 　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。 ３～６（略）	第１３節　医療体制の整備 １（略） ２　医療救護体制の整備 （１）～（６）（略） （７）災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター 　災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。 ３～６（略）
第１４節～第１５節（略）	第１４節～第１５節（略）
第１６節　食料及び生活必需品等の確保 １　基本方針 　住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 　このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 　また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。 ２（略） ３　食料及び生活物資の確保 　県及び市町は、平時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）（略）	第１６節　食料及び生活必需品等の確保 １　基本方針 　住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 　このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 　また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。 ２（略） ３　食料及び生活物資の確保 　県及び市町は、平時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）（略）

（２）市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 　また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 　さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 （略）	（２）市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 　また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努め、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 　さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 （略）

第３章　災害応急対策計画

第１節　初動体制の確立

１（略）

２　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

（略）

配備体制及びその基準等

配　備　体　制		基　　準	動員対象職員
災害対策本部設置前	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に**震度３**の地震が発生したとき	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
		・県下に**震度４又は震度５弱**（５⁻）の地震が発生したとき	・危機管理部全職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等） ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		・県下に**震度５強（５⁺）以上**の地震が発生したとき ・県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・全職員（自主登庁）

３　通報連絡体制及び県職員の動員

(1) 通報連絡体制

ア　知事は、県内に震度３以上の地震が発生したときは、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。

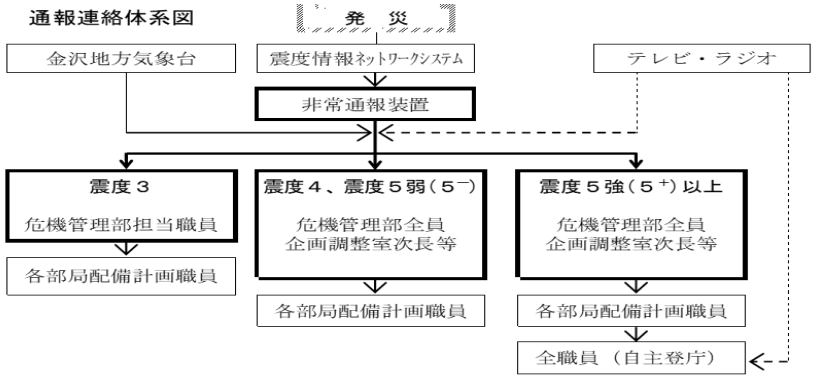

（略）

第３章　災害応急対策計画

第１節　初動体制の確立

１（略）

２　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

（略）

配備体制及びその基準等

配　備　体　制		基　　準	動員対象職員
災害対策本部設置前	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に**震度３**の地震が発生したとき	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
		・県下に**震度４又は震度５弱**（５⁻）の地震が発生したとき	・危機管理部担当職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等） ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		・県下に**震度５強（５⁺）以上**の地震が発生したとき ・県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・危機管理部全職員 ・各部局の業務継続計画に定める必要人員

３　通報連絡体制及び県職員の動員

(1) 通報連絡体制

ア　知事は、県内に震度３以上の地震が発生したときは、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。

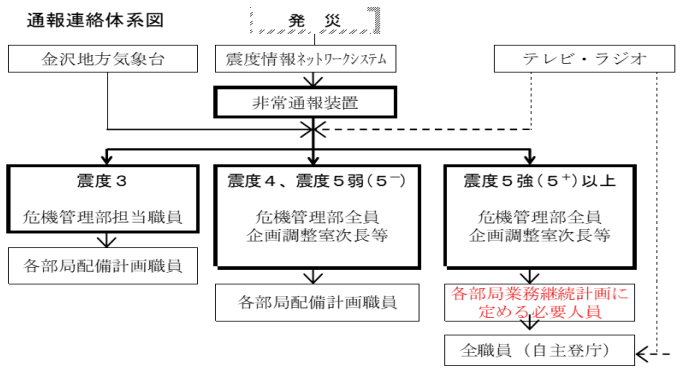

（略）

(3) 職員の動員 ア　注意配備体制及び警戒配備体制の場合 ２の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理部職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。 イ　災害対策本部体制の場合 ２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部設置体制になったときは、全職員が直ちに登庁する。 なお、登庁が不能の場合は、津波災害予防計画第６節２ (2)で定める県の機関に登庁する。 この際、市街地又は市街地に隣接する地域に立地する機関に登庁する職員は、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、できるだけ徒歩、自転車、バイク等の利用を心がける。 （略）	(3) 職員の動員 ア　注意配備体制及び警戒配備体制の場合 ２の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理部職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。 イ　災害対策本部体制の場合 ２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部設置体制になったときは、危機管理部職員及び各部局の業務継続計画に定める必要人員が直ちに登庁する。 なお、登庁が不能の場合は、津波災害予防計画第６節２ (2)で定める県の機関に登庁する。 この際、市街地又は市街地に隣接する地域に立地する機関に登庁する職員は、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、できるだけ徒歩、自転車、バイク等の利用を心がける。 （略）

４　災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

知事は、２の「配備体制及びその基準」に定める震度５強（５⁺）以上の地震等が発生した場合などには、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織等は、「石川県災害対策本部条例（昭和 37 年石川県条例第 51 号）」、「石川県災害対策本部規程（昭和 35 年訓令第７号）」及び「石川県災害対策本部運営要綱（昭和 37 年。以下「運営要綱」という。）」の定めるところによる。

(3) 災害対策本部は、知事を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、県、教育委員会及び警察本部を含む構成とし、地震災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(4) 災害対策本部は、原則として県庁内に設置する。

(5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部を、中能登及び奥能登の両総合事務所に地方部を、東京及び大阪の２県事務所に地方連絡部をそれぞれ置き、災害対策本部の事務を分掌させる。

地方部及び地方連絡部に部長を置き、部長には当該県事務所長及び事務所長を充てる。

（新設）

※（5）から移動

(6) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。

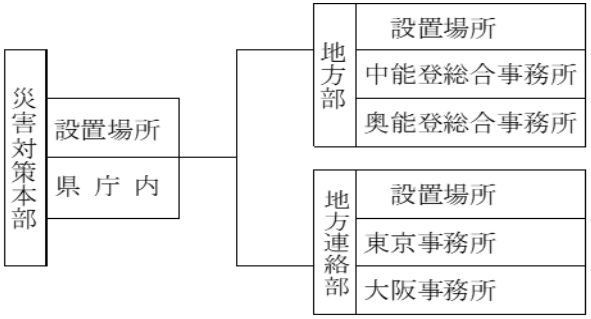

４　災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

知事は、２の「配備体制及びその基準」に定める震度５強（５⁺）以上の地震等が発生した場合などには、災害対策本部を設置する。

※（8）に移動

(2) 災害対策本部は、知事を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、県、教育委員会及び警察本部を含む構成とし、地震災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(3) 災害対策本部は、原則として県庁内に設置する。

(4) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部及び課・室を、中能登及び奥能登の両総合事務所に地方部を、東京及び大阪の２県事務所に地方連絡部をそれぞれ置き、災害対策本部の事務を分掌させる。

※(6)に移動

(5) 部に部長を置き、部長は本部員をもって充てる。また、課・室に課長（室長）を置き、課長（室長）は関係部局の各企画調整室次長及び各課長（室長）をもって充てる。

(6) 地方部及び地方連絡部に部長を置き、部長には当該県事務所長及び事務所長をもって充てる。

(7) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。

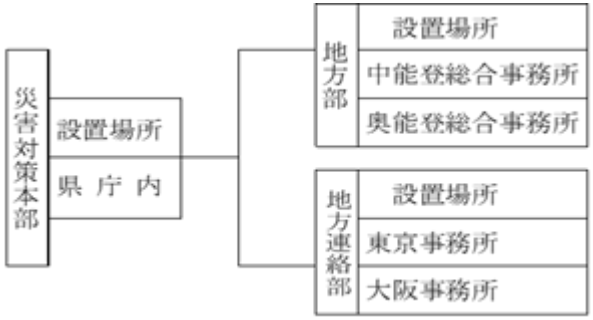

※（2）から移動 (7) 災害対策本部の組織、編成 ア　災害対策本部は、災害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を構成員とする災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。 イ　本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。 ウ　災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。 エ　部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各部局の各企画調整室次長及び各課長を充てる。 オ　本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たるため本部連絡員室を設置し、各部局の企画調整室次長等を本部連絡員として、原則として本部連絡員室に勤務させる。 　また、部内各班の連絡を図るため、部内連絡員（各課課長補佐（総括））を置く。 カ　災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。	(8) このほか、災害対策本部の組織、事務分掌等は、「石川県災害対策本部条例（昭和 37 年石川県条例第 51 号）」、「石川県災害対策本部規程（昭和 35 年訓令第 7 号）」及び「石川県災害対策本部運営要綱（昭和 37 年。以下「運営要綱」という。）」の定めるところによる。 （削除）

キ　災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

災害対策本部	本部員会議	職名
	本部長	知事
	副本部長	副知事
	副本部長	副知事
	本部員 危機管理部	危機管理部長
	総務部	総務部長
	能登半島地震復旧・復興推進部	能登半島地震復旧・復興推進部長
	災害資料部	企画振興部長
	文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長
	健康福祉部	健康福祉部長
	生活環境部	生活環境部長
	商工労働部	商工労働部長
	農林水産部	農林水産部長
	競馬事業部	競馬事業局長
	土木部	土木部長
	災害経理部	出納室長
	教育部	教育長
	警察部	警察本部長

各班長（各企画調整室次長・各課長）

部内連絡員（各課課長補佐（総括））

班員

本部連絡員室	
室長	危機対策課長
副室長	消防保安課長
本部連絡員（企画調整室次長等）	危機管理部企画調整室次長
	総務課課長補佐
	創造的復興推進課課参事
	企画振興部企画調整室次長
	文化観光スポーツ部企画調整室次長
	健康福祉部企画調整室次長
	生活環境部企画調整室次長
	商工労働部企画調整室次長
	農林水産部企画調整室次長
	競馬事業局総務課課長補佐
	土木部企画調整室次長
	出納室課長補佐
	教育委員会庶務課課長補佐
	警察本部災害対策課課長補佐

（削除）

(8) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、災害対策基本法第14条に基づく石川県防災会議と緊密な連絡のもとに、次に定める所掌事務を実施する。

なお、各部、各班の組織及び事務分担は、運営要綱の定めるところによる。

災害対策本部の所掌事務

○ 災害情報の取りまとめに関すること。
○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
○ 災害時における通信の確保に関すること。
○ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。
○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
○ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
○ 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
○ 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
○ 災害時における車輌、船舶等交通手段の確保に関すること。
○ 災害時における治安の確保に関すること。
○ 災害の応急復旧対策に関すること。
○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。

（削除）

５　現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

（略）

(2) 現地災害対策本部の組織、編成

（略）

イ　現地災害対策本部には、部及び班を設け、部に現地本部員を長とする部長を、班に班長を置く。

ウ　部長には当該関係部署の次長を充て、班長には、原則として、被災地域又はその周辺地域に所在する当該関係部署の出先機関の長を充てる。

（新設）

エ　部及び班の事務分担及び出先機関等については、運営要綱の定めによる。

オ　現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

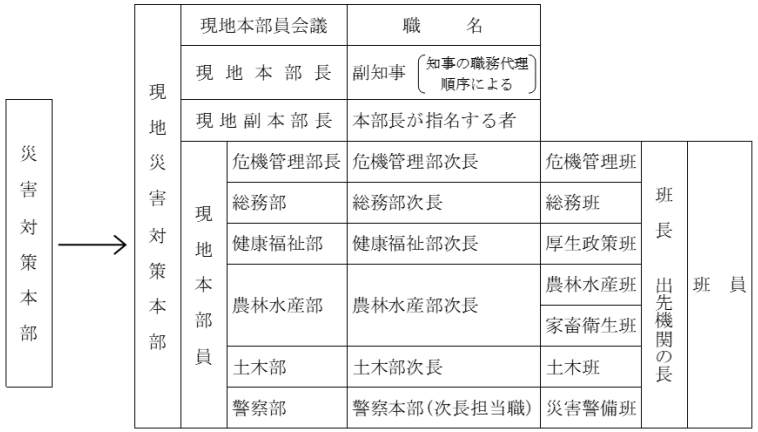

（注）１　現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く。）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。

２　必要のある都度、協力班等の班を設置する。

（略）

５　現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

（略）

(2) 現地災害対策本部の組織、編成

（略）

イ　現地災害対策本部には、部を設け、部に現地本部員を長とする部長を置く。

ウ　部長には当該関係部署の次長をもって充てる。

エ　各部は、その所掌事務に関し、災害地又はその周辺地域に所在する当該関係部署の出先機関その他関係機関をもって構成し、これらを指揮して必要な応急対策を実施する。

オ　各部の事務分担及び出先機関等については、運営要綱の定めによる。

（削除）

（略）

９　受援体制の確立 　県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （１）知事の応援要請 　ア　指定行政機関等に対する応援要請 　　県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　　上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 　（ア）災害の状況 　（イ）応援を要請する理由 　（ウ）応援を要請する区域及び範囲又は内容 　（エ）応援を必要とする期間 　（オ）その他必要な事項 （略） （２）市町長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請） 　市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　ア　災害の状況 　イ　応援を要請する理由 　ウ　応援を要請する区域及び範囲又は内容 　エ　応援を必要とする期間 　オ　その他必要な事項	９　受援体制の確立 　県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （１）知事の応援要請 　ア　指定行政機関等に対する応援要請 　　県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　　上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 　（ア）災害の状況 　（イ）応援を要請する理由 　（ウ）応援を要請する区域及び範囲又は内容 　（エ）応援を必要とする期間 　（オ）その他必要な事項 　　また、指定行政機関又は指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上記の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。 （略） （２）市町長の応援要請（知事又は他の市町長等に対する応援要請） 　市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　ア　災害の状況 　イ　応援を要請する理由 　ウ　応援を要請する区域及び範囲又は内容 　エ　応援を必要とする期間 　オ　その他必要な事項 　また、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。 　なお、上記の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急

（３）～（５）（略）

（６）各種団体に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

①～⑤（略）

（新設）

⑥（略）

を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

（３）～（５）（略）

（６）各種団体に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

①～⑤（略）

⑥　災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

（本章第 10 節「要配慮者の安全確保」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本福祉用具供給協会	R7.12.10	03-6721-5222	03-3434-3414

※以降、番号を繰り下げ

⑦（略）

⑦　石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定

（本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	加賀市医療センター	R6.4.1	0761-47-1212	－
	国民健康保険能美市立病院		076-260-7700	－
（略）				

（追加）

⑧～㉖（略）

⑧　石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定

（本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	加賀市医療センター	R6.4.1	0761-47-1212	－
	国民健康保険能美市立病院		076-260-7700	－
（略）				
石川県	やわたメディカルセンター	R7.4.1	0761-47-1212	－
	すずみが丘病院		076-260-7700	－
	ときわ病院		076-248-5221	－
	医王ヶ丘病院		076-262-6565	－
	松原病院		076-231-4138	－
	心臓血管センター金沢循環器病院		076-253-8000	－
	南ケ丘病院		076-256-3366	－
	24 時間対応型訪問看護ステーションすみれ		076-241-0663	－
	津幡訪問看護ステーション		076-239-4177	－
	PD ハウス小坂		076-254-5825	－
	浜野介護医療院		0767-52-3262	－
	県立看護大学		076-281-8300	－

⑨～㉖（略）

（新設）

㉗～㊱（略）
（新設）

㊲～㊾（略）

（７）～（８）（略）
１０～１１（略）

第２節　地震情報の発表・伝達
１～２（略）

㉗　災害時の応援業務に関する協定
（本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会	R7.9.21	076-248-4004	076-248-4174

※以降、番号を繰り下げ

㉘～㊳（略）
㊴　災害時における被災者等の移動手段の確保等に関する協定
（本章第 25 節「輸送手段の確保」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本カーシェアリング協会	R7.11.13	0225-22-1453	0225-24-8601

※以降、番号を繰り下げ

㊵～52（略）

（７）～（８）（略）
１０～１１（略）

第２節　地震情報の発表・伝達
１～２（略）

３　地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上を観測した地域名と市町毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注）	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 また、地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約２０～３０分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

３　地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度１以上 ・津波警報等発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

４　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び金沢地方気象台が関係団体、報道機関等に向けて提供する。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・津波注意報発表時 ・震度４以上	地震発生後３０分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報などを取りまとめた資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に、発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・津波注意報発表時 ・震度５弱以上　※	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内及び北陸地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの県内及び北陸地方の地震活動の状況をとりまとめた資料

第２節～第５節（略）

４　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び金沢地方気象台が関係団体、報道機関等に向けて提供する。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度４以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後３０分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表し、地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内及び北陸地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの県内及び北陸地方の地震活動の状況をとりまとめた資料

第２節～第５節（略）

第６節　災害広報 ２　広報機関 (1) 県災害対策本部設置の場合 ア　災害対策本部設置時には、危機管理班と戦略広報班（総務部）が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、戦略広報班が行う。 イ　県災害対策本部の災害情報センターに報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。 (2) 県災害対策本部未設置の場合 災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、石川県防災会議事務局（危機対策課）が原則として行う。 （略） 第９節　避難誘導等 １～６（略） ７　避難所の開設及び運営 （１）　市町 ア～ケ（略） コ　男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 サ～ソ（略） （２）（略） ８～１１（略）	第６節　災害広報 ２　広報機関 (1) 県災害対策本部設置の場合 ア　災害対策本部設置時には、危機管理部と総務部が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、戦略広報課が行う。 イ　県災害対策本部の災害情報センターに報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。 (2) 県災害対策本部未設置の場合 災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、石川県防災会議事務局（危機管理政策課）が原則として行う。 （略） 第９節　避難誘導等 １～６（略） ７　避難所の開設及び運営 （１）　市町 ア～ケ（略） コ　男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 サ～ソ（略） （２）（略） ８～１１（略）

第１０節　要配慮者の安全確保

（略）

２ 在宅の要配慮者に対する対策

（略）

（３） 被災状況等の把握及び日常生活支援

（略）

イ 被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

（略）

（追加）

（略）

第１１節　災害医療及び救急医療

１～２（略）

３　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制

（１）（略）

（２）県

ア～ウ（略）

エ　医療救護班の派遣

（ア）保健医療福祉調整本部は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

（イ）～（オ）（略）

オ～カ（略）

（新設）

（３）（略）

第１０節　要配慮者の安全確保

（略）

２ 在宅の要配慮者に対する対策

（略）

（３） 被災状況等の把握及び日常生活支援

（略）

イ 被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

（略）

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本福祉用具供給協会	R7.12.10	03-6721-5222	03-3434-3414

（略）

第１１節　災害医療及び救急医療

１～２（略）

３　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制

（１）（略）

（２）県

ア～ウ（略）

エ　医療救護班の派遣

（ア）保健医療福祉調整本部は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。

（イ）～（オ）（略）

オ～カ（略）

キ　県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。

（３）（略）

（４）災害支援ナースの派遣

（略）

（追加）

（５）～（15）（略）

４（略）

５　災害時後方医療体制

ア　医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

イ（略）

（４）災害支援ナースの派遣

（略）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	やわたメディカルセンター	R7.4.1	0761-47-1212	－
	すずみが丘病院		076-260-7700	－
	ときわ病院		076-248-5221	－
	医王ヶ丘病院		076-262-6565	－
	松原病院		076-231-4138	－
	心臓血管センター金沢循環器病院		076-253-8000	－
	南ケ丘病院		076-256-3366	－
	24時間対応型訪問看護ステーションすみれ		076-241-0663	－
	津幡訪問看護ステーション		076-239-4177	－
	PDハウス小坂		076-254-5825	－
	浜野介護医療院		0767-52-3262	－
	県立看護大学		076-281-8300	－

（５）～（15）（略）

４（略）

５　災害時後方医療体制

ア　医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。

イ（略）

６　重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 　搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 （２）搬送の実施 ア～イ（略） （新設） ７　他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川ＤＭＡＴを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 ８～１２（略） 第１２節　健康管理活動 １～３（略） ４　健康管理活動 （１）（略） （２）保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。 　なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。 （３）（略） 第１３節～第１４節（略）	６　重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 　搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 （２）搬送の実施 ア～イ（略） ウ　県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。 ７　他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川ＤＭＡＴを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。 ８～１２（略） 第１２節　健康管理活動 １～３（略） ４　健康管理活動 （１）（略） （２）保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態や多様なニーズ等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。 　なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。 （３）（略） 第１３節～第１４節（略）

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 360円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　限度額　１戸当たり 7,089,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1　平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 2　建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　給与期間　最高2年以内 5　賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
3	炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2　現物給付に限ること。

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全　壊 全　焼 流　失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半　壊 半　焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
6	医　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助　産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

第１５節　災害救助法の適用

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 370円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　限度額　１戸当たり 7,259,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1　平均1戸当たり7,259,000円以内であればよい。 2　建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　給与期間　最高2年以内 5　賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
3	炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,480円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2　現物給付に限ること。

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全　壊 全　焼 流　失	夏	20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	8,800
	冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
半　壊 半　焼 床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
	冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
6	医　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助　産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
8	被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
9	福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費 2　福祉避難所の設置以外 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費	災害発生の日から7日以内	
10	被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
11	被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了）	
12	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,500円 中学生生徒　5,800円 高等学校等生徒　6,300円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
13	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）232,200円以内 小人（12歳未満）185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
14	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
15	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり　3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
16	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
17	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

（略）

第１６節～第１９節（略）

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
9	福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費 2　福祉避難所の設置以外 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費	災害発生の日から7日以内	
10	被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 56,400円以内	災害発生の日から10日以内	
11	被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 757,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円以内	災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了）	
12	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,800円 中学生生徒　6,100円 高等学校等生徒　6,600円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
13	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）239,400円以内 小人（12歳未満）191,500円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
14	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
15	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり　3,800円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 6,100円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
16	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 148,600円以内	災害発生の日から10日以内	
17	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

（略）

第１６節～第１９節（略）

第２０節　公共土木施設等の応急対策
１（略）
２　道路施設
（略）
（２）応急復旧
被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。
また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。
（追加）

３　河川、海岸、港湾、漁港等施設
（１）応急措置
ア～ウ（略）
（新設）

（２）（略）
４～９（略）

第２１節～第２２節（略）

第２０節　公共土木施設等の応急対策
１（略）
２　道路施設
（略）
（２）応急復旧
被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。
また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。
災害時の応援業務に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会	R7.9.21	076-248-4004	076-248-4174

３　河川、海岸、港湾、漁港等施設
（１）応急措置
ア～ウ（略）
エ　港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省〕に対して被害状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行うものとする。
（２）（略）
４～９（略）

第２１節～第２２節（略）

第２３節　生活必需品の供給

１～３（略）

４　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

（１）～（２）（略）

（３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。

（４）県、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

（５）（略）

５（略）

第２４節（略）

第２５節　輸送手段の確保

（略）

４　要員、物資輸送車両等の確保

（略）

（２）陸路輸送

（略）

（追加）

第２６節（略）

第２３節　生活必需品の供給

１～３（略）

４　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

（１）～（２）（略）

（３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保するものとする。

（削除）

（４）（略）

５（略）

第２４節（略）

第２５節　輸送手段の確保

（略）

４　要員、物資輸送車両等の確保

（略）

（２）陸路輸送

（略）

災害時における被災者等の移動手段の確保等に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本カーシェアリング協会	R7.11.13	0225-22-1453	0225-24-8601

第２６節（略）

第２７節　防疫、保健衛生活動 １（略） ２　実施体制 （１）～（２）（略） （３）連携体制 　防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。 ３～７（略） 第２８節～第２９節（略） 第３０節　住宅の応急対策 １（略） ２　実施体制 （１）～（２）（略） （３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 　応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 　県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 　また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 　なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （４）～（５）（略） ３～５（略） 第３１節～第３２節（略） 第４章～第５章（略）	第２７節　防疫、保健衛生活動 １（略） ２　実施体制 （１）～（２）（略） （３）連携体制 　防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所等の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。 ３～７（略） 第２８節～第２９節（略） 第３０節　住宅の応急対策 １（略） ２　実施体制 （１）～（２）（略） （３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 　応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 　県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 　また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 　なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （４）～（５）（略） ３～５（略） 第３１節～第３２節（略） 第４章～第５章（略）

参考 1-2

石川県地域防災計画（津波災害対策編）修正　新旧対照表

現　　行	修　正　案
石川県地域防災計画 津波災害対策編 （令和７年９月修正）	石川県地域防災計画 津波災害対策編 （令和８年５月修正）

第１章　総則 第２節　性格及び基本理念 １（略） ２　基本理念等 （１）用語 （略） イ　指定地方行政機関 （略） 中部管区警察局、（追加）北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区気象台（金沢地方気象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）（追加） ウ　指定公共機関 （略） 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（北陸支店）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、 （略）	第１章　総則 第２節　性格及び基本理念 １（略） ２　基本理念等 （１）用語 （略） イ　指定地方行政機関 （略） 中部管区警察局、中部管区行政評価局（石川行政評価事務所）、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区気象台（金沢地方気象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）、近畿中部防衛局 ウ　指定公共機関 （略） 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、ＮＴＴ西日本株式会社（北陸支店）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、ＮＴＴドコモビジネス株式会社（北陸支社）、 （略）

第３節　県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが津波防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
県		・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。 ・国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。
市町		・当該市町の地域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。 ・市町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・住民等に対する防災対策の指導に関すること。
指	中部管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・情報の収集及び連絡に関すること。

（略）

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
行政機関 指定地方	国土地理院 （北陸地方測量部）	・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 ・災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。

（略）

第３節　県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが津波防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
県		・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。 ・国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。
市町		・当該市町の地域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。 ・市町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・住民等に対する防災対策の指導に関すること。
指	中部管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・情報の収集及び連絡に関すること。
	中部管区行政評価局 （石川行政評価事務所）	・被災者への生活支援情報の提供に関すること。 ・専用電話を備えた行政相談窓口の開設に関すること。 ・特別行政相談所の開設に関すること。

（略）

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	国土地理院 （北陸地方測量部）	・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 ・災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。
	近畿中部防衛局	・在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 ・自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する石川県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

（略）

第２章　津波災害予防計画	第２章　津波災害予防計画
【津波災害予防計画の体系】 　津波から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、住民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、一丸となって津波予防対策を講じる。 　　また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進すし、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。 　　なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。 （略） 第１節　防災知識の普及 １～５（略） ６　災害教訓の伝承 （１）（略） （２）住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。 （略） 第２節　県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２　県民のとるべき措置 ＜平時の心得＞ （略） ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 （略） ３～４（略） 　（略）	【津波災害予防計画の体系】 　津波から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、住民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、一丸となって津波予防対策を講じる。 　　また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進すし、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。 　　なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとするほか、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。 （略） 第１節　防災知識の普及 １～５（略） ６　災害教訓の伝承 （１）（略） （２）住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。 （略） 第２節　県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２　県民のとるべき措置 ＜平時の心得＞ （略） ○ペット動物との同行避難や避難所等での飼養について準備する。 （略） ３～４（略） 　（略）

第４節　防災ボランティアの活動環境の整備 １　基本方針 （１）地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 　このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。 　特に、災害支援ＮＰＯ等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。 　また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 （２）～（３）（略） ２（略） ３　防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） （４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等 　市町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。 ４（略） 第５節（略） 第６節　防災体制の整備 １～５（略） （新設） （略）	第４節　防災ボランティアの活動環境の整備 １　基本方針 （１）地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 　このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。 　特に、災害支援ＮＰＯ等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。 　また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 　さらに、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、ボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。 （２）～（３）（略） ２（略） ３　防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） （４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等 　市町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。 ４（略） 第５節（略） 第６節　防災体制の整備 １～５（略） ６　消防体制の整備 　消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。 （略）

第７節　通信及び放送施設災害予防 １（略） ２　通信用施設設備の整備 （１）（略） （２）市町の整備 ア　市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（ＪＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 　また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 　さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。 （３）～（６）（略）	第７節　通信及び放送施設災害予防 １（略） ２　市町の整備 （１）（略） （２）市町の整備 ア　市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（ＪＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 　また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 　さらに、孤立化が懸念される山間地集落等で地上回線が途絶した場合に備え、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努め、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。 （３）～（６）（略）

３　石川県総合防災情報システム

（略）

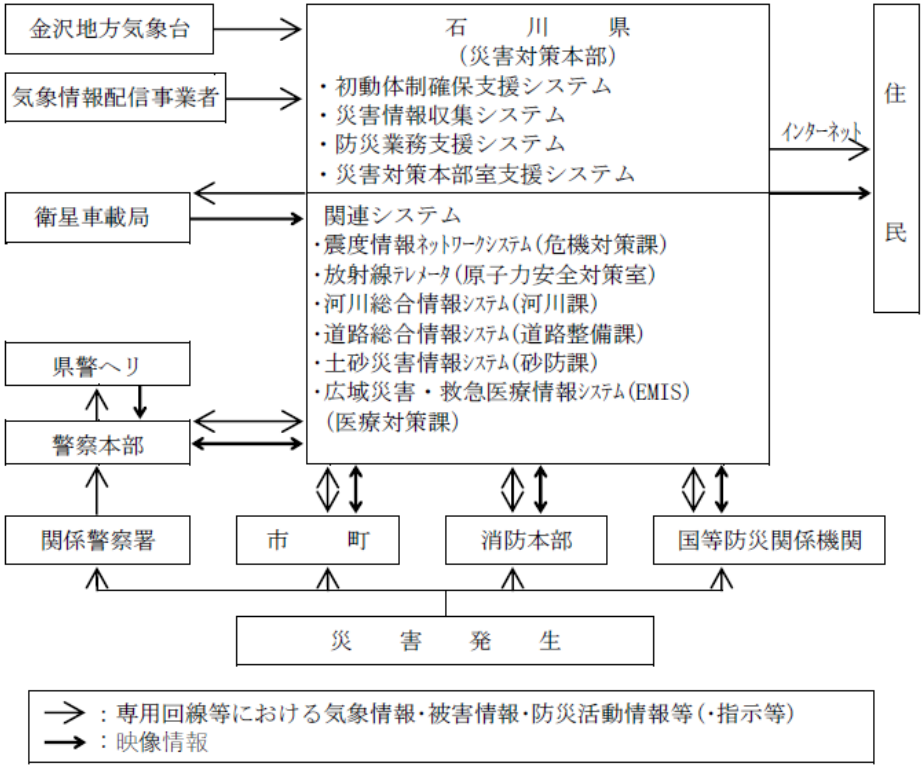

（略）

第８節～第９節（略）

３　石川県総合防災情報システム

（略）

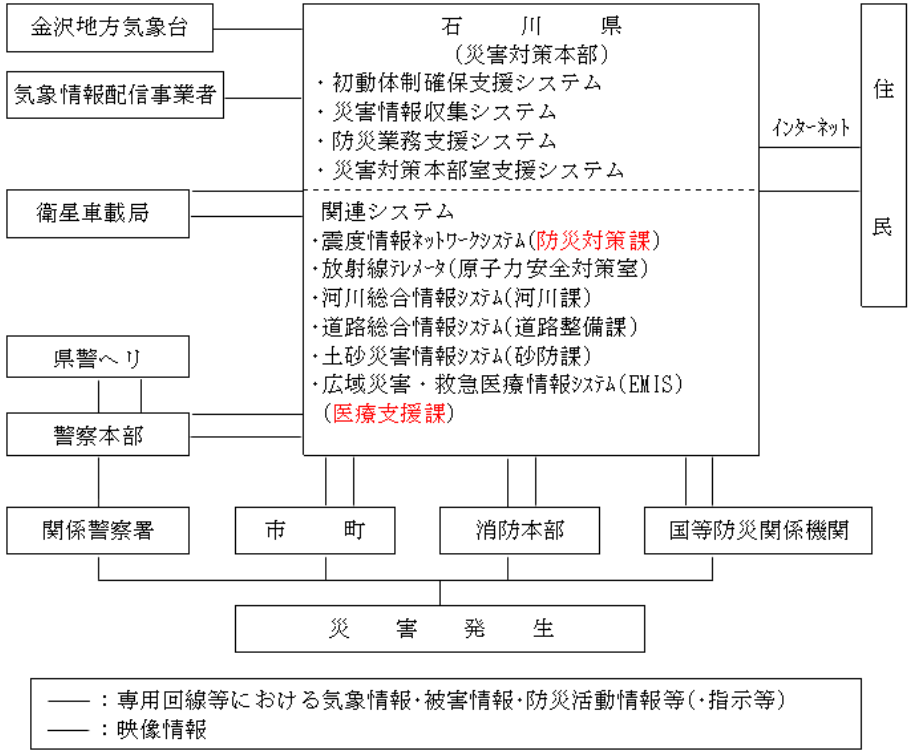

（略）

第８節～第９節（略）

第１０節　避難体制の整備

（略）

２　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

（略）

ト　県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。

（追加）

第１０節　避難体制の整備

（略）

２　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

（略）

ト　県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。

災害時におけるキッチンカーによる食事提供の実施等に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）地域活性化プロジェクト縁GIN	R7.5.9	06-4397-7452	－
	（一社）日本キッチンカー経営審議会	R7.7.2	03－6820－9398	－

災害時における入浴等支援及び送風機の貸与に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（特非）Ｖネット	R7.12.25	090-8862-7999	050-3174-5038

災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	WOTA(株)	R8.3.16	050-1732-8508	03-5843-6906

第１１節　要配慮者対策 １（略） ２　在宅の要配慮者への配慮 （１）（略） （２）避難行動要支援者の避難支援計画の策定 ア～オ（略） カ　県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。 （３）～（８）（略） ３～５（略） 第１２節　緊急輸送体制の整備 （略） ４　港湾・漁港の整備 （１）港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。 また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。 （２）港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行う。 ５（略）	第１１節　要配慮者対策 １（略） ２　在宅の要配慮者への配慮 （１）（略） （２）避難行動要支援者の避難支援計画の策定 県及び市町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。 ア～オ（略） カ　県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。 （３）～（８）（略） ３～５（略） 第１２節　緊急輸送体制の整備 （略） ４　港湾・漁港の整備 （１）国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の防災拠点機能を確保するものとする。 （２）港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。 また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。 （３）港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行う。 ５（略）

第１３節　医療体制の整備 １（略） ２　医療救護体制の整備 （１）～（６）（略） （７）災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン 　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。 ３～６（略） 第１４節～第１５節（略） 第１６節　食料及び生活必需品等の確保 １　基本方針 　住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 　このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 　また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。 ２（略） ３　食料及び生活物資の確保 　県及び市町は、平時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）（略）	第１３節　医療体制の整備 １（略） ２　医療救護体制の整備 （１）～（６）（略） （７）災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター 　災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。 ３～６（略） 第１４節～第１５節（略） 第１６節　食料及び生活必需品等の確保 １　基本方針 　住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 　このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 　また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。 ２（略） ３　食料及び生活物資の確保 　県及び市町は、平時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）（略）

（２）市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 　また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 　さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 （略） 第１７節～第１９節（略） 第２０節　公共施設災害予防 １～１１（略） （新設） （略）	（２）市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 　また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努め、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 　さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 （略） 第１７節～第１９節（略） 第２０節　公共施設災害予防 １～１１（略） １２　危険物施設等の整備対策 　県は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。 （略）

第３章　津波災害予防計画

（略）

第１節　初動体制の確立

１（略）

２　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

（略）

配備体制及びその基準等

配　備　体　制		基　　準	動員対象職員
災害対策本部設置前	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に津波注意報が発表されたとき ・県下に津波警報が発表されたとき	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員 ・危機管理部全職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等） ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		・県下に大津波警報が発表されたとき ・県下に津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・全職員（自主登庁）

３　通報連絡体制及び県職員の動員

(1) 通報連絡体制

ア　知事は、津波注意報等が発表されたとき、若しくは津波災害が発生したとき（発生のおそれがあるときを含む。）は、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。

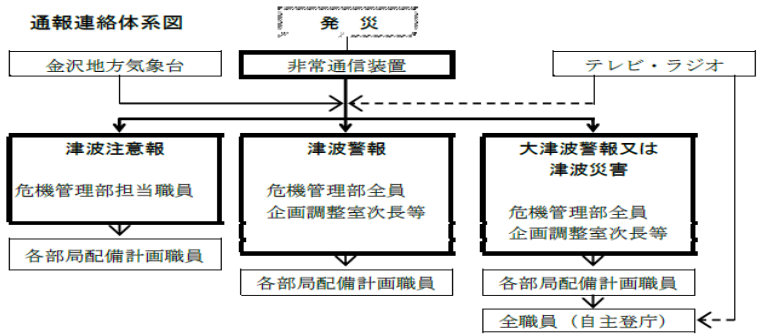

（略）

第３章　津波災害予防計画

（略）

第１節　初動体制の確立

１（略）

２　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

（略）

配備体制及びその基準等

配　備　体　制		基　　準	動員対象職員
災害対策本部設置前	警戒配備体制 （災害対策本部の設置に備える体制）	・県下に**津波注意報**が発表されたとき	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
		・県下に**津波警報**が発表されたとき	・危機管理部担当職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等） ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		・県下に大**津波警報**が発表されたとき ・県下に**津波災害**が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・危機管理部全職員 ・各部局の業務継続計画に定める必要人員

３　通報連絡体制及び県職員の動員

(1) 通報連絡体制

ア　知事は、津波注意報等が発表されたとき、若しくは津波災害が発生したとき（発生のおそれがあるときを含む。）は、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。

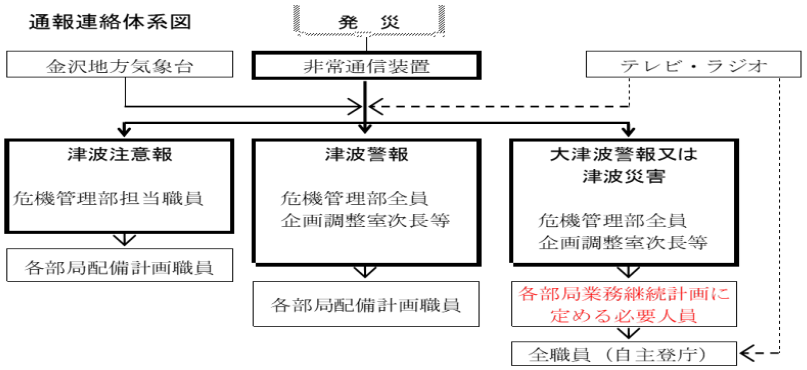

（略）

(3) 職員の動員 ア　注意配備体制及び警戒配備体制の場合 ２の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理部職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。 イ　災害対策本部体制の場合 ２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部設置体制になったときは、全職員が直ちに登庁する。 なお、登庁が不能の場合は、地震災害予防計画第６節２(2)で定める県の機関に登庁する。 （略）	(3) 職員の動員 ア　注意配備体制及び警戒配備体制の場合 ２の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理部職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。 イ　災害対策本部体制の場合 ２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部設置体制になったときは、危機管理部職員及び各部局の業務継続計画に定める必要人員は直ちに登庁する。 なお、登庁が不能の場合は、地震災害予防計画第６節２(2)で定める県の機関に登庁する。 （略）

４　災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

知事は、２の「配備体制及びその基準」に定める津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれのある場合などには、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織等は、「石川県災害対策本部条例（昭和 37 年石川県条例第 51 号）」、「石川県災害対策本部規程（昭和 35 年訓令第７号）」及び「石川県災害対策本部運営要綱（昭和 37 年。以下「運営要綱」という。）」の定めるところによる。

(3) 災害対策本部は、知事を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、県、教育委員会及び警察本部を含む構成とし、地震災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(4) 災害対策本部は、原則として県庁内に設置する。

(5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部を、中能登及び奥能登の両総合事務所に地方部を、東京及び大阪の２県事務所に地方連絡部をそれぞれ置き、災害対策本部の事務を分掌させる。

地方部及び地方連絡部に部長を置き、部長には当該県事務所長及び事務所長を充てる。

（新設）

※（5）から移動

(6) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。

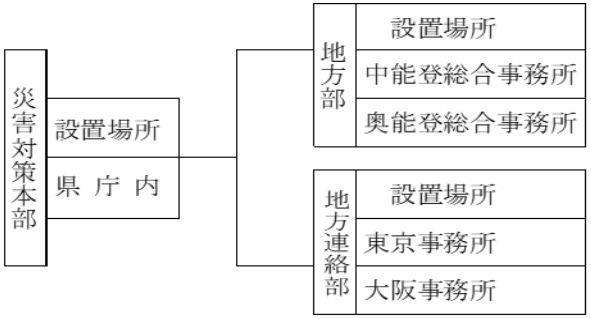

４　災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

知事は、２の「配備体制及びその基準」に定める津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれのある場合などには、災害対策本部を設置する。

※（8）に移動

(2) 災害対策本部は、知事を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、県、教育委員会及び警察本部を含む構成とし、地震災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(3) 災害対策本部は、原則として県庁内に設置する。

(4) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部及び課・室を、中能登及び奥能登の両総合事務所に地方部を、東京及び大阪の２県事務所に地方連絡部をそれぞれ置き、災害対策本部の事務を分掌させる。

※(6)に移動

(5) 部に部長を置き、部長は本部員をもって充てる。また、課・室に課長（室長）を置き、課長（室長）は関係部局の各企画調整室次長及び各課長（室長）をもって充てる。

(6) 地方部及び地方連絡部に部長を置き、部長には当該県事務所長及び事務所長をもって充てる。

(7) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。

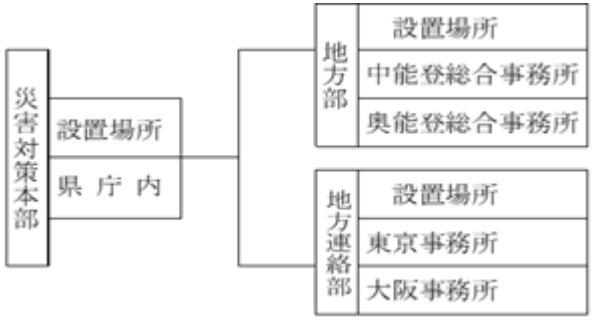

※（2）から移動 (7) 災害対策本部の組織、編成 ア　災害対策本部は、災害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を構成員とする災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。 イ　本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。 ウ　災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。 エ　部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各部局の各企画調整室次長及び各課長を充てる。 オ　本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たるため本部連絡員室を設置し、各部局の企画調整室次長等を本部連絡員として、原則として本部連絡員室に勤務させる。 　また、部内各班の連絡を図るため、部内連絡員（各課課長補佐（総括））を置く。 カ　災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。	(8) このほか、災害対策本部の組織、事務分掌等は、「石川県災害対策本部条例（昭和 37 年石川県条例第 51 号）」、「石川県災害対策本部規程（昭和 35 年訓令第 7 号）」及び「石川県災害対策本部運営要綱（昭和 37 年。以下「運営要綱」という。）」の定めるところによる。 （削除）

キ　災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

災害対策本部	本部員会議	職名
	本部長	知事
	副本部長	副知事
	副本部長	副知事
	本部員 危機管理部	危機管理部長
	本部員 総務部	総務部長
	本部員 能登半島地震復旧・復興推進部	能登半島地震復旧・復興推進部長
	本部員 災害資料部	企画振興部長
	本部員 文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長
	本部員 健康福祉部	健康福祉部長
	本部員 生活環境部	生活環境部長
	本部員 商工労働部	商工労働部長
	本部員 農林水産部	農林水産部長
	本部員 競馬事業部	競馬事業局長
	本部員 土木部	土木部長
	本部員 災害経理部	出納室長
	本部員 教育部	教育長
	本部員 警察部	警察本部長

各班長（各企画調整室次長・各課長）
部内連絡員（各課課長補佐（総括））
班員

本部連絡員室	
室長	危機対策課長
副室長	消防保安課長
本部連絡員（企画調整室次長等）	危機管理部企画調整室次長
	総務課課長補佐
	創造的復興推進課課参事
	企画振興部企画調整室次長
	文化観光スポーツ部企画調整室次長
	健康福祉部企画調整室次長
	生活環境部企画調整室次長
	商工労働部企画調整室次長
	農林水産部企画調整室次長
	競馬事業局総務課課長補佐
	土木部企画調整室次長
	出納室課長補佐
	教育委員会庶務課課長補佐
	警察本部災害対策課課長補佐

（削除）

(8) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、災害対策基本法第14条に基づく石川県防災会議と緊密な連絡のもとに、次に定める所掌事務を実施する。

なお、各部、各班の組織及び事務分担は、運営要綱の定めるところによる。

災害対策本部の所掌事務

○ 災害情報の取りまとめに関すること。
○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
○ 災害時における通信の確保に関すること。
○ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。
○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
○ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
○ 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
○ 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
○ 災害時における車輌、船舶等交通手段の確保に関すること。
○ 災害時における治安の確保に関すること。
○ 災害の応急復旧対策に関すること。
○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。

（削除）

５　現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

（略）

(2) 現地災害対策本部の組織、編成

（略）

イ　現地災害対策本部には、部及び班を設け、部に現地本部員を長とする部長を、班に班長を置く。

ウ　部長には当該関係部署の次長を充て、班長には、原則として、被災地域又はその周辺地域に所在する当該関係部署の出先機関の長を充てる。

（新設）

エ　部及び班の事務分担及び出先機関等については、運営要綱の定めによる。

オ　現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

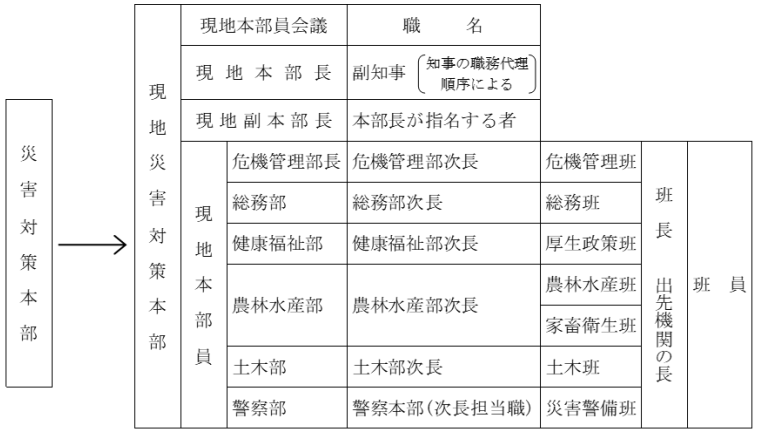

（注）１　現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、　この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く。）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。

２　必要のある都度、協力班等の班を設置する。

（略）

５　現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

（略）

(2) 現地災害対策本部の組織、編成

（略）

イ　現地災害対策本部には、部を設け、部に現地本部員を長とする部長を置く。

ウ　部長には当該関係部署の次長をもって充てる。

エ　各部は、その所掌事務に関し、災害地又はその周辺地域に所在する当該関係部署の出先機関その他関係機関をもって構成し、これらを指揮して必要な応急対策を実施する。

オ　各部の事務分担及び出先機関等については、運営要綱の定めによる。

（削除）

（略）

９　受援体制の確立 　県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （１）知事の応援要請 　ア　指定行政機関等に対する応援要請 　　県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　　上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 　（ア）災害の状況 　（イ）応援を要請する理由 　（ウ）応援を要請する区域及び範囲又は内容 　（エ）応援を必要とする期間 　（オ）その他必要な事項 （略） （２）市町長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請） 　市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　ア　災害の状況 　イ　応援を要請する理由 　ウ　応援を要請する区域及び範囲又は内容 　エ　応援を必要とする期間 　オ　その他必要な事項	９　受援体制の確立 　県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （１）知事の応援要請 　ア　指定行政機関等に対する応援要請 　　県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　　上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 　（ア）災害の状況 　（イ）応援を要請する理由 　（ウ）応援を要請する区域及び範囲又は内容 　（エ）応援を必要とする期間 　（オ）その他必要な事項 　　また、指定行政機関又は指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上記の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。 （略） （２）市町長の応援要請（知事又は他の市町長等に対する応援要請） 　市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　ア　災害の状況 　イ　応援を要請する理由 　ウ　応援を要請する区域及び範囲又は内容 　エ　応援を必要とする期間 　オ　その他必要な事項 　また、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。 　なお、上記の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急

（３）～（５）（略）

（６）各種団体に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

①～⑤（略）

（新設）

⑥（略）

を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

（３）～（５）（略）

（６）各種団体に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

①～⑤（略）

⑥　災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

（本章第 10 節「要配慮者の安全確保」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本福祉用具供給協会	R7.12.10	03-6721-5222	03-3434-3414

※以降、番号を繰り下げ

⑦（略）

⑦　石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定

（本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	加賀市医療センター	R6.4.1	0761-47-1212	－
	国民健康保険能美市立病院		076-260-7700	－
（略）				

（追加）

⑧～㉖（略）

⑧　石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定

（本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	加賀市医療センター	R6.4.1	0761-47-1212	－
	国民健康保険能美市立病院		076-260-7700	－
（略）				
石川県	やわたメディカルセンター	R7.4.1	0761-47-1212	－
	すずみが丘病院		076-260-7700	－
	ときわ病院		076-248-5221	－
	医王ヶ丘病院		076-262-6565	－
	松原病院		076-231-4138	－
	心臓血管センター金沢循環器病院		076-253-8000	－
	南ケ丘病院		076-256-3366	－
	24 時間対応型訪問看護ステーションすみれ		076-241-0663	－
	津幡訪問看護ステーション		076-239-4177	－
	PD ハウス小坂		076-254-5825	－
	浜野介護医療院		0767-52-3262	－
	県立看護大学		076-281-8300	－

⑨～㉖（略）

（新設）

㉗～㊱（略）

（新設）

㊲～㊾（略）

㉗　災害時の応援業務に関する協定

（本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会	R7.9.21	076-248-4004	076-248-4174

※以降、番号を繰り下げ

㉘～㊳（略）

㊴　災害時における被災者等の移動手段の確保等に関する協定

（本章第 25 節「輸送手段の確保」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本カーシェアリング協会	R7.11.13	0225-22-1453	0225-24-8601

※以降、番号を繰り下げ

㊵～52（略）

第２節　大津波警報・津波警報・注意報の発表

１　（略）

２　警報・注意報等の種類、発表基準等

（１）津波警報等の種類及び発表基準等

（略）

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m（5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）		
		５ｍ（3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ（1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ（0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m）	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

（略）

第２節　大津波警報・津波警報・注意報の発表

１　（略）

２　警報・注意報等の種類、発表基準等

（１）津波警報等の種類及び発表基準等

（略）

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難し、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）		
		５ｍ（3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ（1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難し、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ（0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m）	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

（略）

イ　津波警報等の留意事項等 ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 （追記） （略）	イ　津波警報等の留意事項等 ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。 （略）

４　津波に関する予報の伝達

（１）（略）

（２）津波警報等の伝達

ア　津波警報等伝達系統

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

津波警報等伝達系統図

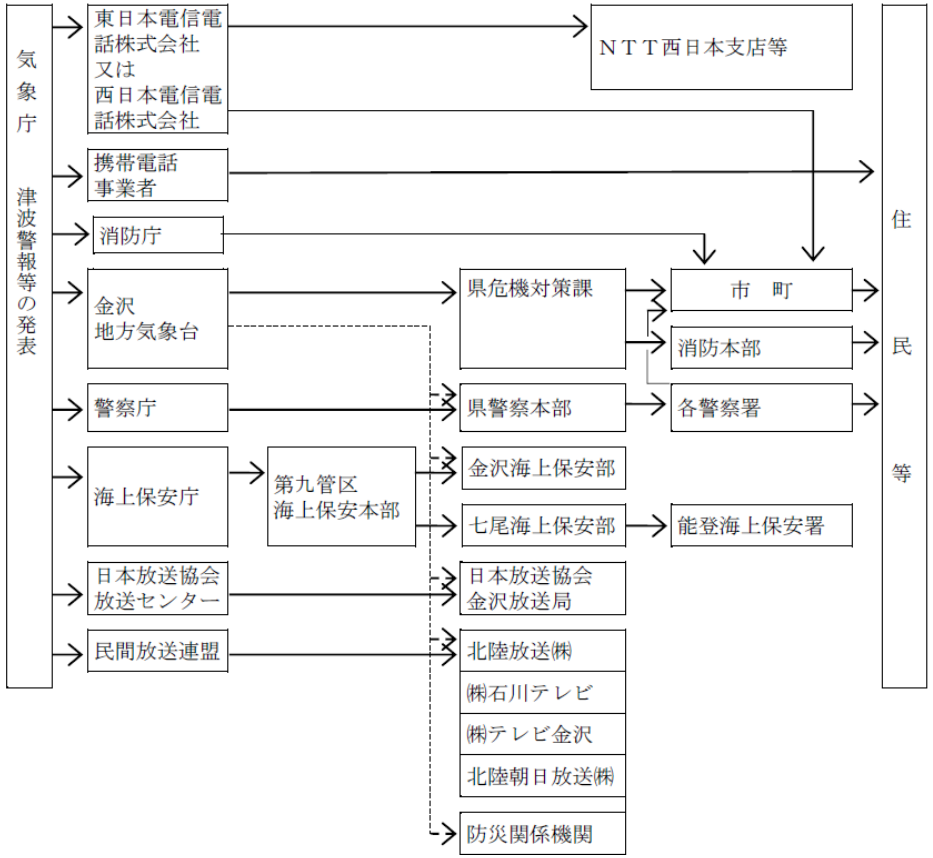

（略）

４　津波に関する予報の伝達

（１）（略）

（２）津波警報等の伝達

ア　津波警報等伝達系統

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

津波警報等伝達系統図

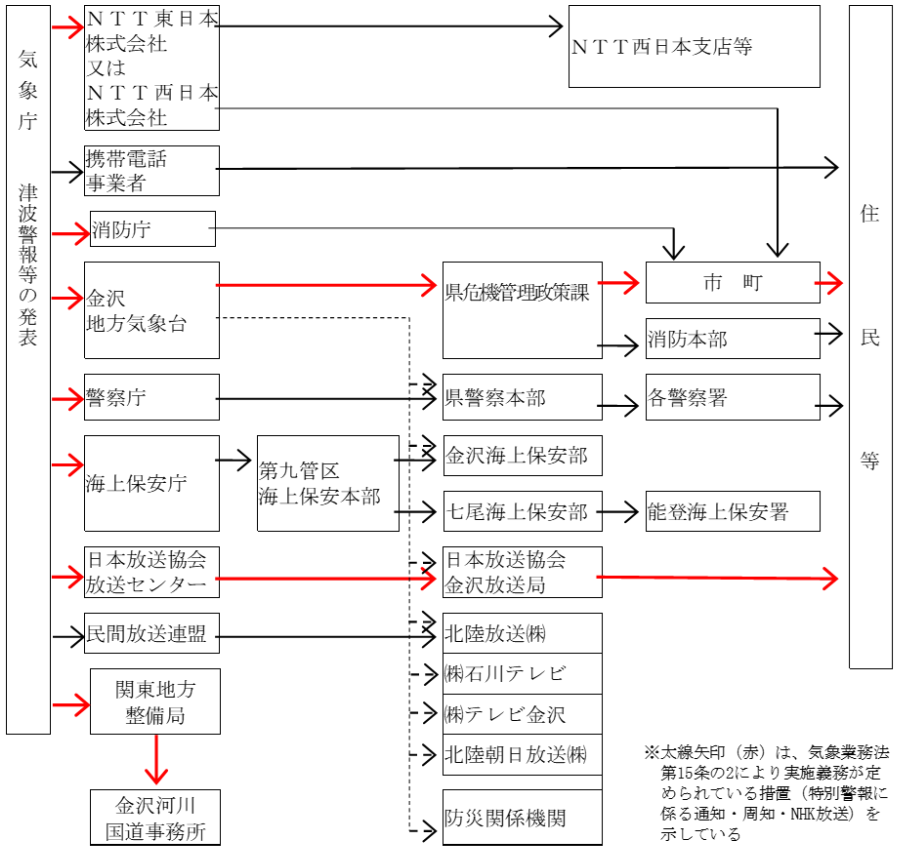

（略）

エ　津波注意報、警報の標識は次のとおりである。

(ｱ) **津波注意報標識**

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘　　音
津波注意報標識	(約10秒) (約2秒)	(3点と2点の斑打)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ｲ) **津波警報標識**

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘　　音
大津波警報標識	(約3秒) (約2秒) (短声連点)	(連点)
津波警報標識	(約5秒) (約6秒)	(2点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ｳ) 津波警報及び津波注意報解除標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘　　音
津波警報及び津波注意報 解除標識	(約10秒) (約1分) (約3秒)	(1点2個と2点の斑打)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(略)

エ　津波注意報、警報の標識は、次のとおりである。

(ｱ) 津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標識		
	サイレン音	鐘　　音	旗
津波注意報標識	(約10秒) (約2秒)	(3点と2点の斑打)	赤 白 白 赤
大津波警報標識	(約3秒) (約2秒) (短声連点)	(連点)	
津波警報標識	(約5秒) (約6秒)	(2点)	

(注 1) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。
(注 2) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

(ｲ) 津波警報及び津波注意報解除標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘　　音
津波警報及び津波注意報 解除標識	(約10秒) (約1分) (約3秒)	(1点2個と2点の斑打)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(略)

第６節　災害広報 ２　広報機関 (1) 県災害対策本部設置の場合 ア　災害対策本部設置時には、危機管理班と戦略広報班（総務部）が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、戦略広報班が行う。 イ　県災害対策本部の災害情報センターに報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。 (2) 県災害対策本部未設置の場合 災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、石川県防災会議事務局（危機対策課）が原則として行う。 （略） 第９節　避難誘導等 １～６（略） ７　避難所の開設及び運営 （１）　市町 ア～ケ（略） コ　男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 （略）	第６節　災害広報 ２　広報機関 (1) 県災害対策本部設置の場合 ア　災害対策本部設置時には、危機管理部と総務部が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、戦略広報課が行う。 イ　県災害対策本部の災害情報センターに報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。 (2) 県災害対策本部未設置の場合 災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、石川県防災会議事務局（危機管理政策課）が原則として行う。 （略） 第９節　避難誘導等 １～６（略） ７　避難所の開設及び運営 （１）　市町 ア～ケ（略） コ　男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 （略）

第１０節　要配慮者の安全確保

（略）

２ 在宅の要配慮者に対する対策

（略）

（３） 被災状況等の把握及び日常生活支援

（略）

イ 被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

（略）

（追加）

（略）

第１１節　災害医療及び救急医療

１～２（略）

３　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制

（１）（略）

（２）県

ア～ウ（略）

エ　医療救護班の派遣

（ア）保健医療福祉調整本部は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

（イ）～（オ）（略）

オ～カ（略）

（新設）

（３）～（15）（略）

４（略）

第１０節　要配慮者の安全確保

（略）

２ 在宅の要配慮者に対する対策

（略）

（３） 被災状況等の把握及び日常生活支援

（略）

イ 被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

（略）

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本福祉用具供給協会	R7.12.10	03-6721-5222	03-3434-3414

（略）

第１１節　災害医療及び救急医療

１～２（略）

３　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制

（１）（略）

（２）県

ア～ウ（略）

エ　医療救護班の派遣

（ア）保健医療福祉調整本部は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。

（イ）～（オ）（略）

オ～カ（略）

キ　県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。

（３）～（15）（略）

４（略）

５　災害時後方医療体制 ア　医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 イ（略） ６　重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 （２）搬送の実施 ア～イ（略） （新設） ７　他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川ＤＭＡＴを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 ８～１２（略） 第１２節　健康管理活動 １～３（略） ４　健康管理活動 （１）（略） （２）保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。 なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。 （３）（略） 第１３節～第１４節（略）	５　災害時後方医療体制 ア　医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。 イ（略） ６　重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 （２）搬送の実施 ア～イ（略） ウ　県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。 ７　他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川ＤＭＡＴを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。 ８～１２（略） 第１２節　健康管理活動 １～３（略） ４　健康管理活動 （１）（略） （２）保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態や多様なニーズ等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。 なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。 （３）（略） 第１３節～第１４節（略）

第１５節　災害救助法の適用

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 360円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	１　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　限度額　１戸当たり 7,089,000円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	１　平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 ２　建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　給与期間　最高2年以内 ５　賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
3	炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 ２　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	１　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること。

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全　壊 全　焼 流　失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半　壊 半　焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
6	医　療	医療の途を失った者（応急的処置）	１　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ２　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 ３　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助　産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

第１５節　災害救助法の適用

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 370円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	１　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　限度額　１戸当たり 7,259,000円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	１　平均1戸当たり7,259,000円以内であればよい。 ２　建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　給与期間　最高2年以内 ５　賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
3	炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,480円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 ２　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	１　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること。

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全　壊 全　焼 流　失	夏	20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	8,800
	冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
半　壊 半　焼 床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
	冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
6	医　療	医療の途を失った者（応急的処置）	１　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ２　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 ３　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助　産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２　輸送費、人件費は、別途計上

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
8	被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
9	福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費 2　福祉避難所の設置以外 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費	災害発生の日から7日以内	
10	被災した住宅の応急修理 （住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
11	被災した住宅の応急修理 （日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了）	
12	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,500円 中学生生徒　5,800円 高等学校等生徒　6,300円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
13	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）232,200円以内 小人（12歳未満）185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
14	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
15	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり　3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検索　救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検索は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
16	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
17	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

（略）

第１６節～第１９節（略）

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
9	福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費 2　福祉避難所の設置以外 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費	災害発生の日から7日以内	
10	被災した住宅の応急修理 （住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 56,400円以内	災害発生の日から10日以内	
11	被災した住宅の応急修理 （日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 757,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円以内	災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了）	
12	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,800円 中学生生徒　6,100円 高等学校等生徒　6,600円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
13	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）239,400円以内 小人（12歳未満）191,500円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
14	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
15	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり　3,800円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 6,100円以内 検索　救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検索は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
16	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 148,600円以内	災害発生の日から10日以内	
17	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

（略）

第１６節～第１９節（略）

第２０節　公共土木施設等の応急対策
１（略）
２　道路施設
（略）
（２）応急復旧
被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。
また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。
（追加）

３　河川、海岸、港湾、漁港等施設
（１）応急措置
ア～ウ（略）
（新設）

（２）（略）
４～９（略）
第２１節～第２２節（略）

第２３節　生活必需品の供給
１～３（略）
４　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営
（１）～（２）（略）
（３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。

第２０節　公共土木施設等の応急対策
１（略）
２　道路施設
（略）
（２）応急復旧
被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。
また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。
災害時の応援業務に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会	R7.9.21	076-248-4004	076-248-4174

３　河川、海岸、港湾、漁港等施設
（１）応急措置
ア～ウ（略）
エ　港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省〕に対して被害状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行うものとする。
（２）（略）
４～９（略）
第２１節～第２２節（略）

第２３節　生活必需品の供給
１～３（略）
４　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営
（１）～（２）（略）
（３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保するものとする。

（４）県、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。
（５）（略）
５（略）

第２４節（略）

第２５節　輸送手段の確保
（略）
４　要員、物資輸送車両等の確保
（略）
（２）陸路輸送
（略）
（追加）

第２６節（略）

第２７節　防疫、保健衛生活動
１（略）
２　実施体制
（１）～（２）（略）
（３）連携体制
防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。
３～７（略）

第２８節～第２９節（略）

（削除）

（４）（略）
５（略）

第２４節（略）

第２５節　輸送手段の確保
（略）
４　要員、物資輸送車両等の確保
（略）
（２）陸路輸送
（略）
災害時における被災者等の移動手段の確保等に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本カーシェアリング協会	R7.11.13	0225-22-1453	0225-24-8601

第２６節（略）

第２７節　防疫、保健衛生活動
１（略）
２　実施体制
（１）～（２）（略）
（３）連携体制
防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所等の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。
３～７（略）

第２８節～第２９節（略）

第３０節　住宅の応急対策 １（略） ２　実施体制 （１）～（２）（略） （３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 　応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 　県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 　また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 　なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （４）～（５）（略） ３～５（略） 第３１節～第３２節（略） 第４章～第５章（略）	第３０節　住宅の応急対策 １（略） ２　実施体制 （１）～（２）（略） （３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 　応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 　県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 　また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 　なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （４）～（５）（略） ３～５（略） 第３１節～第３２節（略） 第４章～第５章（略）

参考 1-3

石川県地域防災計画（一般災害対策編）修正　新旧対照表

現　　行	修　正　案
石川県地域防災計画 一般災害対策編 （令和７年９月修正）	石川県地域防災計画 一般災害対策編 （令和８年５月修正） ※この表に掲げるもののほか、本文中の「危機対策課」は「防災対策課」に、「医療対策課」は「医療支援課」に、「庶務課」は「教育政策課」に、「警察本部警備課」は「警察本部災害対策課」に、それぞれ改めた。

第１章　総則 第２節　性格及び基本理念 １（略） ２　基本理念等 （１）用語 （略） イ　指定地方行政機関 （略） 中部管区警察局、（追加）北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区気象台（金沢地方気象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）（追加） ウ　指定公共機関 （略） 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（北陸支店）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、 （略）	第１章　総則 第２節　性格及び基本理念 １（略） ２　基本理念等 （１）用語 （略） イ　指定地方行政機関 （略） 中部管区警察局、中部管区行政評価局（石川行政評価事務所）、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区気象台（金沢地方気象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）、近畿中部防衛局 ウ　指定公共機関 （略） 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、ＮＴＴ西日本株式会社（北陸支店）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、ＮＴＴドコモビジネス株式会社（北陸支社）、 （略）

第４節　県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
県		・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。 ・国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。
市町		・当該市町の地域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。 ・市町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・住民等に対する防災対策の指導に関すること。
指	中部管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・情報の収集及び連絡に関すること。

（略）

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
行政機関 指定地方	国土地理院 （北陸地方測量部）	・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 ・災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。

（略）

第４節　県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
県		・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。 ・国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。
市町		・当該市町の地域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。 ・市町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・住民等に対する防災対策の指導に関すること。
指	中部管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・情報の収集及び連絡に関すること。
	中部管区行政評価局 （石川行政評価事務所）	・被災者への生活支援情報の提供に関すること。 ・専用電話を備えた行政相談窓口の開設に関すること。 ・特別行政相談所の開設に関すること。

（略）

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	国土地理院 （北陸地方測量部）	・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 ・災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。
	近畿中部防衛局	・在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 ・自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する石川県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

（略）

第２章　災害予防計画	第２章　災害予防計画
【災害予防計画の体系】 　風水害などの災害から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくりを実現するために必要な対策を県、市町及び防災関係機関等が一丸となって講じる。 　また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 　なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。	【災害予防計画の体系】 　風水害などの災害から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくりを実現するために必要な対策を県、市町及び防災関係機関等が一丸となって講じる。 　また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 　なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする[ほか、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする]。
（略）	（略）
第１節　防災知識の普及 １～５（略） ６　災害教訓の伝承 （１）（略） （２）住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。	第１節　防災知識の普及 １～５（略） ６　災害教訓の伝承 （１）（略） （２）住民は、[語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、]自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。
第２節　県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２　県民のとるべき措置 ＜平時の心得＞ （略） 〇ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 （略） ３～４（略）	第２節　県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２　県民のとるべき措置 ＜平時の心得＞ （略） 〇ペット動物との同行避難や避難所[等]での飼養について準備する。 （略） ３～４（略）
第３節（略）	第３節（略）

第４節　防災ボランティアの活動環境の整備 １　基本方針 （１）地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 　このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。 　また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 　特に、災害支援ＮＰＯ等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。 （２）～（３）（略） ２（略） ３　防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） （４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等 　市町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。 ４（略） 第５節（略） 第６節　防災体制の整備 １　基本方針 　災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。	第４節　防災ボランティアの活動環境の整備 １　基本方針 （１）地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 　このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。 　特に、災害支援ＮＰＯ等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。 　また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 　さらに、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、ボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。 （２）～（３）（略） ２（略） ３　防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） （４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等 　市町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。 ４（略） 第５節（略） 第６節　防災体制の整備 １　基本方針 　災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、県、市町及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び洪水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。	また、県、市町及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び洪水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。。 加えて、県及び市町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。
２　県の活動体制 （１）～（５）（略） （６）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア　県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ～エ（略） （新設） （７）（略）	２　県の活動体制 （１）～（５）（略） （６）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア　県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとする。特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ～エ（略） オ　県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。 （７）（略）

（８）受援計画の策定等 ア～カ（略） （新設） （新設） （９）～（16）（略） （17）システムの整備・利活用 県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、国とともに、研修や訓練の実施に努めるものとする。 ３　市町の活動体制 （１）～（６）（略） （７）罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。 ア～イ（略） ウ　自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。 エ～カ（略） （８）（略） （９）災害廃棄物の仮置場の確保等 市町は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置場の確保に努める。 （10）～（17）（略） ４～５（略）	（８）受援計画の策定等 ア～カ（略） キ　県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。 ク　県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。 （９）～（16）（略） （17）システムの整備・利活用 ア　県は、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。 イ　県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、国とともに、研修や訓練の実施に努めるものとする。 ３　市町の活動体制 （１）～（６）（略） （７）罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。 ア～イ（略） ウ　他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めること。 エ～カ（略） （８）（略） （９）災害廃棄物の仮置場の確保等 市町は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。 また、市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。 さらに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い計画の実効性の向上に努めるものとする。 （10）～（17）（略） ４～５（略）

（新設）	６　地域防災力の向上 　県及び市町は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。
第７節（略）	第７節（略）
第８節　通信及び放送施設災害予防 １（略） ２　通信用施設設備の整備 （１）（略） （２）市町の整備 ア　市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（ＪＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 　また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 　さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。 （３）～（６）（略）	第８節　通信及び放送施設災害予防 １（略） ２　市町の整備 （１）（略） （２）市町の整備 ア　市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（ＪＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 　また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 　さらに、孤立化が懸念される山間地集落等で地上回線が途絶した場合に備え、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努め、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。 （３）～（６）（略）
第９節　水害予防 （略） （新設）	第９節　水害予防 （略） 10　都市的土地利用における事前検討 　県及び市町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

10　自衛水防組織の育成、防災訓練の実施 第１０節～第１８節（略） 第１９節　噴火災害予防 （略） ３　噴火警報等の発表と通報 第３章第３節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準」による。 噴火警報等の伝達系統図 第３章第５節「災害予警報別の伝達計画」による。 ４　事前措置及び応急措置 （略） (4) 地方公共団体は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。 （新設） ５　防災知識の普及 （略） 第１０～１１節（略）	11　自衛水防組織の育成、防災訓練の実施 第１０節～第１８節（略） 第１９節　噴火災害予防 （略） ３　噴火警報等の発表と通報 第３章第３節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準」による。 ４　噴火警報等の伝達系統図 第３章第５節「災害予警報別の伝達計画」による。 ５　事前措置及び応急措置 （略） (4) 県及び市町は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び退避壕等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。 (5) 大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、国、県、市町及び関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。 ６　防災知識の普及 （略） 第１０～１１節（略）

第１２節　避難体制の整備

（略）

２　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

（略）

ト　県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。

（追加）

第１２節　避難体制の整備

（略）

２　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

（略）

ト　県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。

災害時におけるキッチンカーによる食事提供の実施等に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）地域活性化プロジェクト縁GIN	R7.5.9	06-4397-7452	－
	（一社）日本キッチンカー経営審議会	R7.7.2	03－6820－9398	－

災害時における入浴等支援及び送風機の貸与に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（特非）Ｖネット	R7.12.25	090-8862-7999	050-3174-5038

災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	WOTA(株)	R8.3.16	050-1732-8508	03-5843-6906

第１３節　要配慮者対策 １（略） ２　在宅の要配慮者への配慮 （１）（略） （２）避難行動要支援者の避難支援計画の策定 ア～オ（略） カ　県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。 （略）	第１３節　要配慮者対策 １（略） ２　在宅の要配慮者への配慮 （１）（略） （２）避難行動要支援者の避難支援計画の策定 県及び市町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。 ア～オ（略） カ　県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。 （略）
第１４節　緊急輸送体制の整備 （略） ３　臨時離着陸場の整備 道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。 市町長は、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。 ４　港湾・漁港の整備 （追加） 港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化する。緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。 また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。 （追加）	第１４節　緊急輸送体制の整備 （略） ３　臨時離着陸場の整備 市町長等は、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。 また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。 ４　港湾・漁港の整備 (1)国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の防災拠点機能を確保するものとする。 (2)港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。 また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。 (3)港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行う。

第１５節　医療体制の整備 １（略） ２　医療救護体制の整備 （１）～（６）（略） （７）災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン 　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。 ３～６（略） 第１６節～第１７節（略） 第１８節　食料及び生活必需品等の確保 １　基本方針 　住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 　このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 　また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。 ２（略） ３　食料及び生活物資の確保 　県及び市町は、平時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）（略）	第１５節　医療体制の整備 １（略） ２　医療救護体制の整備 （１）～（６）（略） （７）災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター 　災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。 ３～６（略） 第１６節～第１７節（略） 第１８節　食料及び生活必需品等の確保 １　基本方針 　住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 　このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 　また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。 ２（略） ３　食料及び生活物資の確保 　県及び市町は、平時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）（略）

（２）市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 　また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 　さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 ４～５（略） 第１９節～第２５節（略）	（２）市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 　また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努め、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 　さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 ４～５（略） 第１９節～第２５節（略）

第３章　災害応急対策計画

（略）

第１節　初動体制の確立

（略）

２　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

（略）

（１）災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		基準	動員対象職員
災害対策本部設置前	**注意配備体制** （情報収集、連絡活動を円滑に行える体制）	県下に次の注意報が１以上発表されたとき。 **・大雨注意報　・風雪注意報** **・高潮注意報　・洪水注意報** **・波浪注意報　・波浪警報**	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
	警戒配備体制 （災害対策本部の設置に備える体制）	県下に次の警報が１以上発表されたとき。 **・大雨警報　・暴風警報** **・暴風雪警報　・高潮警報** **・洪水警報**	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		・県下に次の特別警報が１以上発表されたとき。 **・大雨特別警報　・暴風特別警報** **・暴風雪特別警報　・高潮特別警報** **・波浪特別警報** **・県下に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。** ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	**・原則として全職員。** ただし、災害対策本部長（知事）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

第３章　災害応急対策計画

（略）

第１節　初動体制の確立

（略）

２　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

（略）

（１）災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		基準	動員対象職員
災害対策本部設置前	**注意配備体制** （情報収集、連絡活動を円滑に行える体制）	県下に次の注意報等が１以上発表されたとき。 ・レベル２氾濫注意報　・レベル２大雨注意報 ・レベル２土砂災害注意報　・レベル２高潮注意報 ・風雪注意報　・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
	警戒配備体制 （災害対策本部の設置に備える体制）	県下に次の警報等が１以上発表されたとき。 ・レベル３氾濫警報　・レベル３大雨警報 ・レベル３土砂災害警報　・レベル３高潮警報 ・暴風警報　・暴風雪警報 ・レベル４氾濫危険警報　・レベル４大雨危険警報 ・レベル４土砂災害危険警報　・レベル４高潮危険警報 ・気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃） ・気象防災速報（線状降水帯直前予測）	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		・県下に次の特別警報等が１以上発表されたとき。 ・レベル５氾濫特別警報　・レベル５大雨特別警報 ・レベル５土砂災害特別警報　・レベル５高潮特別警報 ・暴風特別警報　・暴風雪特別警報 ・波浪特別警報 ・気象防災速報（線状降水帯発生） ・気象防災速報（記録的短時間大雨） ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理部全職員 ・各部局の業務継続計画に定める必要人員

（２） 火山災害発生時等の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		動員基準	動員対象職員
災害対策本部設置前	警戒配備体制（災害対策本部の設置に備える体制）	白山に警報（**火口周辺**）（**噴火警戒レベル２、火口周辺規制**）が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
		白山に**警報**（**火口周辺**）（**噴火警戒レベル３、入山規制**）が発表されたとき。	・危機管理部全職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等 ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		・白山に**噴火警報**（**居住地域**）（**噴火警戒レベル４、高齢者等避難**）**又は噴火警報**（**居住地域**）（**噴火警戒レベル５、避難**）が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員

（略）

(3) 職員の動員

ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理部職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。

イ 災害対策本部体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部設置体制になったときは、全職員が直ちに登庁する。ただし、本部長が災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。なお、登庁が不能の場合は、災害予防計画第６節２(2)で定める県の機関に登庁する。

（略）

（２） 火山災害発生時等の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		動員基準	動員対象職員
災害対策本部設置前	警戒配備体制（災害対策本部の設置に備える体制）	白山に警報（**火口周辺**）（**噴火警戒レベル２、火口周辺規制**）が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
		白山に**警報**（**火口周辺**）（**噴火警戒レベル３、入山規制**）が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等 ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		・白山に**噴火警報**（**居住地域**）（**噴火警戒レベル４、高齢者等避難**）**又は噴火警報**（**居住地域**）（**噴火警戒レベル５、避難**）が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理部全職員 ・各部局の業務継続計画に定める必要人員

（略）

(3) 職員の動員

ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理部職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。

イ 災害対策本部体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部設置体制になったときは、危機管理部職員及び各部局の業務継続計画に定める必要人員が直ちに登庁する。ただし、本部長が災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。なお、登庁が不能の場合は、災害予防計画第６節２(2)で定める県の機関に登庁する。

（略）

４　災害対策本部 (1) 災害対策本部の設置 知事は、２の「配備体制及びその基準」に定める基準に基づき、災害対策本部を設置する。 (2) 災害対策本部の組織等は、「石川県災害対策本部条例（昭和 37 年石川県条例第 51 号）」、「石川県災害対策本部規程（昭和 35 年訓令第７号）」及び「石川県災害対策本部運営要綱（昭和 37 年。以下「運営要綱」という。）」の定めるところによる。 (3) 災害対策本部は、知事を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、県、教育委員会及び警察本部を含む構成とし、地震災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。 (4) 災害対策本部は、原則として県庁内に設置する。 (5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部を、中能登及び奥能登の両総合事務所に地方部を、東京及び大阪の２県事務所に地方連絡部をそれぞれ置き、災害対策本部の事務を分掌させる。 地方部及び地方連絡部に部長を置き、部長には当該県事務所長及び事務所長を充てる。 （新設） ※（5）から移動 (6) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。 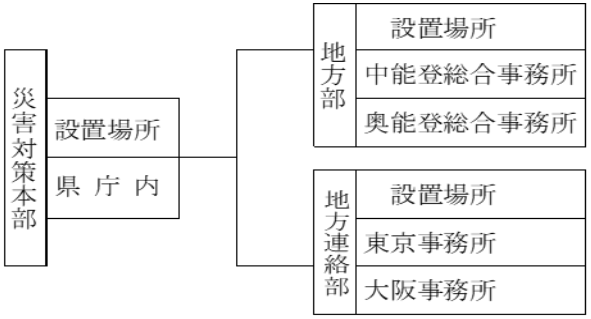 	４　災害対策本部 (1) 災害対策本部の設置 知事は、２の「配備体制及びその基準」に定める基準に基づき、災害対策本部を設置する。 ※（8）に移動 (2) 災害対策本部は、知事を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、県、教育委員会及び警察本部を含む構成とし、地震災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。 (3) 災害対策本部は、原則として県庁内に設置する。 (4) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部及び課・室を、中能登及び奥能登の両総合事務所に地方部を、東京及び大阪の２県事務所に地方連絡部をそれぞれ置き、災害対策本部の事務を分掌させる。 ※(6)に移動 (5) 部に部長を置き、部長は本部員をもって充てる。また、課・室に課長（室長）を置き、課長（室長）は関係部局の各企画調整室次長及び各課長（室長）をもって充てる。 (6) 地方部及び地方連絡部に部長を置き、部長には当該県事務所長及び事務所長をもって充てる。 (7) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。 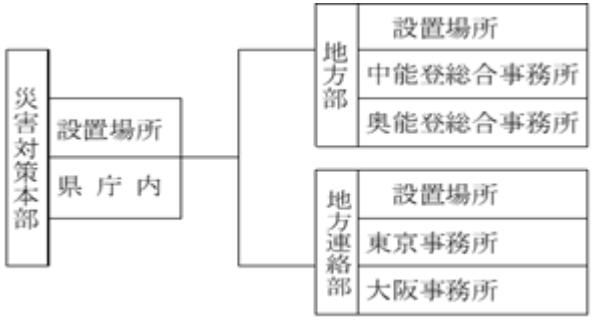

※（2）から移動 (7) 災害対策本部の組織、編成 ア　災害対策本部は、災害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を構成員とする災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。 イ　本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。 ウ　災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。 エ　部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各部局の各企画調整室次長及び各課長を充てる。 オ　本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たるため本部連絡員室を設置し、各部局の企画調整室次長等を本部連絡員として、原則として本部連絡員室に勤務させる。 　また、部内各班の連絡を図るため、部内連絡員（各課課長補佐（総括））を置く。 カ　災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。	(8) このほか、災害対策本部の組織、事務分掌等は、「石川県災害対策本部条例（昭和 37 年石川県条例第 51 号）」、「石川県災害対策本部規程（昭和 35 年訓令第 7 号）」及び「石川県災害対策本部運営要綱（昭和 37 年。以下「運営要綱」という。）」の定めるところによる。 （削除）

キ　災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

災害対策本部	本部員会議	職名
	本部長	知事
	副本部長	副知事
	副本部長	副知事
	本部員 危機管理部	危機管理部長
	総務部	総務部長
	能登半島地震復旧・復興推進部	能登半島地震復旧・復興推進部長
	災害資料部	企画振興部長
	文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長
	健康福祉部	健康福祉部長
	生活環境部	生活環境部長
	商工労働部	商工労働部長
	農林水産部	農林水産部長
	競馬事業部	競馬事業局長
	土木部	土木部長
	災害経理部	出納室長
	教育部	教育長
	警察部	警察本部長

各班長（各企画調整室次長・各課長）

部内連絡員（各課課長補佐（総括））

班員

本部連絡員室	
室長	危機対策課長
副室長	消防保安課長
本部連絡員（企画調整室次長等）	危機管理部企画調整室次長
	総務課課長補佐
	創造的復興推進課課参事
	企画振興部企画調整室次長
	文化観光スポーツ部企画調整室次長
	健康福祉部企画調整室次長
	生活環境部企画調整室次長
	商工労働部企画調整室次長
	農林水産部企画調整室次長
	競馬事業局総務課課長補佐
	土木部企画調整室次長
	出納室課長補佐
	教育委員会庶務課課長補佐
	警察本部災害対策課課長補佐

（8）災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、災害対策基本法第14条に基づく石川県防災会議と緊密な連絡のもとに、次に定める所掌事務を実施する。

なお、各部、各班の組織及び事務分担は、運営要綱の定めるところによる。

災害対策本部の所掌事務

○ 災害情報の取りまとめに関すること。
○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
○ 災害時における通信の確保に関すること。
○ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。
○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
○ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
○ 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
○ 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。
○ 災害時における治安の確保に関すること。
○ 災害の応急復旧対策に関すること。
○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。

（削除）

（削除）

５　現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

（略）

(2) 現地災害対策本部の組織、編成

（略）

イ　現地災害対策本部には、部及び班を設け、部に現地本部員を長とする部長を、班に班長を置く。

ウ　部長には当該関係部署の次長を充て、班長には、原則として、被災地域又はその周辺地域に所在する当該関係部署の出先機関の長を充てる。

（新設）

エ　部及び班の事務分担及び出先機関等については、運営要綱の定めによる。

オ　現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

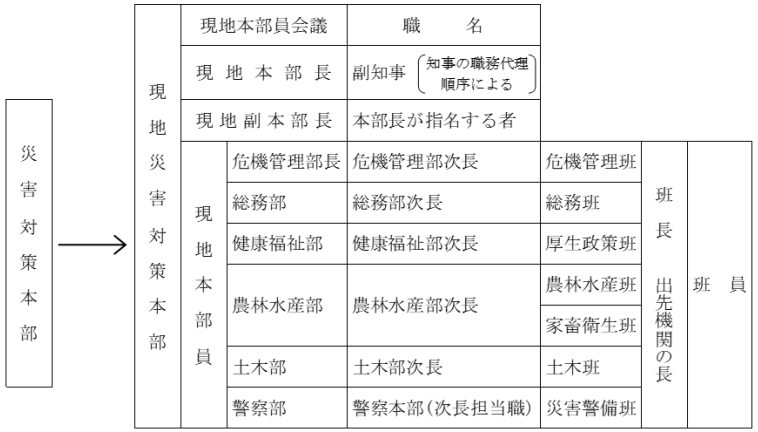

（注）１　現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、　この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く。）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。

２　必要のある都度、協力班等の班を設置する。

（略）

５　現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

（略）

(2) 現地災害対策本部の組織、編成

（略）

イ　現地災害対策本部には、部を設け、部に現地本部員を長とする部長を置く。

ウ　部長には当該関係部署の次長をもって充てる。

エ　各部は、その所掌事務に関し、災害地又はその周辺地域に所在する当該関係部署の出先機関その他関係機関をもって構成し、これらを指揮して必要な応急対策を実施する。

オ　各部の事務分担及び出先機関等については、運営要綱の定めによる。

（削除）

（略）

９　受援体制の確立 　県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （１）知事の応援要請 　ア　指定行政機関等に対する応援要請 　　県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　　上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 　（ア）災害の状況 　（イ）応援を要請する理由 　（ウ）応援を要請する区域及び範囲又は内容 　（エ）応援を必要とする期間 　（オ）その他必要な事項 （略） （２）市町長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請） 　市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　ア　災害の状況 　イ　応援を要請する理由 　ウ　応援を要請する区域及び範囲又は内容 　エ　応援を必要とする期間 　オ　その他必要な事項	９　受援体制の確立 　県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （１）知事の応援要請 　ア　指定行政機関等に対する応援要請 　　県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　　上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 　（ア）災害の状況 　（イ）応援を要請する理由 　（ウ）応援を要請する区域及び範囲又は内容 　（エ）応援を必要とする期間 　（オ）その他必要な事項 　　また、指定行政機関又は指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上記の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。 （略） （２）市町長の応援要請（知事又は他の市町長等に対する応援要請） 　市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　ア　災害の状況 　イ　応援を要請する理由 　ウ　応援を要請する区域及び範囲又は内容 　エ　応援を必要とする期間 　オ　その他必要な事項 　また、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。 　なお、上記の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急

（３）～（５）（略）

（６）各種団体に対する応援要請
　知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。
①～⑤（略）
（新設）

⑥（略）

を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。
（３）～（５）（略）

（６）各種団体に対する応援要請
　知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。
①～⑤（略）
⑥　災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定
（本章第 13 節「要配慮者の安全確保」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本福祉用具供給協会	R7.12.10	03-6721-5222	03-3434-3414

※以降、番号を繰り下げ

⑦（略）

⑦　石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定

（本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	加賀市医療センター	R6.4.1	0761-47-1212	－
	国民健康保険能美市立病院		076-260-7700	－
（略）				

（追加）

⑧～㉖（略）

⑧　石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定

（本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	加賀市医療センター	R6.4.1	0761-47-1212	－
	国民健康保険能美市立病院		076-260-7700	－
（略）				
石川県	やわたメディカルセンター	R7.4.1	0761-47-1212	－
	すずみが丘病院		076-260-7700	－
	ときわ病院		076-248-5221	－
	医王ヶ丘病院		076-262-6565	－
	松原病院		076-231-4138	－
	心臓血管センター金沢循環器病院		076-253-8000	－
	南ケ丘病院		076-256-3366	－
	24 時間対応型訪問看護ステーションすみれ		076-241-0663	－
	津幡訪問看護ステーション		076-239-4177	－
	PD ハウス小坂		076-254-5825	－
	浜野介護医療院		0767-52-3262	－
	県立看護大学		076-281-8300	－

⑨～㉖（略）

（新設）

㉗～㊱（略）

（新設）

㊲～㊾（略）

（７）～（８）（略）

１０～１１（略）

㉗　災害時の応援業務に関する協定

（本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会	R7.9.21	076-248-4004	076-248-4174

※以降、番号を繰り下げ

㉘～㊳（略）

㊴　災害時における被災者等の移動手段の確保等に関する協定

（本章第 27 節「輸送手段の確保」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本カーシェアリング協会	R7.11.13	0225-22-1453	0225-24-8601

※以降、番号を繰り下げ

㊵～52（略）

（７）～（８）（略）

１０～１１（略）

第３節　気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準 １　基本方針 　気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等についての注意報、警報、特別警報、更には噴火警報等を発表する。この情報について、各防災関係機関は「石川県総合防災情報システム」等により、自主的に把握しなければならない。 ２　予報、注意報、警報の細分区域 （1）細分区域に含まれる範囲 （略） 市町をまとめた地域の名称 加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町 （略） ３　種類及び発表基準 （１）（略） （２）特別警報（新設）・警報・注意報 　大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、（新設）予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、石川県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。 　また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。 　なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。	第３節　気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準 １　基本方針 　気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等についての注意報、警報、危険警報、特別警報を発表する。この情報について、各防災関係機関は「石川県総合防災情報システム」等により、自主的に把握しなければならない。 ２　予報、注意報、警報の細分区域 （1）細分区域に含まれる範囲 （略） 市町村等をまとめた地域の名称 加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町 ３　種類及び発表基準 （１）（略） （２）特別警報・危険警報・警報・注意報 　気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときなどには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きい危険な状況であるときには警報の一種として「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、石川県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻ナウキャスト」等で発表される。 　なお、大雨警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

ア 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等		概　　要
レベル５特別警報（警戒レベル５に相当）	レベル５ 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 土砂災害特別警報※4	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 氾濫特別警報※3	河川※2氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル４危険警報（警戒レベル４に相当）	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル４ 土砂災害危険警報※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル４ 氾濫危険警報※3	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル４ 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
レベル３警報（警戒レベル３に相当）	レベル３ 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル３ 土砂災害警報※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル３ 氾濫警報※3	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル３ 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
レベル２注意報（警戒レベル２）	レベル２ 大雨注意報	大雨による浸水害等※1が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル２ 土砂災害注意報※4	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表される。

※１　大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表

※２　洪水予報河川

※３　洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル２氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル３氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル４氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル５氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

※４　土砂崩れ注意報はレベル２土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル３土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル４土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル５土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のよる農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※　地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

イ　特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概　　要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。

	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概　要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

※水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は上記のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概　要
水防活動用 気象警報	レベル３大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想さたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	レベル３高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	レベル３氾濫警報又はレベル３大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４氾濫危険警報又はレベル４大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される。
	レベル５氾濫特別警報又はレベル５大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
水防活動用 気象注意報	レベル２大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	レベル２高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が予想されたときに発表さ

※水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の名称及び概要は上記のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

ウ　警報等の基準

警報・注意報の発表基準や 50 年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の値については気象庁ホームページを参照すること。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

ウ　警報等の基準

警報等の発表基準や 50 年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の値については気象庁ホームページを参照すること。

気象等に関する特別警報の発表基準

特別警報の種類		特別警報の基準
気象特別警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
火山現象特別警報		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
土砂崩れ特別警報		台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
津波特別警報		高いところで三メートルを超える津波が予想される場合
高潮特別警報		台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合
波浪特別警報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
洪水特別警報		台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合

（注）気象特別警報、土砂崩れ特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報及び洪水特別警報の実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。この指標は気象庁ホームページに掲載する。

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧（令和4年3月24日現在）

注1）R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。
注2）「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWIいずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。
注3）大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。（ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。）
個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	349	138	213
石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	331	140	209
石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	321	143	205
石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	295	124	189
石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	358	118	210
石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	351	125	212
石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	385	121	225
石川県	石川県	加賀	加賀南部	能美市	304	117	192
石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	134	194
石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	287	119	185
石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	284	117	189
石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	279	113	187
石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	279	109	185
石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	281	119	188
石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	315	121	206
石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	323	129	205
石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	288	117	190
石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	335	137	210
石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	330	130	214

参考）https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf#page=38

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和3年10月28日現在）

注１）“※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“－”としている。
注２）データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“－”としている。
注３）“＊”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。
注４）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。
注５）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
石川県	輪島	85	110
石川県	金沢	136	181
石川県	珠洲	140	159
石川県	七尾	89	74
石川県	白山河内	266	308
石川県	加賀菅谷	234	246

参考）https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/sanko/1-50yuki.pdf#page=6

（削除）

（削除）

石川県警報等の発表基準一覧

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年3月26日現在

発表官署	金沢地方気象台				
府県予報区	石川県				
一次細分区域	加賀		能登		
市町村等をまとめた地域	加賀北部	加賀南部	能登北部	能登南部	
特別警報 大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
特別警報 洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
特別警報 暴風（平均風速）	陸上 30m/s，海上 25m/s		陸上 30m/s，北海上 25m/s，東海上 25m/s	陸上 30m/s，東海上 25m/s，西海上 25m/s	
特別警報 暴風雪（平均風速）	陸上 30m/s，海上 25m/s，雪を伴う		陸上 30m/s，北海上 25m/s，東海上 25m/s，雪を伴う	陸上 30m/s，東海上 25m/s，西海上 25m/s，雪を伴う	
特別警報 大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm		
特別警報 波浪（有義波高）	50m		北海上 5.0m，東海上 5.0m	東海上 5.0m，西海上 5.0m	
特別警報 高潮	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
特別警報 大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
特別警報 洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
特別警報 強風（平均風速）	陸上 12m/s*1，海上 15m/s		陸上 12m/s*2，北海上 15m/s，東海上 15m/s	陸上 12m/s，東海上 15m/s，西海上 15m/s	
特別警報 風雪（平均風速）	陸上 12m/s*1，海上 15m/s，雪を伴う		陸上 12m/s*2，北海上 15m/s，東海上 15m/s，雪を伴う	陸上 12m/s，東海上 15m/s，西海上 15m/s，雪を伴う	
特別警報 大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ25cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	
特別警報 波浪（有義波高）	20m		北海上 3.0m，東海上 3.0m	東海上 2.0m，西海上 3.0m	
特別警報 高潮	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
注意報 霜	霜害により被害が予想される場合				
注意報 着雪	①積雪地域の日平均気温が0℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上，かつ日降水量が10mm以上				
注意報 着氷（雪）	著しい着氷（雪）が予想される場合				
注意報 濃霧（視程）	100m				
別紙3 特別警報 大雨 情報（1時間雨量）					

＊1 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。
＊2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

【警報・注意報基準一覧表の解説】

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町に対して発表する。

(3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、一次細分区域及び市町をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。

(4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(5) 表中において、金沢地方気象台が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

石川県警報等の発表基準一覧

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

（東京管区気象台管内）　令和3年3月26日現在

発表官署	金沢地方気象台			
府県予報区	石川県			
一次細分区域	加賀		能登	
市町村等をまとめた地域	加賀北部	加賀南部	能登北部	能登南部
特別警報 レベル5大雨	以下の①又は②を満たし、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 ①表面雨量指数が別紙1－1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現 ②流域雨量指数が別紙1－2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現			
特別警報 レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2－1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合			
特別警報 レベル5高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位が別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合			
特別警報 暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
特別警報 暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
特別警報 大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警戒級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合			
特別警報 波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合			
危険警報 レベル4大雨	以下の①又は②が予想される場合 ①表面雨量指数が別紙1－3の対象格子において別紙1－1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達すること ②流域雨量指数が別紙1－4の対象河川の格子において別紙1－2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達すること			
危険警報 レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）			
危険警報 レベル4高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表）			
警報 レベル3大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1－1又は別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合			
警報 レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）			
警報 レベル3高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表）			
警報 暴風（平均風速）	陸上 20m/s，海上 25m/s		陸上 20m/s，北海上 25m/s，東海上 25m/s	陸上 20m/s，東海上 25m/s，西海上 25m/s
警報 暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s，海上 25m/s 雪を伴う		陸上 20m/s，北海上 25m/s，東海上 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s，東海上 25m/s，西海上 25m/s 雪を伴う
警報 大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm	
警報 波浪（有義波高）	5.0m		北海上 5.0m，東海上 5.0m	東海上 5.0m，西海上 5.0m
注意報 レベル2大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1－1又は別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合			
注意報 レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2－3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合			
注意報 レベル2高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、おおむね16時間前までに発表）			
注意報 強風（平均風速）	陸上 12m/s*1，海上 15m/s		陸上 12m/s*2，北海上 15m/s，東海上 15m/s	陸上 12m/s，東海上 15m/s，西海上 15m/s
注意報 風雪（平均風速）	陸上 12m/s*1，海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s*2，北海上 15m/s，東海上 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s，東海上 15m/s，西海上 15m/s 雪を伴う
注意報 大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ25cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ30cm
注意報 波浪（有義波高）	3.0m		北海上 3.0m，東海上 2.0m	東海上 2.0m，西海上 3.0m
注意報 霜	霜害により被害が予想される場合			
注意報 着雪	①積雪地域の日平均気温が1℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上，かつ日降水量が20mm以上			
注意報 濃霧（視程）	陸上 100m，海上 500m		陸上 100m，北海上 500m，東海上 500m	陸上 100m，東海上 500m，西海上 500m
注意報 乾燥	最小湿度40%で，実効湿度65%			
注意報 なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率（+3℃/日）が大きいとき（ただし、0℃以上）			
注意報 低温	夏期 最低気温17℃以下が2日以上継続 冬期 最低気温－4℃以下			
注意報 霜	早霜・晩霜期に 最低気温2℃以下			
注意報 着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
レベル5の型特別警報 レベル4の型危険警報 レベル3の型警報 レベル2の型注意報 の発表対象となる河川予報区のうち、石川県に関係する河川予報区名及び基準観測所名	別紙3			

＊1 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。
＊2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

※別紙は気象庁ホームページを参照

（参考）https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun_new/ishikawa.html

別表１～５　※添付を省略 【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表１～５）の解説】 (1)大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町については、その欄を“－”で示している。 (2)大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。 (3)大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町の域内において単一の値をとる。 (4)大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には市町の域内における基準の最低値を示している。 (5)洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。 (6)洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表２及び４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町において主要な河川は存在しないことを表している。 (7)洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数,流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。 (8)洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。 (9)高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。	別表１～５　（削除） （削除）

（別表6）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

（別表１）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種　類	概　要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。最大６時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。
（参考） 大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

(3) 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(3) 全般気象解説情報、北陸地方気象解説情報、石川県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（　）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

(4) 石川県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の５つである。

ア．気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象庁から「石川県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ．気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「石川県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。

※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目標に、予測情報として「石川県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。

	エ．気象防災速報（短時間大雪） 強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「石川県気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が発表される。 オ．気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。 これらの情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。
(6) 災害時気象支援資料 金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 (7) 早期注意情報（警報級の可能性） ５日先までの警報級の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域（加賀・能登）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（石川県）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。	(5) 災害時気象支援資料 金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 (6) 早期注意情報（警報級の可能性） ５日先までの警報級の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域（加賀・能登）で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（石川県）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。
（略） ６　水防法及び気象業務法に定める指定河川洪水予報 手取川及び梯川について直轄管理区間を対象に、水防法第１０条第２項及び気象業務法第１４条の２第２項の規定に基づき、国土交通省金沢河川国道事務所と金沢地方気象台は、洪水注意報及び警報を発表する。 また、国土交通大臣は、直轄管理区間を対象に水防法第１０条第３項の規定に基づき、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。 (1) 洪水予報の発表基準 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。手取川・梯川については、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル２～５に相当する。	（略） ６　水防法及び気象業務法に定める指定河川洪水予報 手取川及び梯川について直轄管理区間を対象に、水防法第１０条第２項及び気象業務法第１４条の２第２項の規定に基づき、国土交通省金沢河川国道事務所と金沢地方気象台は、指定河川洪水予報を発表する。 また、国土交通大臣は、直轄管理区間を対象に水防法第１０条第３項の規定に基づき、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。 (1) 指定河川洪水予報の発表基準 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報等及び注意報である。手取川・梯川については、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル２～５に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種　類	標　題	概　要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

（略）

８　噴火警報等

（略）

⑶　火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

（略）

指定河川洪水予報の名称と概要

名　称	概　要
レベル５ 氾濫特別警報／ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
レベル４ 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
レベル３ 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
レベル２ 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

（略）

８　噴火警報等

（略）

⑶　火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合または判断に迷う場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

（略）

９　土砂災害警戒情報 　市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 　市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 (1) 発表対象および単位 　発表対象は石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。 (2) 発表基準 　土砂災害警戒情報の発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね２時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。 （略） (5) 解除基準 　土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う。 （略） 第５節　災害予警報別の伝達 （略） ２　気象警報等の伝達 (2) 県は、石川県総合防災情報システム、ファクシミリ通信網等により速やかに関係機関及び市町へ伝達する。 　市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を使用し、直ちに住民及び関係機関へ周知する。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。 （略） (4) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、一般通信に優先し市町村へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。 （略）	９　土砂災害警戒情報 　市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。令和８年５月から、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。 　市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 (1) 発表対象および単位 　発表対象は石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。 (2) 発表基準 　土砂災害警戒情報の発表は、レベル４土砂災害危険警報の発表と一体的に行い、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね２時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。 （略） (5) 解除基準 　土砂災害警戒情報の解除は、レベル４土砂災害危険警報の解除と一体的に行い、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う。 （略） 第５節　災害予警報別の伝達 （略） ２　気象警報等の伝達 (2) 県は、石川県総合防災情報システム、ファクシミリ通信網等により速やかに関係機関及び市町へ伝達する。 　市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を使用し、直ちに住民及び関係機関へ周知する。なお、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。 （略） (4) ＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本東株式会社は、一般通信に優先し市町村へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。 （略）

別図１　金沢、七尾海上保安部を中心とする気象警報等伝達系統図

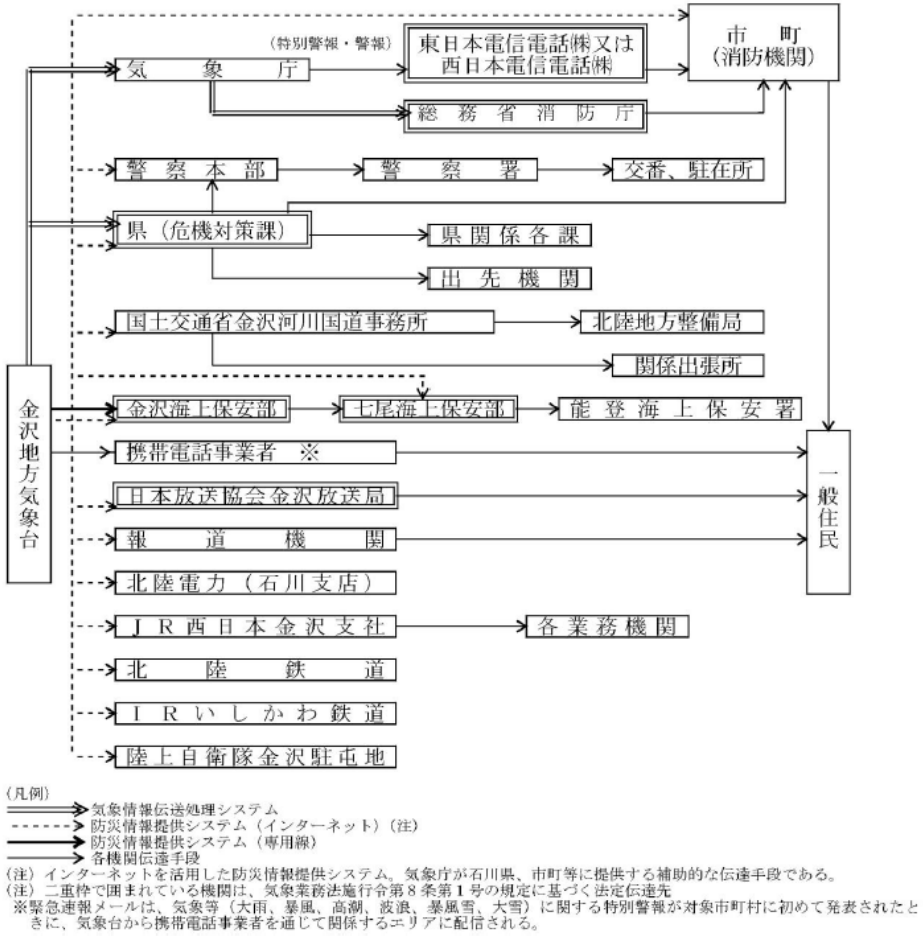

（略）

別図１　金沢、七尾海上保安部を中心とする気象警報等伝達系統図

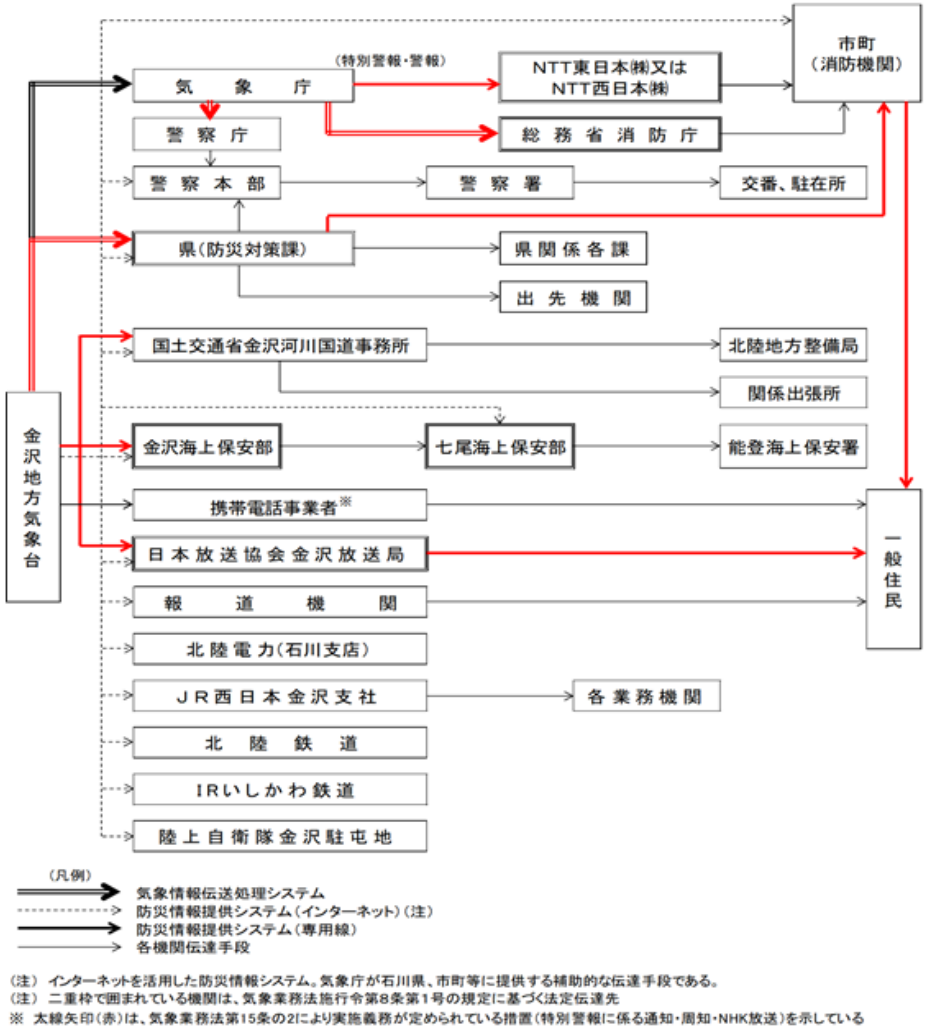

（略）

別図３　県（危機対策課）を中心とする気象警報等伝達系統図

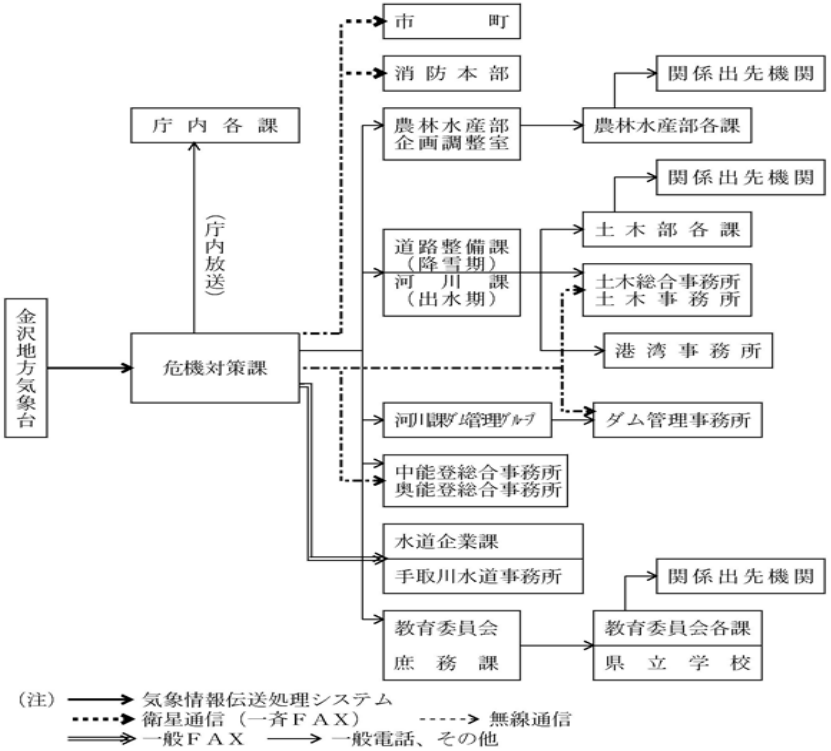

別図４　警察本部を中心とする気象警報等伝達系統図

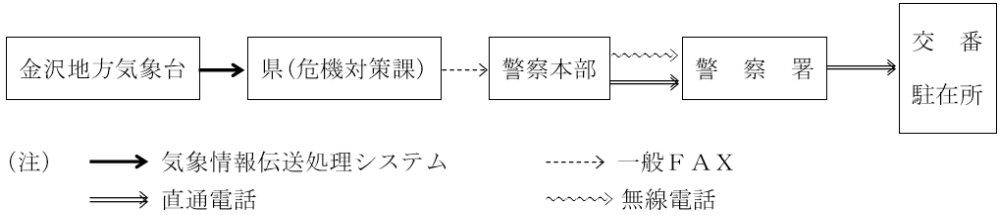

別図３　県（防災対策課）を中心とする気象警報等伝達系統図

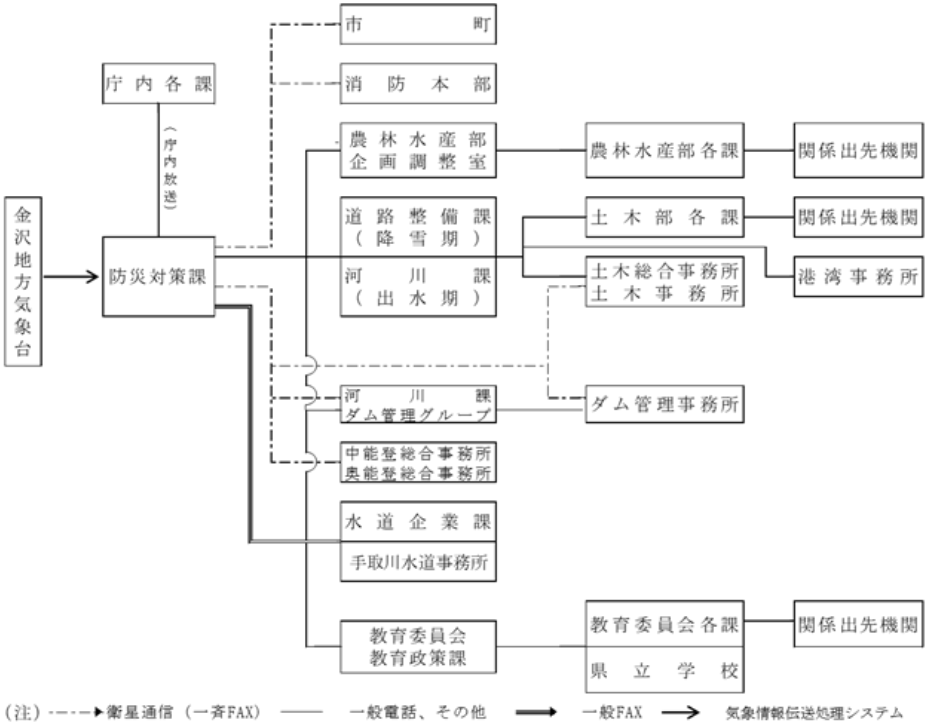

別図４　警察本部を中心とする気象警報等伝達系統図

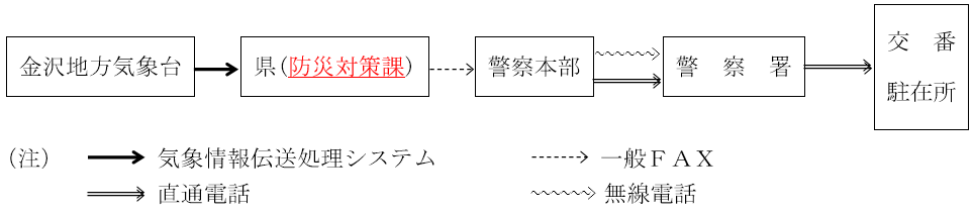

別図５　西日本電信電話株式会社の市町別伝達警報種類一覧表

支　店　名	担当区域	通報すべき警報種類			
		波浪	高潮	気象	洪水
西日本電信電話㈱	金沢市	○	○	○	○
	七尾市	○	○	○	○
	小松市	○	○	○	○
	輪島市	○	○	○	○
	珠洲市	○	○	○	○
	加賀市	○	○	○	○
	羽咋市	○	○	○	○
	かほく市	○	○	○	○
	白山市	○	○	○	○
	能美市	○	○	○	○
	川北町			○	○
	野々市市			○	○
	津幡町			○	○
	内灘町	○	○	○	○
	志賀町	○	○	○	○
	宝達志水町	○	○	○	○
	中能登町			○	○
	穴水町	○	○	○	○
	能登町	○	○	○	○

（略）

６　気象注意報等及び火災気象通報の伝達

(1) 金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。

ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の行う市町への伝達は行わない。

（略）

別図５　ＮＴＴ西日本株式会社の市町別伝達警報種類一覧表

支　店　名	担当区域	通報すべき警報種類			
		波浪	高潮	気象	洪水
ＮＴＴ西日本㈱	金沢市	○	○	○	○
	七尾市	○	○	○	○
	小松市	○	○	○	○
	輪島市	○	○	○	○
	珠洲市	○	○	○	○
	加賀市	○	○	○	○
	羽咋市	○	○	○	○
	かほく市	○	○	○	○
	白山市	○	○	○	○
	能美市	○	○	○	○
	川北町			○	○
	野々市市			○	○
	津幡町			○	○
	内灘町	○	○	○	○
	志賀町	○	○	○	○
	宝達志水町	○	○	○	○
	中能登町			○	○
	穴水町	○	○	○	○
	能登町	○	○	○	○

（略）

６　気象注意報等及び火災気象通報の伝達

(1) 金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。

ただし、ＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社の行う市町への伝達は行わない。

（略）

7　噴火警報等の伝達

金沢地方気象台は、気象庁が噴火警報・予報及び火山情報等を発表したときは、次のとおり速やかに各関係機関に伝達する。

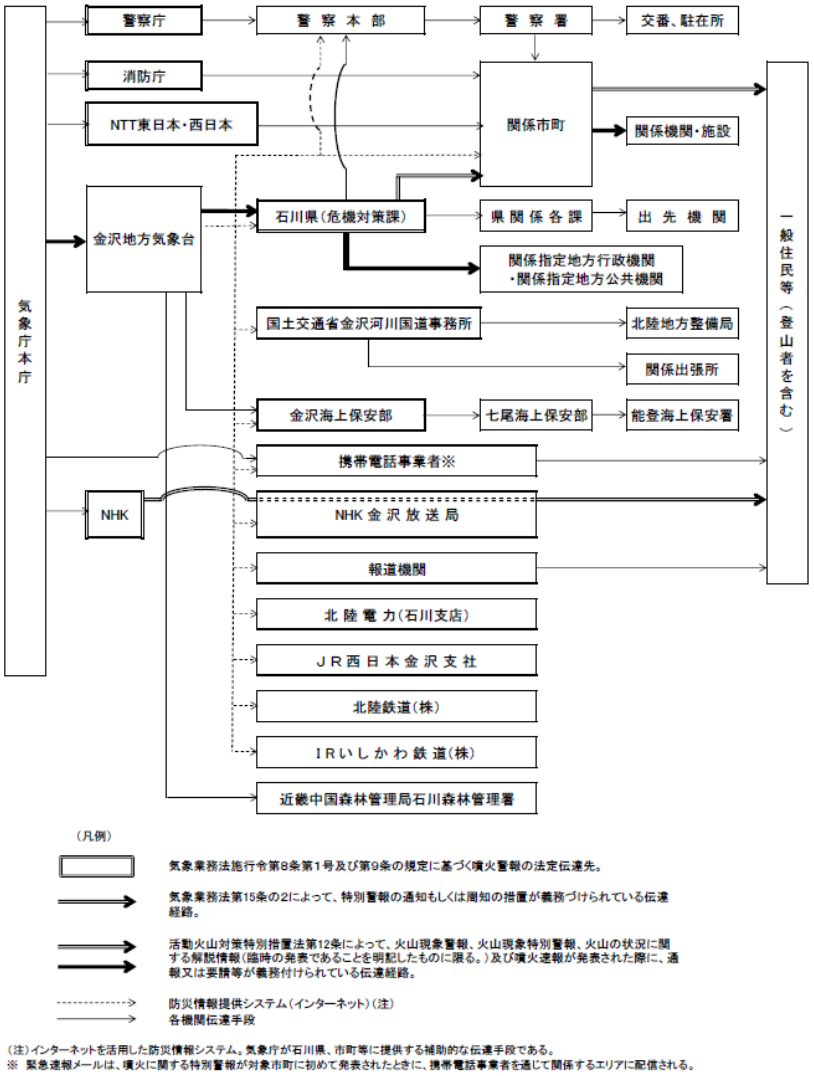

（略）

第６節～第８節（略）

7　噴火警報等の伝達

金沢地方気象台は、気象庁が噴火警報・予報及び火山情報等を発表したときは、次のとおり速やかに各関係機関に伝達する。

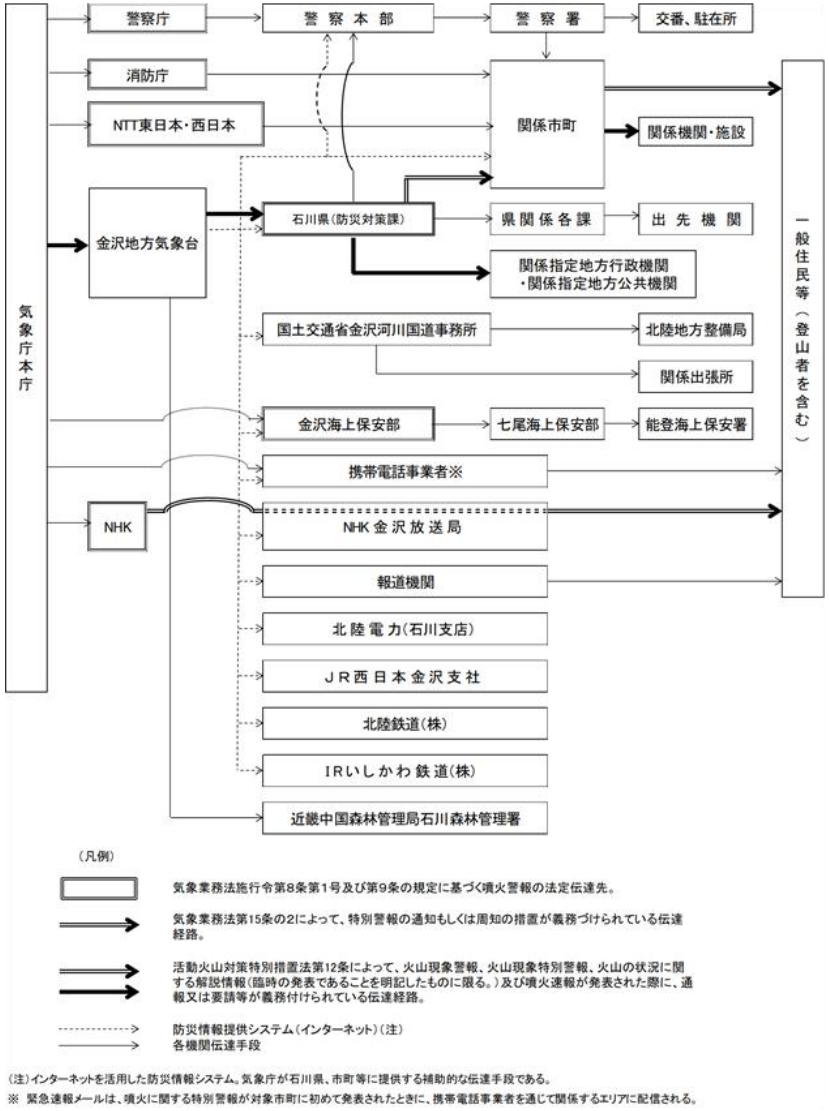

（略）

第６節～第８節（略）

第９節　災害広報 （略） ２　広報機関 (1) 県災害対策本部設置の場合 ア　災害対策本部設置時には、危機管理班と戦略広報班（総務部）が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、戦略広報班が行う。 イ　県災害対策本部の災害情報センターに報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。 (2) 県災害対策本部未設置の場合 災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、石川県防災会議事務局（危機対策課）が原則として行う。 （略） 第１０節～第１１節（略） 第１２節　避難誘導等 １～７（略） ８　避難所の開設及び運営 （１）　市町 ア～ケ（略） コ　男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 サ～ソ（略） （２）（略） ９～１２（略）	第９節　災害広報 （略） ２　広報機関 (1) 県災害対策本部設置の場合 ア　災害対策本部設置時には、危機管理部と総務部が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、戦略広報課が行う。 イ　県災害対策本部の災害情報センターに報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。 (2) 県災害対策本部未設置の場合 災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、石川県防災会議事務局（危機管理政策課）が原則として行う。 （略） 第１０節～第１１節（略） 第１２節　避難誘導等 １～７（略） ８　避難所の開設及び運営 （１）　市町 ア～ケ（略） コ　男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 サ～ソ（略） （２）（略） ９～１２（略）

第１３節　要配慮者の安全確保

（略）

２　在宅の要配慮者に対する対策

（略）

（３）　被災状況等の把握及び日常生活支援

（略）

イ　被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

（略）

（追加）

（略）

第１４節　災害医療及び救急医療

１～２（略）

３　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制

（１）（略）

（２）県

ア～ウ（略）

エ　医療救護班の派遣

（ア）保健医療福祉調整本部は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

（イ）～（オ）（略）

オ～カ（略）

（新設）

（３）～（15）（略）

４（略）

第１３節　要配慮者の安全確保

（略）

２　在宅の要配慮者に対する対策

（略）

（３）　被災状況等の把握及び日常生活支援

（略）

イ　被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

（略）

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本福祉用具供給協会	R7.12.10	03-6721-5222	03-3434-3414

（略）

第１４節　災害医療及び救急医療

１～２（略）

３　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制

（１）（略）

（２）県

ア～ウ（略）

エ　医療救護班の派遣

（ア）保健医療福祉調整本部は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。

（イ）～（オ）（略）

オ～カ（略）

キ　県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。

（３）～（15）（略）

４（略）

５　災害時後方医療体制 ア　医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 イ（略） ６　重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 （２）搬送の実施 ア～イ（略） （新設） ７　他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川ＤＭＡＴを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 ８～１２（略） 第１５節　健康管理活動 １～３（略） ４　健康管理活動 （１）（略） （２）保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。 なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。 （３）（略） 第１６節～第１７節（略）	５　災害時後方医療体制 ア　医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。 イ（略） ６　重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 （２）搬送の実施 ア～イ（略） ウ　県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。 ７　他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川ＤＭＡＴを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。 ８～１２（略） 第１５節　健康管理活動 １～３（略） ４　健康管理活動 （１）（略） （２）保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態や多様なニーズ等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。 なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。 （３）（略） 第１６節～第１７節（略）

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 360円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　限度額　１戸当たり 7,089,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1　平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 2　建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　給与期間　最高2年以内 5　賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
3	炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2　現物給付に限ること。

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全　壊 全　焼 流　失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半　壊 半　焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
6	医　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助　産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

第１８節　災害救助法の適用

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 370円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　限度額　１戸当たり 7,259,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1　平均1戸当たり7,259,000円以内であればよい。 2　建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　給与期間　最高2年以内 5　賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
3	炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,480円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2　現物給付に限ること。

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全　壊 全　焼 流　失	夏	20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	8,800
	冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
半　壊 半　焼 床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
	冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
6	医　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助　産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
8	被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
9	福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費 2　福祉避難所の設置以外 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費	災害発生の日から7日以内	
10	被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
11	被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了）	
12	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,500円 中学生生徒　5,800円 高等学校等生徒　6,300円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
13	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）232,200円以内 小人（12歳未満）185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
14	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
15	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり　3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
16	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
17	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

（略）

第１９節～第２１節（略）

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
9	福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費 2　福祉避難所の設置以外 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費	災害発生の日から7日以内	
10	被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 56,400円以内	災害発生の日から10日以内	
11	被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 757,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円以内	災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了）	
12	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,800円 中学生生徒　6,100円 高等学校等生徒　6,600円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
13	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）239,400円以内 小人（12歳未満）191,500円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
14	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
15	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり　3,800円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 6,100円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
16	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 148,600円以内	災害発生の日から10日以内	
17	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

（略）

第１９節～第２１節（略）

第２２節　公共土木施設等の応急対策
（略）
２　道路施設
（略）
(2) 応急復旧
　被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、下記の協定等による協力を得て応急工事を施工する。
　また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

（追加）

（略）

第２３節～第２４節（略）

第２５節　生活必需品の供給
１～３（略）
４　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営
（１）～（２）（略）
（３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。

（４）県、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。
（５）（略）
５（略）

第２６節（略）

第２２節　公共土木施設等の応急対策
（略）
２　道路施設
（略）
(2) 応急復旧
　被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、下記の協定等による協力を得て応急工事を施工する。
　また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧（火山災害においては火山噴出物等の除去を含む。）に努める。
災害時の応援業務に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会	R7.9.21	076-248-4004	076-248-4174

（略）

第２３節～第２４節（略）

第２５節　生活必需品の供給
１～３（略）
４　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営
（１）～（２）（略）
（３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保するものとする。
（削除）

（４）（略）
５（略）

第２６節（略）

第２７節　輸送手段の確保
（略）
４　要員、物資輸送車両等の確保
（略）
（２）陸路輸送
（略）
（追加）

第２８節（略）

第２９節　防疫、保健衛生活動
１（略）
２　実施体制
（１）～（２）（略）
（３）連携体制
防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

３～７（略）

第３０節～第３１節（略）

第２７節　輸送手段の確保
（略）
４　要員、物資輸送車両等の確保
（略）
（２）陸路輸送
（略）
災害時における被災者等の移動手段の確保等に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本カーシェアリング協会	R7.11.13	0225-22-1453	0225-24-8601

第２８節（略）

第２９節　防疫、保健衛生活動
１（略）
２　実施体制
（１）～（２）（略）
（３）連携体制
防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所等の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。
３～７（略）

第３０節～第３１節（略）

第３２節　住宅の応急対策 １（略） ２　実施体制 （１）（略） （２）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 　応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 　県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 　また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 　なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （３）～（４）（略） ３～４（略） 第３３節～第３６節（略） 第４章～第５章（略）	第３２節　住宅の応急対策 １（略） ２　実施体制 （１）（略） （２）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 　応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 　県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 　また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 　なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （３）～（４）（略） ３～４（略） 第３３節～第３６節（略） 第４章～第５章（略）

参考 1-4

石川県地域防災計画（雪害対策編）修正　新旧対照表

現　　行	修　正　案
石川県地域防災計画 雪害対策編 （令和７年９月修正）	石川県地域防災計画 雪害対策編 （令和８年５月修正） ※この表に掲げるもののほか、本文中の「危機対策課」は「防災対策課」に、「医療対策課」は「医療支援課」に、「庶務課」は「教育政策課」に、「警察本部警備課」は「警察本部災害対策課」に、それぞれ改めた。

第１章　総則 第２節　性格及び基本理念 １（略） ２　基本理念等 （１）用語 （略） イ　指定地方行政機関 （略） 中部管区警察局、（追加）北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区気象台（金沢地方気象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）（追加） ウ　指定公共機関 （略） 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（北陸支店）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、日本通運株式会社（金沢支店）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、日本郵便株式会社（北陸支社）、 （略）	第１章　総則 第２節　性格及び基本理念 １（略） ２　基本理念等 （１）用語 （略） イ　指定地方行政機関 （略） 中部管区警察局、中部管区行政評価局（石川行政評価事務所）、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区気象台（金沢地方気象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）、近畿中部防衛局 ウ　指定公共機関 （略） 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、ＮＴＴ西日本株式会社（北陸支店）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、ＮＴＴドコモビジネス株式会社（北陸支社）、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、日本通運株式会社（金沢支店）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、日本郵便株式会社（北陸支社）、 （略）

第３節　　県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

　県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る雪害に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
県		・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。 ・国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。
市町		・当該市町の地域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。 ・市町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・住民等に対する防災対策の指導に関すること。
指	中部管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・情報の収集及び連絡に関すること。

（略）

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
行政機関 指定地方	国土地理院 （北陸地方測量部）	・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 ・災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。

（略）

第３節　　県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

　県、市町及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る雪害に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
県		・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること。 ・国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること。
市町		・当該市町の地域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。 ・市町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・住民等に対する防災対策の指導に関すること。
指	中部管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・情報の収集及び連絡に関すること。
指	中部管区行政評価局 （石川行政評価事務所）	・被災者への生活支援情報の提供に関すること。 ・専用電話を備えた行政相談窓口の開設に関すること。 ・特別行政相談所の開設に関すること。

（略）

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	国土地理院 （北陸地方測量部）	・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 ・災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。
指定地方行政機関	近畿中部防衛局	・在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 ・自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する石川県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

（略）

第２章　雪害予防計画	第２章　雪害予防計画
【雪害予防計画の体系】 　雪害から県民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心な県土づくりを実現するために必要な対策を県、市町及び防災関係機関等が一丸となって講じる。 　また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。 （略） 第１節　防災知識の普及 １～６（略） ７　災害教訓の伝承 （１）（略） （２）住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。 第２節　県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２　県民のとるべき措置 ＜平時の心得＞ （略） 〇ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 （略） ３～４（略） 第３節（略）	【雪害予防計画の体系】 　雪害から県民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心な県土づくりを実現するために必要な対策を県、市町及び防災関係機関等が一丸となって講じる。 　また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。 　なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとするほか、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。 （略） 第１節　防災知識の普及 １～６（略） ７　災害教訓の伝承 （１）（略） （２）住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。 第２節　県民及び事業者等のとるべき措置 １（略） ２　県民のとるべき措置 ＜平時の心得＞ （略） 〇ペット動物との同行避難や避難所等での飼養について準備する。 （略） ３～４（略） 第３節（略）

第４節　防災ボランティアの活動環境の整備 １　基本方針 （１）地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 　このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。 　特に、災害支援ＮＰＯ等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。 　また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 （２）～（３）（略） ２（略） ３　防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） （４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等 　市町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。 ４（略） 第５節（略） 第６節　防災体制の整備 １　基本方針 　地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。	第４節　防災ボランティアの活動環境の整備 １　基本方針 （１）地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 　このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。 　特に、災害支援ＮＰＯ等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。 　また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 　さらに、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、ボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。 （２）～（３）（略） ２（略） ３　防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） （４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等 　市町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。 ４（略） 第５節（略） 第６節　防災体制の整備 １　基本方針 　地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和２年における新型コロナウイルス感染症対策の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。	また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和２年における新型コロナウイルス感染症対策の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 加えて、県及び市町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。
２　県の活動体制 （１）～（５）（略） （６）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア　県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ～エ（略） （新設） （７）（略）	２　県の活動体制 （１）～（５）（略） （６）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア　県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとする。特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ～エ（略） オ　県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。 （７）（略）

（８）受援計画の策定等 ア～カ（略） （新設） （新設） （９）～（17）（略） （18）システムの整備・利活用 県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、国とともに、研修や訓練の実施に努めるものとする。 ３　市町の活動体制 （１）～（７）（略） （８）罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。 ア～イ（略） ウ　自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。 エ～カ（略） （９）災害廃棄物の仮置場の確保等 市町は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。 また、市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。 （10）～（17）（略） ４～５（略）	（８）受援計画の策定等 ア～カ（略） キ　県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。 ク　県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。 （９）～（17）（略） （18）システムの整備・利活用 ア　県は、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。 イ　県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、国とともに、研修や訓練の実施に努めるものとする。 ３　市町の活動体制 （１）～（７）（略） （８）罹災証明交付体制の確立 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。 ア～イ（略） ウ　他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めること。 エ～カ（略） （９）災害廃棄物の仮置場の確保等 市町は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。 また、市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。 さらに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い計画の実効性の向上に努めるものとする。 （10）～（17）（略） ４～５（略）

（新設）	６　地域防災力の向上 　県及び市町は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。
第７節（略）	第７節（略）
第８節　通信及び放送施設災害予防 １（略） ２　通信用施設設備の整備 （１）（略） （２）市町の整備 ア　市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（ＪＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 　また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 　さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。	第８節　通信及び放送施設災害予防 １（略） ２　市町の整備 （１）（略） （２）市町の整備 ア　市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（ＪＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 　また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 　さらに、孤立化が懸念される山間地集落等で地上回線が途絶した場合に備え、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努め、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。
（３）～（６）（略）	（３）～（６）（略）

３　石川県総合防災情報システム

（略）

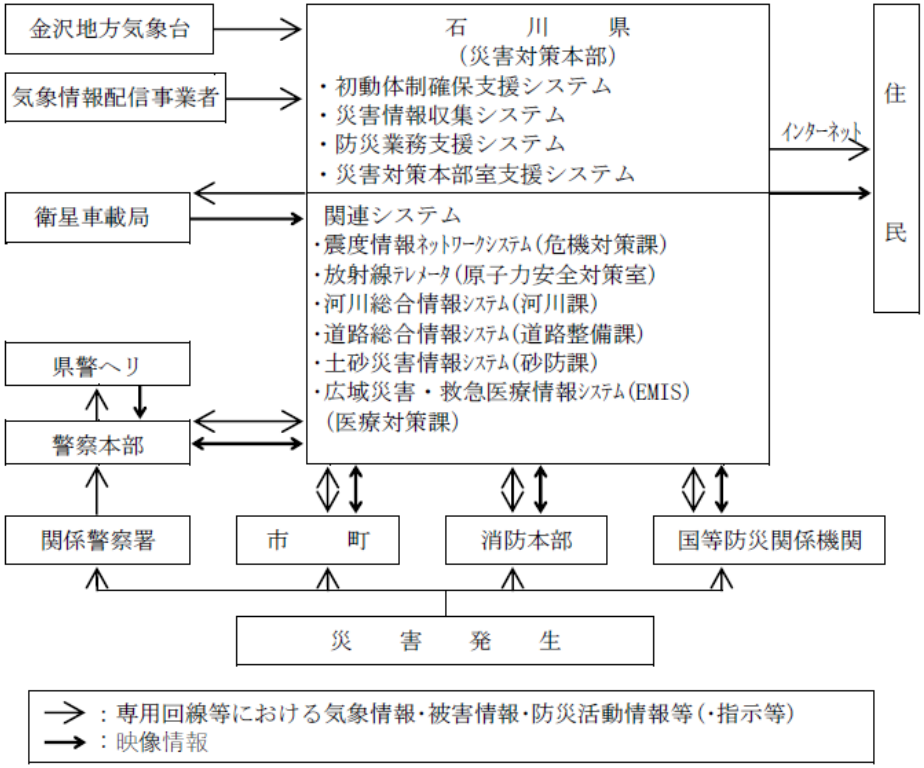

（略）

第９節～第１０節（略）

３　石川県総合防災情報システム

（略）

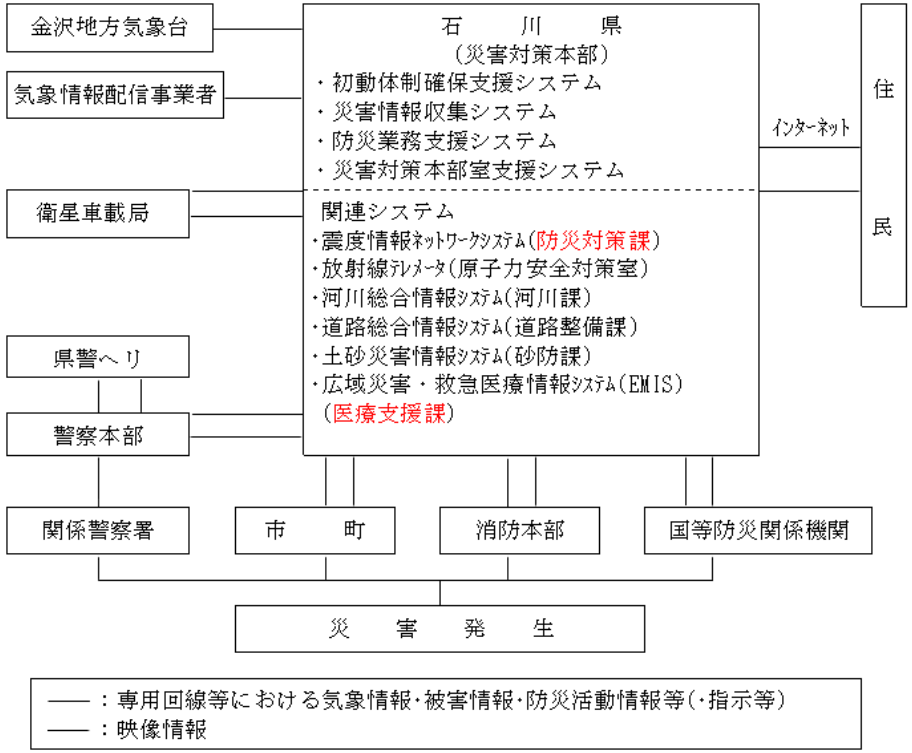

（略）

第９節～第１０節（略）

第１１節　避難体制の整備

（略）

２　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

（略）

タ　県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。

（追加）

第１１節　避難体制の整備

（略）

２　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

（略）

タ　県は、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄するほか、関係事業者と事前に協定を締結するなど、避難所生活の環境整備に努める。

災害時におけるキッチンカーによる食事提供の実施等に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）地域活性化プロジェクト縁GIN	R7.5.9	06-4397-7452	－
	（一社）日本キッチンカー経営審議会	R7.7.2	03－6820－9398	－

災害時における入浴等支援及び送風機の貸与に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（特非）Ｖネット	R7.12.25	090-8862-7999	050-3174-5038

災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	WOTA(株)	R8.3.16	050-1732-8508	03-5843-6906

第１２節　要配慮者対策 １（略） ２　在宅の要配慮者への配慮 （１）（略） （２）避難行動要支援者の避難支援計画の策定 ア～オ（略） カ　県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。 （３）～（８）（略） ３～５（略） 第１３節　緊急輸送体制の整備 （略） ４　港湾・漁港の整備 （追加） 港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化する。緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。 また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。 （追加） （略）	第１２節　要配慮者対策 １（略） ２　在宅の要配慮者への配慮 （１）（略） （２）避難行動要支援者の避難支援計画の策定 県及び市町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。 ア～オ（略） カ　県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。 （３）～（８）（略） ３～５（略） 第１３節　緊急輸送体制の整備 （略） ４　港湾・漁港の整備 (1) 国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の防災拠点機能を確保するものとする。 (2) 港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。 また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。 (3) 港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行う。 （略）

第１４節　医療体制の整備 １（略） ２　医療救護体制の整備 （１）～（６）（略） （７）災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン 　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。 ３～６（略） 第１５節～第１６節（略） 第１７節　食料・飲料水及び生活必需品等の確保 １　基本方針 　雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は一時的あるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 　このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、及び生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 　また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。 ２（略） ３　食料及び生活物資の確保 　県及び市町は、平時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）（略）	第１４節　医療体制の整備 １（略） ２　医療救護体制の整備 （１）～（６）（略） （７）災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター 　災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。 ３～６（略） 第１５節～第１６節（略） 第１７節　食料・飲料水及び生活必需品等の確保 １　基本方針 　雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は一時的あるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 　このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 　また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。 ２（略） ３　食料及び生活物資の確保 　県及び市町は、平時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）（略）

（２）市町は、非常食の備蓄に努める。 　また、備蓄を行うにあたって、大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 　さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 （略）	（２）市町は、非常食の備蓄に努める。 　また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努め、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 　さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 （略）

第３章　雪害応急対策計画

第１節　初動体制の確立

（略）

配備体制及びその基準等

配　備　体　制	基　　準	動員対象職員
注意配備体制 （情報収集、連絡活動を円滑に行える体制）	県下に大雪注意報が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
警戒配備体制 （雪害対策本部の設置に備える体制）	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等
雪害対策本部体制 （災害対策本部に準ずる体制）	・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理部全職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等 **（警戒配備体制の各課を班に編制）**
災害対策本部体制	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県下に顕著な大雪に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・**原則として全職員。** ただし、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が、雪害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

（略）

第３章　雪害応急対策計画

第１節　初動体制の確立

（略）

配備体制及びその基準等

	配　備　体　制	基　　準	動員対象職員
災害対策本部設置前	**注意配備体制** （情報収集、連絡活動を円滑に行える体制）	県下に大雪注意報が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部設置前	**警戒配備体制** （雪害対策本部の設置に備える体制）	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等
災害対策本部設置前	**雪害対策本部体制** （災害対策本部に準ずる体制）	・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理部全職員 ・新幹線・交通対策監室 戦略広報課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等 **（警戒配備体制の各課を班に編制）**
	災害対策本部体制	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県下に気象防災速報（短時間大雪）が発表されたとき。 ・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理部全職員 ・各部局の業務継続計画に定める必要人員

（略）

(3) 職員の動員

（略）

エ　災害対策本部体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制となったときは、原則として全職員は直ちに登庁する。ただし、本部長が雪害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。なお、登庁が不能の場合は、雪害予防計画第６節２（２）で定める県の機関に登庁する。

４　雪害対策本部

（１）雪害対策本部の設置

知事は、２の「配備体制及びその基準等」に定める基準に基づき、雪害対策本部を原則として、県庁内に設置する。

（２）雪害対策本部組織図

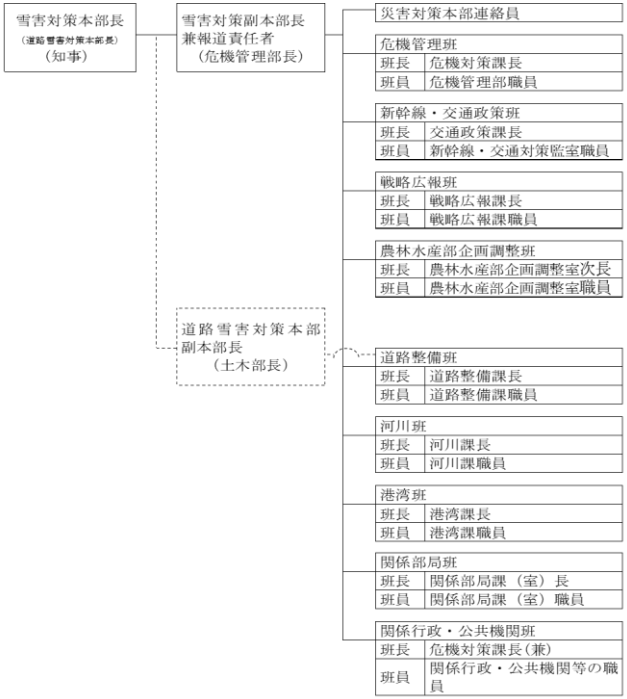

(3) 職員の動員

（略）

エ　災害対策本部体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制となったときは、原則として危機管理部職員及び各部局の業務継続計画に定める必要人員は直ちに登庁する。ただし、本部長が雪害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。なお、登庁が不能の場合は、雪害予防計画第６節２（２）で定める県の機関に登庁する。

４　雪害対策本部

（１）雪害対策本部の設置

知事は、２の「配備体制及びその基準等」に定める基準に基づき、雪害対策本部を原則として、県庁内に設置する。

（２）雪害対策本部組織図

５　災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

知事は、２の「配備体制及びその基準」に定める基準に基づき、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織等は、「石川県災害対策本部条例（昭和 37 年石川県条例第 51 号）」、「石川県災害対策本部規程（昭和 35 年訓令第７号）」及び「石川県災害対策本部運営要綱（昭和 37 年。以下「運営要綱」という。）」の定めるところによる。

(3) 災害対策本部は、知事を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、県、教育委員会及び警察本部を含む構成とし、地震災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(4) 災害対策本部は、原則として県庁内に設置する。

(5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部を、中能登及び奥能登の両総合事務所に地方部を、東京及び大阪の２県事務所に地方連絡部をそれぞれ置き、災害対策本部の事務を分掌させる。

地方部及び地方連絡部に部長を置き、部長には当該県事務所長及び事務所長を充てる。

（新設）

※（5）から移動

(6) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。

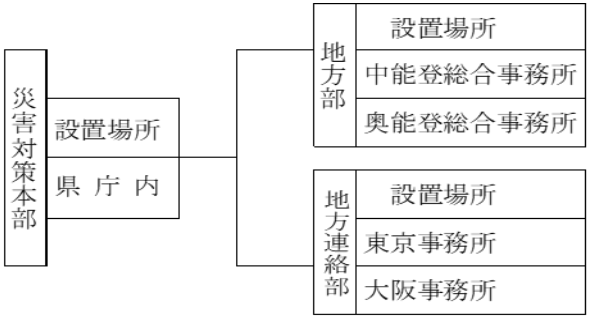

５　災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

知事は、２の「配備体制及びその基準」に定める基準に基づき、災害対策本部を設置する。

※（8）に移動

(2) 災害対策本部は、知事を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、県、教育委員会及び警察本部を含む構成とし、地震災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(3) 災害対策本部は、原則として県庁内に設置する。

(4) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部及び課・室を、中能登及び奥能登の両総合事務所に地方部を、東京及び大阪の２県事務所に地方連絡部をそれぞれ置き、災害対策本部の事務を分掌させる。

※(6)に移動

(5) 部に部長を置き、部長は本部員をもって充てる。また、課・室に課長（室長）を置き、課長（室長）は関係部局の各企画調整室次長及び各課長（室長）をもって充てる。

(6) 地方部及び地方連絡部に部長を置き、部長には当該県事務所長及び事務所長をもって充てる。

(7) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。

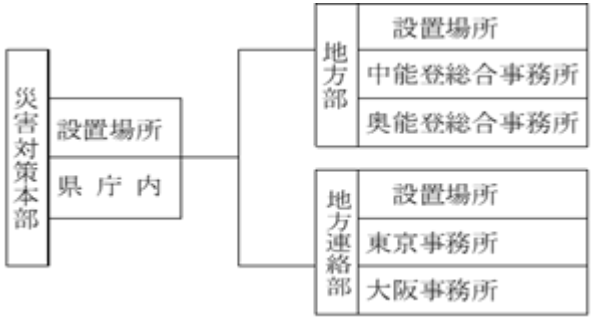

※（2）から移動 (7) 災害対策本部の組織、編成 ア　災害対策本部は、災害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を構成員とする災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。 イ　本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。 ウ　災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。 エ　部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各部局の各企画調整室次長及び各課長を充てる。 オ　本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たるため本部連絡員室を設置し、各部局の企画調整室次長等を本部連絡員として、原則として本部連絡員室に勤務させる。 　また、部内各班の連絡を図るため、部内連絡員（各課課長補佐（総括））を置く。 カ　災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。	(8) このほか、災害対策本部の組織、事務分掌等は、「石川県災害対策本部条例（昭和 37 年石川県条例第 51 号）」、「石川県災害対策本部規程（昭和 35 年訓令第 7 号）」及び「石川県災害対策本部運営要綱（昭和 37 年。以下「運営要綱」という。）」の定めるところによる。 （削除）

キ　災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

災害対策本部	本部員会議	職名
	本部長	知事
	副本部長	副知事
	副本部長	副知事
	本部員 危機管理部	危機管理部長
	総務部	総務部長
	能登半島地震復旧・復興推進部	能登半島地震復旧・復興推進部長
	災害資料部	企画振興部長
	文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長
	健康福祉部	健康福祉部長
	生活環境部	生活環境部長
	商工労働部	商工労働部長
	農林水産部	農林水産部長
	競馬事業部	競馬事業局長
	土木部	土木部長
	災害経理部	出納室長
	教育部	教育長
	警察部	警察本部長

各班長（各企画調整室次長・各課長）

部内連絡員（各課課長補佐（総括））

班員

本部連絡員室	
室長	危機対策課長
副室長	消防保安課長
本部連絡員（企画調整室次長等）	危機管理部企画調整室次長
	総務課課長補佐
	創造的復興推進課課参事
	企画振興部企画調整室次長
	文化観光スポーツ部企画調整室次長
	健康福祉部企画調整室次長
	生活環境部企画調整室次長
	商工労働部企画調整室次長
	農林水産部企画調整室次長
	競馬事業局総務課課長補佐
	土木部企画調整室次長
	出納室課長補佐
	教育委員会庶務課課長補佐
	警察本部災害対策課課長補佐

（8）災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、災害対策基本法第14条に基づく石川県防災会議と緊密な連絡のもとに、次に定める所掌事務を実施する。

なお、各部、各班の組織及び事務分担は、運営要綱の定めるところによる。

災害対策本部の所掌事務

○ 災害情報の取りまとめに関すること。
○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
○ 災害時における通信の確保に関すること。
○ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。
○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
○ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
○ 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
○ 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。
○ 災害時における治安の確保に関すること。
○ 災害の応急復旧対策に関すること。
○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。

（削除）

（削除）

６　現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

（略）

(2) 現地災害対策本部の組織、編成

（略）

イ　現地災害対策本部には、部及び班を設け、部に現地本部員を長とする部長を、班に班長を置く。

ウ　部長には当該関係部署の次長を充て、班長には、原則として、被災地域又はその周辺地域に所在する当該関係部署の出先機関の長を充てる。

（新設）

エ　部及び班の事務分担及び出先機関等については、運営要綱の定めによる。

オ　現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

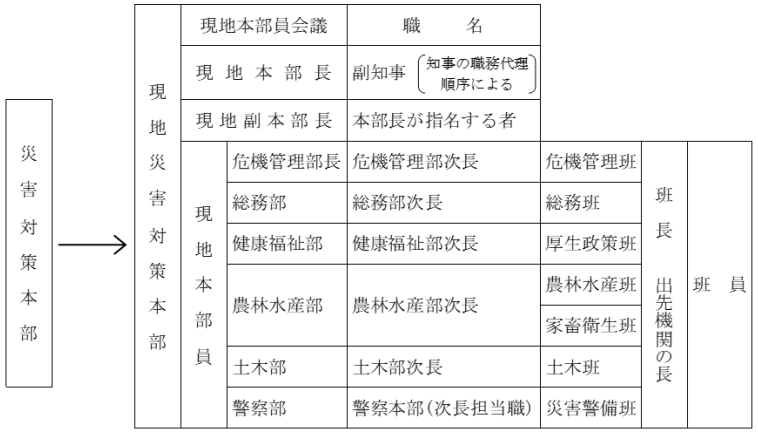

（注）１　現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、　この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く。）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。

２　必要のある都度、協力班等の班を設置する。

（略）

６　現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

（略）

(2) 現地災害対策本部の組織、編成

（略）

イ　現地災害対策本部には、部を設け、部に現地本部員を長とする部長を置く。

ウ　部長には当該関係部署の次長をもって充てる。

エ　各部は、その所掌事務に関し、災害地又はその周辺地域に所在する当該関係部署の出先機関その他関係機関をもって構成し、これらを指揮して必要な応急対策を実施する。

オ　各部の事務分担及び出先機関等については、運営要綱の定めによる。

（削除）

（略）

10　受援体制の確立 　県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （１）知事の応援要請 　ア　指定行政機関等に対する応援要請 　　県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　　上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 （ア）災害の状況 （イ）応援を要請する理由 （ウ）応援を要請する区域及び範囲又は内容 （エ）応援を必要とする期間 （オ）その他必要な事項 （略） （２）市町長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請） 　市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　ア　災害の状況 　イ　応援を要請する理由 　ウ　応援を要請する区域及び範囲又は内容 　エ　応援を必要とする期間 　オ　その他必要な事項	10　受援体制の確立 　県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （１）知事の応援要請 　ア　指定行政機関等に対する応援要請 　　県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　　上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 （ア）災害の状況 （イ）応援を要請する理由 （ウ）応援を要請する区域及び範囲又は内容 （エ）応援を必要とする期間 （オ）その他必要な事項 　また、指定行政機関又は指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上記の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。 （略） （２）市町長の応援要請（知事又は他の市町長等に対する応援要請） 　市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 　ア　災害の状況 　イ　応援を要請する理由 　ウ　応援を要請する区域及び範囲又は内容 　エ　応援を必要とする期間 　オ　その他必要な事項 　また、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。 　なお、上記の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急

（３）～（５）（略）

（６）各種団体に対する応援要請
　知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。
①～⑤（略）
（新設）

⑥（略）

を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

（３）～（５）（略）

（６）各種団体に対する応援要請
　知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。
①～⑤（略）
⑥　災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定
（本章第 14 節「要配慮者の安全確保」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本福祉用具供給協会	R7.12.10	03-6721-5222	03-3434-3414

※以降、番号を繰り下げ

⑦（略）

⑦　石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定
（本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	加賀市医療センター	R6.4.1	0761-47-1212	－
	国民健康保険能美市立病院		076-260-7700	－
（略）				

（追加）

⑧～㉓（略）

⑧　石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定
（本章第 15 節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	加賀市医療センター	R6.4.1	0761-47-1212	－
	国民健康保険能美市立病院		076-260-7700	－
（略）				
石川県	やわたメディカルセンター	R7.4.1	0761-47-1212	－
	すずみが丘病院		076-260-7700	－
	ときわ病院		076-248-5221	－
	医王ヶ丘病院		076-262-6565	－
	松原病院		076-231-4138	－
	心臓血管センター金沢循環器病院		076-253-8000	－
	南ケ丘病院		076-256-3366	－
	24 時間対応型訪問看護ステーションすみれ		076-241-0663	－
	津幡訪問看護ステーション		076-239-4177	－
	PD ハウス小坂		076-254-5825	－
	浜野介護医療院		0767-52-3262	－
	県立看護大学		076-281-8300	－

⑨～㉓（略）

（新設）

㉔～㊼（略）
（新設）

㊽～㊾（略）

（７）～（８）（略）
１０～１１（略）

第２節（略）

㉔　災害時の応援業務に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会	R7.9.21	076-248-4004	076-248-4174

※以降、番号を繰り下げ

㉕～㊼（略）
㊽　災害時における被災者等の移動手段の確保等に関する協定
（本章第 29 節「輸送手段の確保」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本カーシェアリング協会	R7.11.13	0225-22-1453	0225-24-8601

※以降、番号を繰り下げ

㊾～52（略）

（７）～（８）（略）
１０～１１（略）

第２節（略）

第３節　雪に関する防災気象情報 （略） ３　雪に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 （1）特別警報・警報・注意報 　金沢地方気象台は、大雪や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、または、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町ごとに発表する。 　なお、大雪などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えたれるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。	第３節　雪に関する防災気象情報 （略） ３　雪に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 （1）特別警報・警報・注意報 　金沢地方気象台は、大雪や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、または、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町ごとに発表する。 　なお、大雪などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えたれるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア　特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

（略）

ア　特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生する発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

（略）

イ　警報等の基準

気象等に関する特別警報の発表基準

（略）

（注）発表にあたっては、積雪量、低気圧の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和3年10月28日現在）

注1）"※"が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は"ー"としている。
注2）データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を"ー"としている。
注3）"＊"が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。
注4）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。
注5）大雪特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。
個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
石川県	輪島	85	110
石川県	金沢	136	181
石川県	珠洲	140	159
石川県	七尾	89	74
石川県	白山河内	266	308
石川県	加賀菅谷	234	246

イ　警報等の基準

気象等に関する特別警報の発表基準

（略）

（注）気象特別警報の実施に当たっては、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

（削除）

石川県警報等の発表基準一覧表

発表官署		金沢地方気象台			
府県予報区		石川県			
一次細分区域		加賀		能登	
市町村等をまとめた地域		加賀北部	加賀南部	能登北部	能登南部
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合			
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s，海上 25m/s		陸上 20m/s，北海上 25m/s，東海上 25m/s	陸上 20m/s，東海上 25m/s，西海上 25m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s，海上 25m/s 雪を伴う		陸上 20m/s，北海上 25m/s，東海上 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s，東海上 25m/s，西海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ55cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ55cm	平地 12時間降雪の深さ30cm，山地 12時間降雪の深さ45cm	
	波浪(有義波高)	5.0m		北海上 5.0m，東海上 5.0m	東海上 5.0m，西海上 5.0m
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合			
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合			
	強風(平均風速)	陸上 12m/s*1，海上 15m/s		陸上 12m/s*2，北海上 15m/s，東海上 15m/s	陸上 12m/s，東海上 15m/s，西海上 15m/s
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s*1，海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s*2，北海上 15m/s，東海上 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s，東海上 15m/s，西海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ30cm
	波浪(有義波高)	3.0m		北海上 3.0m，東海上 2.0m	東海上 2.0m，西海上 3.0m
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合			
	雪	落雪等により被害が予想される場合			
	融雪	①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上，かつ日降水量が20mm以上			
	濃霧(視程)	陸上 100m，海上 500m		陸上 100m，北海上 500m，東海上 500m	陸上 100m，東海上 500m，西海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%			
	なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(昇温) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)			
	低温	夏期 最低気温17℃以下が2日以上継続　冬期 最低気温−4℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		100mm			

*1 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。
*2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

（注）１　発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
２　注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。
また、新たな注意報、警報に切り替えられる。
３　風に関する基準については、金沢、輪島の両気象官署とも観測機器が高所に設置してあるため、官署における値は、これとは別に設定している。
４　平地は、標高 100m未満、山地は、標高 100m以上の地域を示す。

石川県警報等の発表基準一覧表

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

（東京管区気象台管内）　　令和8年5月28日現在

発表官署		金沢地方気象台			
府県予報区		石川県			
一次細分区域		加賀		能登	
市町村等をまとめた地域		加賀北部	加賀南部	能登北部	能登南部
特別警報	レベル5大雨	以下の①又は②を満たし、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 ①表面雨量指数が別紙1－1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現 ②流域雨量指数が別紙1－2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現			
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2－1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合			
	レベル5高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合			
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合			
	波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合			
危険警報	レベル4大雨	以下の①又は②が予想される場合 ①表面雨量指数が別紙1－3の対象格子において別紙1－1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達すること ②流域雨量指数が別紙1－4の対象河川の格子において別紙1－2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達すること			
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)			
	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表)			
警報	レベル3大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1－1又は別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合			
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)			
	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表)			
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s，海上 25m/s		陸上 20m/s，北海上 25m/s，東海上 25m/s	陸上 20m/s，東海上 25m/s，西海上 25m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s，海上 25m/s 雪を伴う		陸上 20m/s，北海上 25m/s，東海上 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s，東海上 25m/s，西海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ55cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ55cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm	
	波浪(有義波高)	5.0m		北海上 5.0m，東海上 5.0m	東海上 5.0m，西海上 5.0m
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1－1又は別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合			
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2－2のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合			
	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)			
	強風(平均風速)	陸上 12m/s*1，海上 15m/s		陸上 12m/s*2，北海上 15m/s，東海上 15m/s	陸上 12m/s，東海上 15m/s，西海上 15m/s
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s*1，海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s*2，北海上 15m/s，東海上 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s，東海上 15m/s，西海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ30cm
	波浪(有義波高)	3.0m		北海上 3.0m，東海上 2.0m	東海上 2.0m，西海上 3.0m
	雪	落雪等により被害が予想される場合			
	融雪	①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上，かつ日降水量が20mm以上			
	濃霧(視程)	陸上 100m，海上 500m		陸上 100m，北海上 500m，東海上 500m	陸上 100m，東海上 500m，西海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%			
	なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(昇温) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)			
	低温	夏期 最低気温17℃以下が2日以上継続 冬期 最低気温−4℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に 最低気温3℃以下			
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
レベル5犯監特別警報 レベル4犯監危険警報 レベル3犯監警報 レベル2犯監注意報 の発表対象となる河川予報区のうち、石川県に関係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3			

*1 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。
*2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

※別紙は気象庁ホームページを参照

（参考）https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun_new/ishikawa.html

（略） 第５節　災害予警報別の伝達 （略） ２　気象警報等の伝達 （略） （４）東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、一般通信に優先し、市町へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。 （略） ３　気象注意報等の伝達 （１）金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の行う市町への伝達は行わない。 （略）	（略） 第５節　災害予警報別の伝達 （略） ２　気象警報等の伝達 （略） （４）ＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社は、一般通信に優先し、市町へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。 （略） ３　気象注意報等の伝達 （１）金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。ただし、ＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社の行う市町への伝達は行わない。 （略）

別図１　金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図

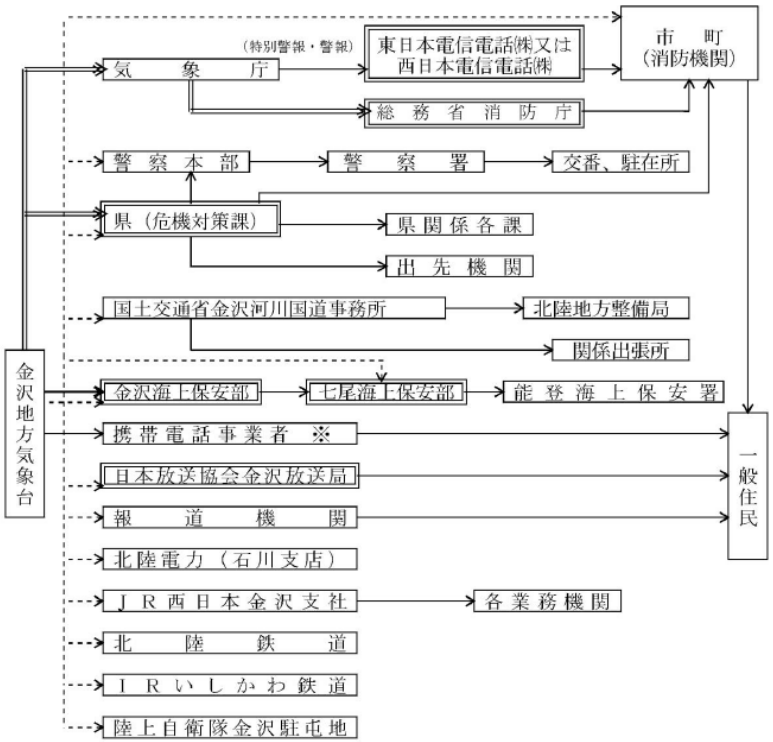

（注）インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。
（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先
※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

（略）

別図１　金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図

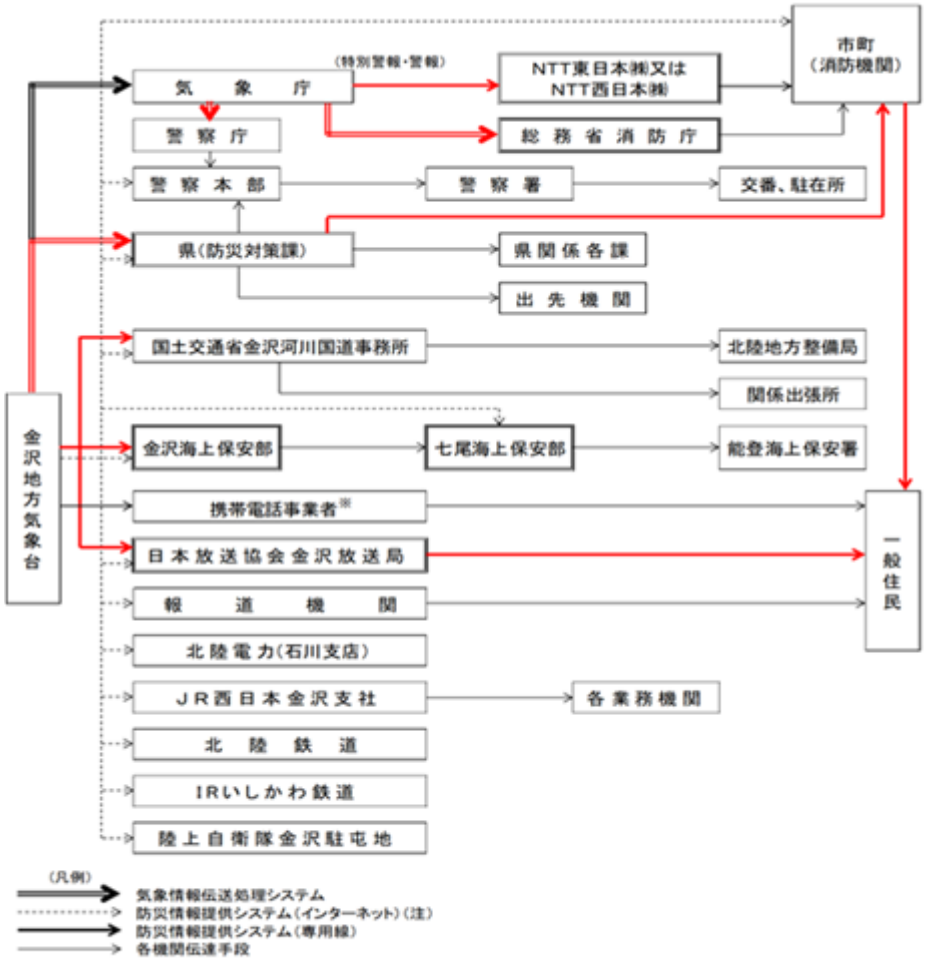

（注）インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。
（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
※　太線矢印（赤）は、気象業務法第15条の2により実施義務が定められている措置（特別警報に係る通知・周知・NHK放送）を示している

（略）

別図３　県（危機対策課）を中心とする気象警報等伝達系統図　　（石川県）

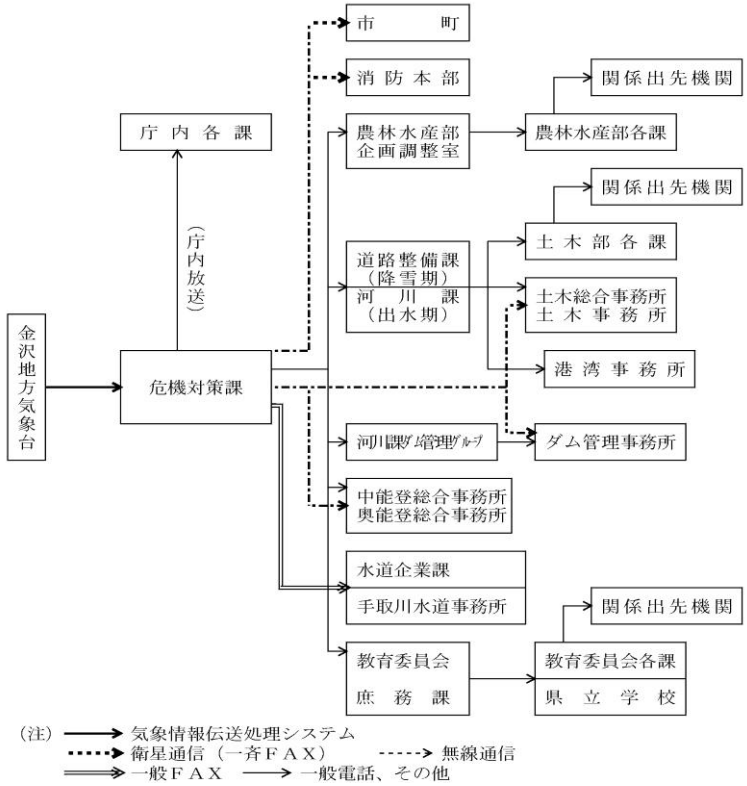

別図４　警察本部を中心とする気象警報等伝達系統図

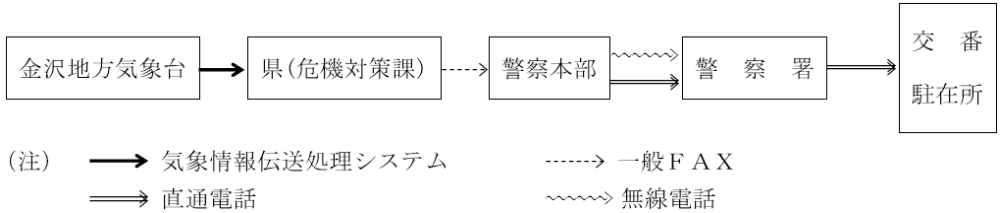

（略）

別図３　県（防災対策課）を中心とする気象警報等伝達系統図　　（石川県）

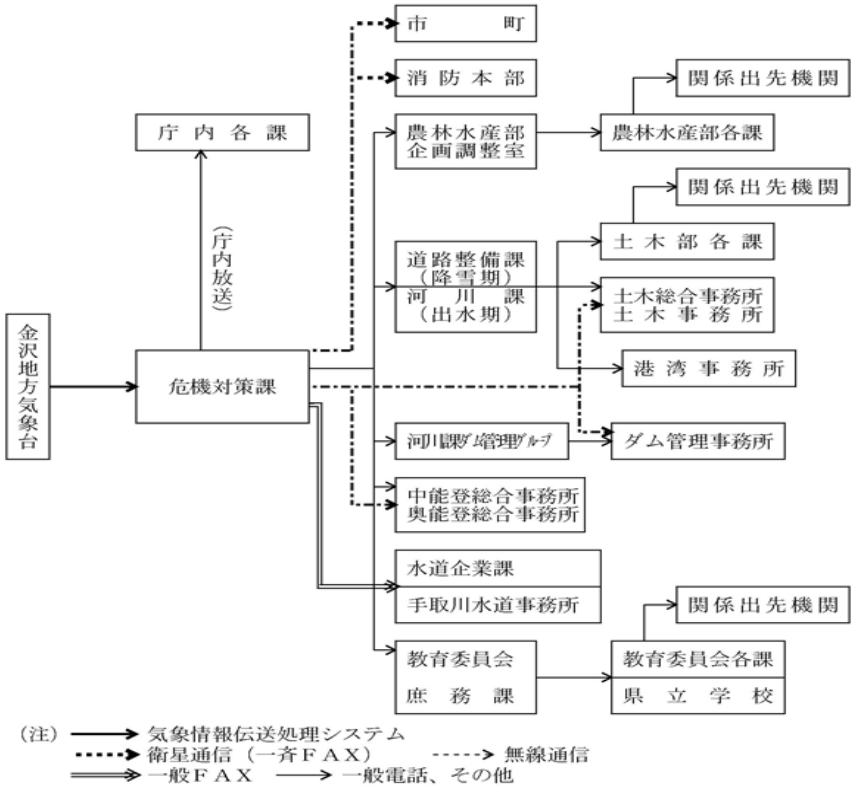

別図４　警察本部を中心とする気象警報等伝達系統図

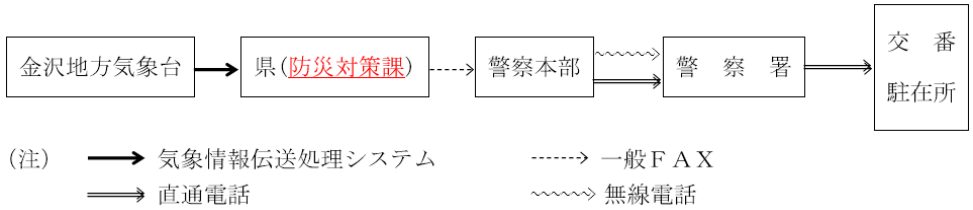

（略）

第６節～第８節（略） 第９節　災害広報 （略） ２　広報機関 （１）警戒配備体制前の場合 警戒配備体制に至らない雪害についての情報の収集及び広報は、石川県防災会議事務局（危機対策課）が原則として行う。 （２）（略） （３）災害対策本部設置の場合 ア　災害対策本部設置時には、危機管理班と戦略広報班（総務部）が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、戦略広報班が行う。 イ　県災害対策本部の災害情報センターに報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。 （略） 第１０節～第１２節（略） 第１３節　避難誘導等 １～６（略） ７　避難所の開設及び運営 （１）　市町 ア～ケ（略） コ　男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 サ～ソ（略） （２）（略） ８～１１（略）	第６節～第８節（略） 第９節　災害広報 （略） ２　広報機関 （１）警戒配備体制前の場合 警戒配備体制に至らない雪害についての情報の収集及び広報は、石川県防災会議事務局（危機管理政策課）が原則として行う。 （２）（略） （３）災害対策本部設置の場合 ア　災害対策本部設置時には、危機管理部と総務部が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、戦略広報課が行う。 イ　県災害対策本部の災害情報センターに報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。 （略） 第１０節～第１２節（略） 第１３節　避難誘導等 １～６（略） ７　避難所の開設及び運営 （１）　市町 ア～ケ（略） コ　男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 サ～ソ（略） （２）（略） ８～１１（略）

第１４節　要配慮者の安全確保

（略）

２　在宅の要配慮者に対する対策

（略）

（３）　被災状況等の把握及び日常生活支援

（略）

イ　被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

（略）

（追加）

（略）

第１５節　災害医療及び救急医療

１～２（略）

３　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制

（１）（略）

（２）県

ア～ウ（略）

エ　医療救護班の派遣

（ア）保健医療福祉調整本部は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

（イ）～（オ）（略）

オ～カ（略）

（新設）

（３）～（15）（略）

４（略）

第１４節　要配慮者の安全確保

（略）

２　在宅の要配慮者に対する対策

（略）

（３）　被災状況等の把握及び日常生活支援

（略）

イ　被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

（略）

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本福祉用具供給協会	R7.12.10	03-6721-5222	03-3434-3414

（略）

第１５節　災害医療及び救急医療

１～２（略）

３　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制

（１）（略）

（２）県

ア～ウ（略）

エ　医療救護班の派遣

（ア）保健医療福祉調整本部は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。

（イ）～（オ）（略）

オ～カ（略）

キ　県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。

（３）～（15）（略）

４（略）

５　災害時後方医療体制 ア　医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 イ（略） ６　重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 （２）搬送の実施 ア～イ（略） （新設） ７　他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川ＤＭＡＴを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 ８～１２（略） 第１６節　健康管理活動 １～３（略） ４　健康管理活動 （１）（略） （２）保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。 なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。 （３）（略） 第１７節（略）	５　災害時後方医療体制 ア　医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。 イ（略） ６　重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。 （２）搬送の実施 ア～イ（略） ウ　県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。 ７　他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川ＤＭＡＴを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターから、適宜助言及び支援を受ける。 ８～１２（略） 第１６節　健康管理活動 １～３（略） ４　健康管理活動 （１）（略） （２）保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態や多様なニーズ等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。 なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。 （３）（略） 第１７節（略）

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 360円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　限度額　１戸当たり 7,089,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1　平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 2　建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　給与期間　最高2年以内 5　賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
3	炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2　現物給付に限ること。

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全　壊 全　焼 流　失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半　壊 半　焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
6	医　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助　産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

第１８節　災害救助法の適用

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 370円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　限度額　１戸当たり 7,259,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1　平均1戸当たり7,259,000円以内であればよい。 2　建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　給与期間　最高2年以内 5　賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
3	炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,480円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2　現物給付に限ること。

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全　壊 全　焼 流　失	夏	20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	8,800
	冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
半　壊 半　焼 床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
	冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
6	医　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助　産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
8	被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
9	福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費 2　福祉避難所の設置以外 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費	災害発生の日から7日以内	
10	被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
11	被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了）	
12	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,500円 中学生生徒　5,800円 高等学校等生徒　6,300円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
13	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）232,200円以内 小人（12歳未満）185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
14	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
15	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり　3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
16	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
17	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

（略）

第１９節～第２１節（略）

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
9	福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費 2　福祉避難所の設置以外 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費の実費	災害発生の日から7日以内	
10	被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 56,400円以内	災害発生の日から10日以内	
11	被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 757,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円以内	災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了）	
12	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,800円 中学生生徒　6,100円 高等学校等生徒　6,600円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
13	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）239,400円以内 小人（12歳未満）191,500円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
14	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
15	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり　3,800円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 6,100円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
16	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 148,600円以内	災害発生の日から10日以内	
17	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

（略）

第１９節～第２１節（略）

第２２節　生活必需品の供給 １～３（略） ４　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）～（２）（略） （３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。 （４）県、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。 （５）（略） ５（略） 第２３節（略） 第２４節　防疫、保健衛生活動 １（略） ２　実施体制 （１）～（２）（略） （３）連携体制 　防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。 ３～７（略） 第２５節～第２６節（略）	第２２節　生活必需品の供給 １～３（略） ４　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）～（２）（略） （３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保するものとする。 （削除） （４）（略） ５（略） 第２３節（略） 第２４節　防疫、保健衛生活動 １（略） ２　実施体制 （１）～（２）（略） （３）連携体制 　防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所等の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。 ３～７（略） 第２５節～第２６節（略）

第２７節　住宅の応急対策

１（略）

２　実施体制

（１）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

（２）（略）

３～４（略）

第２８節（略）

第２９節　輸送手段の確保

（略）

４　要員、物資輸送車両等の確保

（略）

（２）陸路輸送

（略）

（追加）

第３０節～第３２節（略）

第４章～第５章（略）

第２７節　住宅の応急対策

１（略）

２　実施体制

（１）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

（２）（略）

３～４（略）

第２８節（略）

第２９節　輸送手段の確保

（略）

４　要員、物資輸送車両等の確保

（略）

（２）陸路輸送

（略）

災害時における被災者等の移動手段の確保等に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（一社）日本カーシェアリング協会	R7.11.13	0225-22-1453	0225-24-8601

第３０節～第３２節（略）

第４章～第５章（略）

参考 1-5

石川県地域防災計画(事故災害対策編)修正　新旧対照表

現　　行	修　　正　　案
石川県地域防災計画 事故災害対策編 （令和７年５月修正）	石川県地域防災計画 事故災害対策編 （令和８年５月修正）

第１章～第３章（略） 第４章　道路災害対策計画 第１節～第２節（略） 第３節　災害応急対策 １～１１（略） １２　災害復旧 ◎ 実施事項（道路管理者） （１）道路の被災に伴う障害物の除去、仮構物の設置等の応急復旧対策を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。 （２）～（４）（略） 第５章～第６章（略） 第７章　林野火災対策計画 第１節（略） 第２節　災害予防対策 １　実施事項 （１）近畿中国森林管理局、県、市町（消防機関） ア（略） イ　火入れを行おうとする者に対して、林野火災危険期間（おおむね３月～６月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。 （ア）市町長の許可を受けさせ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を順守させる。 （新設）	第１章～第３章（略） 第４章　道路災害対策計画 第１節～第２節（略） 第３節　災害応急対策 １～１１（略） １２　災害復旧 ◎ 実施事項（道路管理者） （１）道路啓開等を行い、早期の道路交通の確保に努める。 （２）～（４）（略） 第５章～第６章（略） 第７章　林野火災対策計画 第１節（略） 第２節　災害予防対策 １　実施事項 （１）近畿中国森林管理局、県、市町（消防機関） ア（略） イ　火入れを行おうとする者に対して、林野火災危険期間（おおむね３月～６月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。 （ア）火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。

（イ）～（エ）（略） ウ～エ　（略） （新規） （新規） （新規） （新規） （新規）	（イ）市町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。 （ウ）～（オ）（略） ウ～エ　（略） オ　防火林道等の整備 消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施する。 カ　防災知識の普及 （ア）山火事予防運動等の機会やＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。 （イ）我が国･本県の置かれた自然条件等についての県民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。 （ウ）林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。 キ　警戒の強化 乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。 ク　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関、県、市町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。 ケ　通信手段の確保 平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

（新規）	コ　消火活動 （ア）消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。 （イ）熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。 （ウ）　ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。 （エ）林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。 （オ）林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。 （カ）水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。
（新規）	サ　消火等の訓練 消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。
（２）～（４）（略）	（２）～（４）（略）
第３節　災害応急対策 １　情報通信 （１）（略） （２）実施事項 ア～イ（略） （新規）	第３節　災害応急対策 １　情報通信 （１）（略） （２）実施事項 ア～イ（略） ウ　消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。
２（略） ３　応急活動体制 （１）県の災害対策組織 知事は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて一般災害対策編第３章第１節「初動体制の確立」の定めるところにより、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。	２（略） ３　応急活動体制 （１）県の災害対策組織 知事は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて一般災害対策編第３章第１節「初動体制の確立」の定めるところにより、応急活動体制を整え、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整等の災害応急対策を実施する。

（２）市町の災害対策組織 　市町長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。 （３）防災関係機関の災害対策組織 　関係機関の長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。 （４）（略） ４　消火活動 　消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を実施する。 （１）林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。 （２）住家への延焼拡大の危険性がある場合や、林野火災が広域化する場合等には、消防防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火を実施する。このため、消防機関の長は必要に応じ自衛隊、他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を知事に要請する。	（２）市町の災害対策組織 　市町長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含むその地域に係る消防活動全体の総合調整等の災害応急対策を実施する。 （３）防災関係機関の災害対策組織 　関係機関の長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。 　林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。 （４）（略） ４　消火活動 　消防機関等は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を実施する。 （１）火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。 （２）速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。 （３）消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。 （４）県は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。 （５）応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。 （６）応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。 （７）応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。

５　避難措置 　市町等関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第３章第１２節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。 ６～８（略）	５　避難措置 　市町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。 　上記のほか、市町等関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第３章第１２節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。 ６～８（略）

参考２

石川県地域防災計画（原子力防災計画編）改定（案） 新旧対照表

現　　行	改　　定　　案
石川県地域防災計画 原子力防災計画編 （令和７年修正）	石川県地域防災計画 原子力防災計画編 （令和８年改定）

現　　行	改　　定　　案
目次 第４章　原子力災害復旧計画 　第５節　損害賠償の請求に必要な資料の作成等 　　６　母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付	目次 第４章　原子力災害復旧計画 　第５節　損害賠償の請求に必要な資料の作成等 　　６　母子福祉資金、父子福祉基金、寡婦福祉資金の貸付
第１章　総則	第１章　総則
第３節　原子力災害対策指針に基づく方針 　３　緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 　(2)　緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 　　ア　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ） 　　(ア)基本的な考え方 （略） 　　【警戒事態】 　　その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 　　この段階では、国、県、志賀町は、原子力施設の近傍のＰＡＺ内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。 　　【施設敷地緊急事態】 （略） 　　この段階では、国、県、市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にＰＡＺ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。 　　【全面緊急事態】 （略）	第３節　原子力災害対策指針に基づく方針 　３　緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 　(2)　緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 　　ア　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ） 　　(ア)基本的な考え方 （略） 　　【警戒事態】 　　その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するＥＡＬのうち、原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階である。 　　この段階では、国、県、志賀町は、原子力施設の近傍のＰＡＺにおいて、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。 　　【施設敷地緊急事態】 （略） 　　この段階では、国、県、市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にＰＡＺにおいて、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。 　　【全面緊急事態】 （略）

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定　　案</th></tr>
<tr><td>
この段階では、国、県及び市町は、ＰＡＺ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講じなければならない。また、ＵＰＺ内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、ＰＡＺ内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である。
なお、ＵＰＺ外においては、ＵＰＺ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

（イ）具体的な基準
（略）
緊急事態区分とＥＡＬについて
志賀原子力発電所におけるＥＡＬ
<table>
<tr><th>警戒事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr>
<tr><td>（略）
２．原子炉冷却材の漏えい
原子炉の運転中に保安規定（規制法第 43 条の 3 の 24 に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合。
（略）
９．原子炉制御室他の機能喪失のおそれ
中央制御室及び中央制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会第６号）第３８条第４項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会第１０号）第３７条第４項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。
（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
この段階では、国、県及び市町は、ＰＡＺにおいて、基本的に全ての住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講じなければならない。また、ＵＰＺにおいては、屋内退避を実施する。
なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、ＰＡＺと同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。
（削除）

（イ）具体的な基準
（略）
緊急事態区分とＥＡＬについて
志賀原子力発電所におけるＥＡＬ
<table>
<tr><th>警戒事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr>
<tr><td>（略）
２．原子炉冷却材の漏えい
原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合。
（略）
９．原子炉制御室他の機能喪失のおそれ
中央制御室及び中央制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。
（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

現　　行		改　　定　　案	
全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要
（略） １６．原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 中央制御室及び中央制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 （略）	（略）	（略） １６．原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 中央制御室が使用できない場合に中央制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも中央制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなる場合。 （略）	（略）

イ　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

（ア）基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。

このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

（略）

イ　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

（ア）基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。

このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置の実施を判断する基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

（略）

現　　行

OIL の設定内容

	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	（略）	（略）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	（略）	（略）	（略）	（略）
早期防護措置	ＯＩＬ２	（略）	（略）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第４節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

９　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
（略）	（略）
北　陸　財　務　局	（略） ３　提供・利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報提供に関すること。（平常時における定期または随時の情報提供を含む。） ４　災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎、宿舎）の無償貸付等に関すること。（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む。）
（略）	（略）

改　　定　　案

OIL の設定内容

	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	（略）	（略）	数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施。 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	（略）	（略）	（略）	（略）
早期防護措置	ＯＩＬ２	（略）	（略）	１日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第４節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

９　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
（略）	（略）
北　陸　財　務　局	（略） ３　提供・利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報提供に関すること（平時における定期または随時の情報提供を含む。）。 ４　災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎、宿舎）の無償貸付等に関すること（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む。）。
（略）	（略）

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　定　　案</th></tr>
<tr><td>11 指定公共機関
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>西日本電信電話株式会社
北陸支店</td><td rowspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社
北陸営業支店</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>株式会社セブンイレブン・ジャパン</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>11 指定公共機関
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>ＮＴＴ西日本株式会社
北陸支店</td><td rowspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>ＮＴＴドコモビジネス株式会社
北陸支社</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

現　　行	改　　定　　案
第２章　原子力災害予防計画	第２章　原子力災害予防計画
第２節　原子力防災体制等の整備 ３ 原子力防災専門官との連携 県は、県地域防災計画「原子力防災計画編」の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、防護対策などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図る。	第２節　原子力防災体制等の整備 ３ 原子力防災専門官との連携 県は、県地域防災計画「原子力防災計画編」の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、防護対策などの緊急時対応等について、平時から原子力防災専門官と密接な連携を図る。
４ 上席放射線防災専門官との連携 県は、県緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平常時より地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。	４ 上席放射線防災専門官との連携 県は、県緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平時から地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。
７　防災関係機関相互の連携体制の整備 (1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、内閣府、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリング等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。 （略） (5) 県及び関係市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。	７　防災関係機関相互の連携体制の整備 (1) 県は、平時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、内閣府、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリング等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。 （略） (5) 県及び関係市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時から連携を強化しておく。 なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
11 災害長期化に備えた体制の整備 （略） その際、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、	11 災害長期化に備えた体制の整備 （略） その際、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、

現　　行	改　　定　　案
防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることも想定し、人材及び防災資機材の確保等において相互の連携を図るものとする。	防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることも想定し、人員及び防災資機材の確保等において相互の連携を図るものとする。
13 感染症流行下における防護措置 (2) 市町は、避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。	13 感染症流行下における防護措置 (2) 市町は、避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。
第３節　原子力防災知識の普及 県は、原子力災害の特殊性を踏まえて、平常時から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。 １ 防災業務関係者に対する教育 （略） (1) 関係市町及びＵＰＺ内で活動する防災関係機関等職員 関係市町及びＵＰＺ内で活動する防災関係機関等職員は、原子力災害が発生した場合には住民避難等の対応を行う可能性があるため、県は、これらの対象者に対し、以下のような教育を行う。	第３節　原子力防災知識の普及 県は、原子力災害の特殊性を踏まえて、平時から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。 １ 防災業務関係者に対する教育 （略） (1) 関係市町及びＵＰＺで活動する防災関係機関等職員 関係市町及びＵＰＺで活動する防災関係機関等職員は、原子力災害が発生した場合には住民避難等の対応を行う可能性があるため、県は、これらの対象者に対し、以下のような教育を行う。
第５節　通信連絡体制の整備 ２ 通信連絡体制の確立 （略） また、各機関は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努める。更に、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保、ＩＰ電話を利用する場合でのネットワーク機器等の停電対策等を講じる。	第５節　通信連絡体制の整備 ２ 通信連絡体制の確立 （略） また、各機関は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平時から代替ルートの確保に努める。更に、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、ＮＴＴ西日本株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保、ＩＰ電話を利用する場合でのネットワーク機器等の停電対策等を講じる。
３ 住民等に対する情報伝達体制の整備 (1) 県 （略） ウ　県は、新たな情報通信媒体について、平常時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入	３ 住民等に対する情報伝達体制の整備 (1) 県 （略） ウ　県は、新たな情報通信媒体について、平時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に

現　　行	改　　定　　案
に努める。 (2) 関係市町 （略） イ　関係市町は、国及び県と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等を整備する。 ウ　関係市町は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制を整備する。 エ　関係市町は、新たな情報通信媒体について、平常時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。	努める。 (2) 関係市町 （略） イ　関係市町は、国及び県と連携し、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等を整備する。 ウ　関係市町は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に対する情報伝達体制を整備する。 エ　関係市町は、新たな情報通信媒体について、平時から災害時における有用性についての検討を行うとともに、有用であれば、その情報通信媒体の導入に努める。
第６節　環境放射線モニタリング体制の整備 （略） 県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をＯＩＬに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。 （略） ３　モニタリング体制の確立 国、県及び北陸電力が連携した緊急時モニタリングを行うために、国は、平常時から緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。 （略）	第６節　環境放射線モニタリング体制の整備 （略） 県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をＯＩＬに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。 （略） ３　モニタリング体制の確立 国、県及び北陸電力が連携した緊急時モニタリングを行うために、国は、平時から緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。 （略）
第８節　原子力災害医療体制の整備 １　原子力災害医療体制の整備 (2) 県は、おおむね３年ごとに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が指定要件に合致しているか否かを確認し、原子力災害医療体制の維持を図るものとする。	第８節　原子力災害医療体制の整備 １　原子力災害医療体制の整備 (2) 県は、おおむね５年ごとに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が指定要件に合致しているか否かを確認し、原子力災害医療体制の維持を図るものとする。

現　　行	改　　定　　案
３ 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等 (1) ＰＡＺ内における事前配布 （略） また、県及び志賀町は、関係機関と連携し、原子力災害対策重点区域のうちＰＡＺ内において、平常時から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。	３ 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等 (1) ＰＡＺにおける事前配布 （略） また、県及び志賀町は、関係機関と連携し、原子力災害対策重点区域のうちＰＡＺにおいて、平時から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。
第10節　救助・救急及び消火活動用資機材の整備等 ３ 消防体制の整備 消防機関は、平常時から、関係市町、北陸電力等と連携を図り、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備する。 北陸電力は、平常時から原子力施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努める。	第10節　救助・救急及び消火活動用資機材の整備等 ３ 消防体制の整備 消防機関は、平時から、関係市町、北陸電力等と連携を図り、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備する。 北陸電力は、平時から原子力施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努める。
第11節　避難計画の策定 ５ 要配慮者の避難誘導等 (1) 関係市町は、災害時の避難等について必要な支援を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、在宅の要配慮者に関する情報の把握に努める。 （略） ９ 避難所・避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及び避難退域時検査の場所・方法について、平常時から住民等への周知徹底に努める。	第11節　避難計画の策定 ５ 要配慮者の避難誘導等 (1) 関係市町は、災害時の避難等について必要な支援を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と平時から顔の見える関係を構築し、在宅の要配慮者に関する情報の把握に努める。 （略） ９ 避難所・避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所・方法について、平時から住民等への周知徹底に努める。
第14節　緊急輸送活動体制の整備 ３ 民間事業者等の活用 (1) 県及び関係市町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。 （新設）	第14節　緊急輸送活動体制の整備 ３ 民間事業者等の活用 (1) 県及び関係市町は、平時から、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。 また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結す

現　　行	改　　定　　案
	るなど、物流体制の強化を図る。
第16節　防災対策資料の整備 ３ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と分析整理体制の整備 県及び関係市町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成と必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。	第16節　防災対策資料の整備 ３ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と分析整理体制の整備 県及び関係市町は、平時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成と必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

現　　行

第３章　原子力災害応急対策計画

第１節　通報連絡体制

１　情報収集事態発生時の通報連絡体制

(1) 国の通報連絡

原子力規制委員会・内閣府は、情報収集事態（志賀町で震度５弱又は震度５強の地震の発生、又はその他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を設置するものとなっており、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとなっている。

３　施設敷地緊急事態等発生時の通報連絡体制

（略）

事故通報（第１報「原災法第 10 条第１項に基づく通報」）通報連絡系統図

（その他については略）

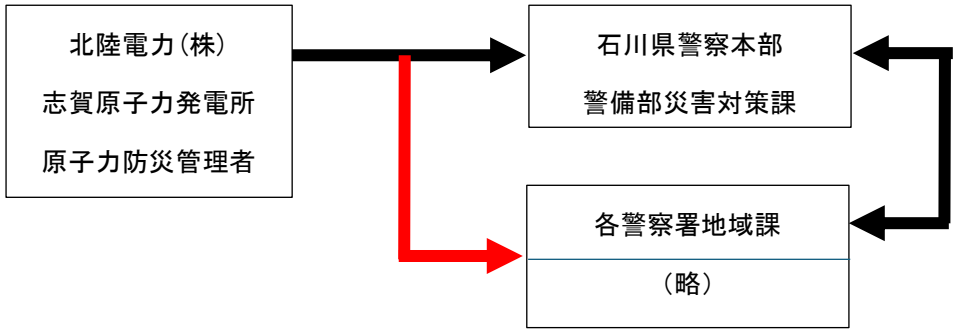

（略）

ウ　通報を受けた事象に対する問い合わせは、原則として原子力規制委員会、県及び志賀町とする。

改　　定　　案

第３章　原子力災害応急対策計画

第１節　通報連絡体制

１　情報収集事態発生時の通報連絡体制

(1) 国の通報連絡

原子力規制委員会・内閣府は、情報収集事態（志賀町において震度５弱又は震度５強の地震が発生した場合、又はその他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を設置するものとなっており、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとなっている。

３　施設敷地緊急事態等発生時の通報連絡体制

（略）

事故通報（第１報「原災法第 10 条第１項に基づく通報」）通報連絡系統図

（その他については略）

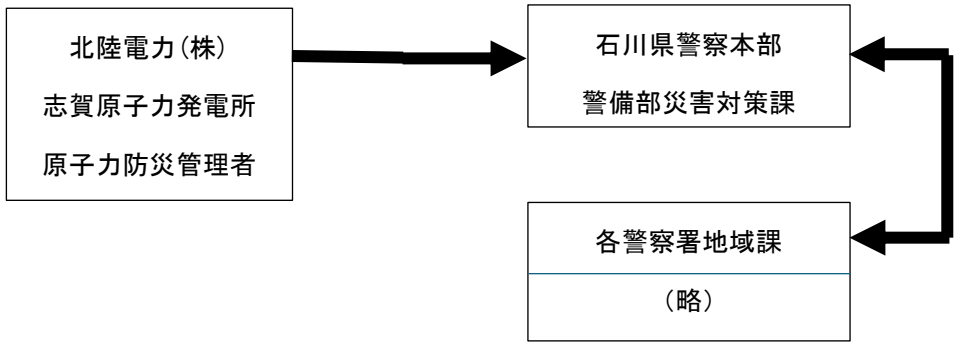

（略）

ウ　通報を受けた事象に対する問合せは、原則として原子力規制委員会、県及び志賀町とする。

現　　行

４　応急対策活動情報等の連絡
（略）

事故通報（第２報以降）通報連絡系統図

（その他については略）

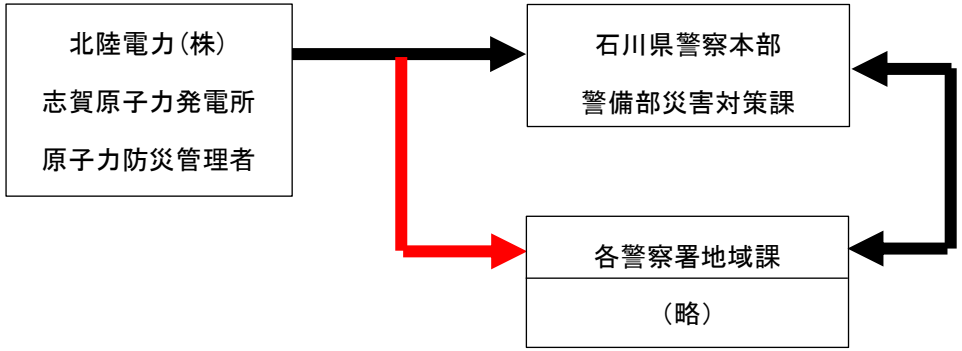

第３節　緊急時の措置
　４　第一次本部体制及び第二次本部体制
　　(2)　県現地本部の組織等
　　ウ　県現地本部の班名及び所掌事務

班名	所掌事務
（略）	（略）
住民生活班	１～５（略） ６　住民等からの問い合わせに関すること。 ７（略）

第５節　住民等に対する広報及び指示伝達
　１　広報体制
（略）
　　(4)　国の原子力災害現地対策本部における報道機関への発表は、次のとおりである。
　　ア　国の原子力災害現地対策本部における報道機関への発表は、原則として、現地対策本部長や現地対策本部事務局長等が、対策拠点施設内又はその近傍のプレス用の区画を使用して行うものとする。
（略）
　　(6)　関係市町の長は、国、県等と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するための窓口を設置する。県本部長（知事）は、関係市町の長から要請があった場合は、必要に応じて関係職員を当該窓口に派遣する。

改　　定　　案

４　応急対策活動情報等の連絡
（略）

事故通報（第２報以降）通報連絡系統図

（その他については略）

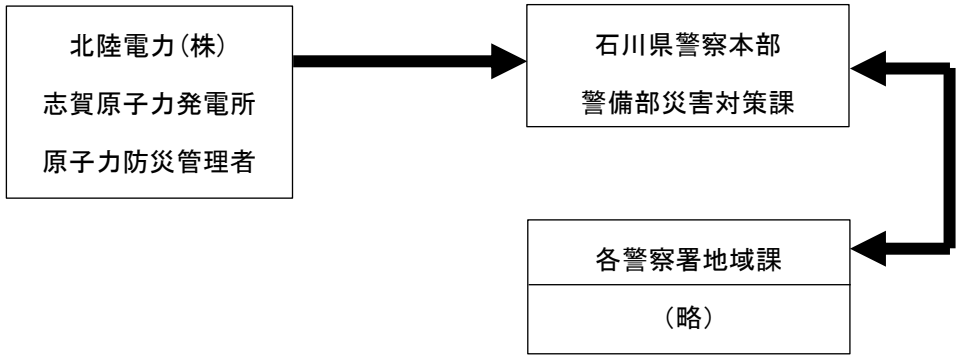

第３節　緊急時の措置
　４　第一次本部体制及び第二次本部体制
　　(2)　県現地本部の組織等
　　ウ　県現地本部の班名及び所掌事務

班名	所掌事務
（略）	（略）
住民生活班	１～５（略） ６　住民等からの問合せに関すること。 ７（略）

第５節　住民等に対する広報及び指示伝達
　１　広報体制
（略）
　　(4)　国の原子力災害現地対策本部における報道機関への発表は、次のとおりである。
　　ア　国の原子力災害現地対策本部における報道機関への発表は、原則として、現地対策本部長や現地対策本部事務局長等が、オフサイトセンター内又はその近傍のプレス用の区画を使用して行うものとする。
（略）
　　(6)　関係市町の長は、国、県等と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応するための窓口を設置する。県本部長（知事）は、関係市町の長から要請があった場合は、必要に応じて関係職員を当該窓口に派遣する。

現　　行	改　　定　　案
第７節　屋内退避、避難等の防護対策 １　屋内退避、避難等の防護対策について (1)　屋内退避 屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。（新設） ＰＡＺにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合には、屋内退避を実施する必要がある。また、ＵＰＺにおいては、防護措置の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があるため、屋内退避を実施する。その後は、原子力施設の状況に応じた段階的な避難を行う。また緊急時モニタリングの結果に応じたＯＩＬに基づく防護措置を実施することが想定される。 なお、ＵＰＺ外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。 また、緊急時モニタリングの結果、周辺の空間放射線量率がＯＩＬ１やＯＩＬ２の値を超えた場合には、後述する避難等を実施すべきであるが、その実施が困難な場合には引き続き屋内退避を行うことも想定される。特に、病院や介護施設においては避難等よりも屋内退避が優先される場合があり、この場合は建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効である。 さらに、プルームが長時間あるいは断続的に到来することが想定される場合には、屋内退避が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難等への切替えを検討する。特に、住民等が避難すべき区域において止むを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。	第７節　屋内退避、避難等の防護対策 １　屋内退避、避難等の防護対策について (1)　屋内退避 屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより、主にプルームからの被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、ＵＰＺにおいて、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、ＰＡＺやＵＰＺの一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。特に、病院や介護施設においては健康状態等により、避難等よりも屋内退避が優先される場合があり、この場合は建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効である。 （削除）
（新設）	ア　屋内退避の実施 ・ＰＡＺにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。 ・ＵＰＺにおいては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。 ・ＵＰＺ外においては、事態の進展等に応じて、ＵＰＺと同様に、屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

現　　行	改　　定　　案
（新設）	イ　屋内退避実施後の運用 ・屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断することが必要となる。 ・屋内退避の継続の判断は、国が、屋内退避実施後３日目を目安として行い、それ以降は日々行うこととなっている。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国は、県及び市町と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することとなっている。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、国が避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行い、また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要がある。 ・屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する必要がある。 ・屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととなっている。
（新設）	ウ 屋内退避の解除 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、国は、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、国は屋内退避の解除を行うこととなっている。 なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、ＯＩＬ１又はＯＩＬ２を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。

現　　行

(2) 避難等

避難等は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。

避難等の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとする。

ア　ＰＡＺにおいては、警戒事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を行う。

施設敷地緊急事態発生時には、住民の避難の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、県は志賀町にその旨を伝達する。

また、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにＵＰＺ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である。

全面緊急事態に至った時点で、確定的影響を回避するため住民等は原則として即時避難を実施する。

イ　ＵＰＺにおいては、国等による指示に基づき、原子力施設の状況に応じた段階的避難を行うことも想定されるほか、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にＯＩＬ１を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、１日以内を目途にＯＩＬ２を超える区域を特定し一時移転を実施する。

（新設）

（略）

避難等の基準

基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
ＯＩＬ１	（略）	（略）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
ＯＩＬ２	（略）	（略）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施

改　　定　　案

(2) 避難等

避難等は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。

避難等の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとする。

ア　ＰＡＺにおいては、警戒事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を行う。

施設敷地緊急事態発生時には、住民の避難の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行う。（削除）

また、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにＵＰＺ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である。

全面緊急事態に至った時点で、確定的影響を回避するため住民等は原則として即時避難を実施する。

イ　ＵＰＺにおいては、国等による指示に基づき、原子力施設の状況に応じて、段階的避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、放射性物質の放出後については、数時間以内を目途にＯＩＬ１を超える地域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、１日以内を目途にＯＩＬ２を超える地域を特定し一時移転を実施する。

ウ　ＵＰＺ外においては、放射性物質の放出後についてはＵＰＺにおける対応と同様、ＯＩＬ１又はＯＩＬ２を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施する。

（略）

避難等の基準

基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
ＯＩＬ１	（略）	（略）	数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施。 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
ＯＩＬ２	（略）	（略）	１日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施

現　　行	修　　正　　案
第４章　原子力災害復旧計画 第５節　損害賠償の請求に必要な資料の作成等 ６　母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。	第４章　原子力災害復旧計画 第５節　損害賠償の請求に必要な資料の作成等 ６　母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

現　　行	修　　正　　案
第５章　複合災害対策 第２節　災害予防対策 １ 情報の収集・連絡体制の整備 （略） (2) 通信連絡体制の確立 （略） また、各機関は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保、ＩＰ電話を利用する場合でのネットワーク機器等の停電対策等を講じる。 さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。	第５章　複合災害対策 第２節　災害予防対策 １ 情報の収集・連絡体制の整備 （略） (2) 通信連絡体制の確立 （略） また、各機関は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保、ＩＰ電話を利用する場合でのネットワーク機器等の停電対策等を講じる。 さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、ＮＴＴ西日本株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。